

判例 取締役變更登記期間計算ト民法規定ノ適用(大審院大正十年九月二十九日判決)

商法第四百四十一條第五十三條ノ登記期間ノ計算法ニ關シテハ商法中他ニ別段ノ定ナク、又商慣習法モ存セサルヲ以テ同法第一條ニ依リ、民法ヲ適用スヘキモノニシテ、會社ノ取締役變更ノ場合ニ於テ其登記ヲナスニ付テ全期間ノ利益ヲ享ケシメサル特別ノ理由アルニ非サレハ、民法第四百四十條第四百十二條ノ規定ニ從ヒ選任ノ決議アリタル日ヲ二週間ニ算入セス、又二週間ノ末日カ日曜日ニ當ルトキハ、日曜日ハ登記所ノ休日ナレバ、其翌日ヲ以テ期間ノ滿了スルモノト解スルヲ相當トス。

(二) 支店の新設と登記 此場合には、變更登記の外其支店所在地に於て、新に設立の場合と同一の登記手續を要する。但し本店支店が同一登記管轄区域内であつた場合は變更登記丈でよい。

(三) 本店支店の移轉と登記 此場合には舊所在地では移轉の登記をなし、新所在地に於ては新設の場合と同一手續の登記を要する。

#### 第九 株券の印刷發行並に交付

株券の印刷並に交付株券の發行が少數で濟む場合には、其印刷並に發行上に付いて、左程面倒な事ではないが、然らざる場合には、其印刷並に發行に付いて相當苦心を要するのである。大體株主の希望を斟酌して、次の標準により注文株券の種類枚數等を豫定する事が便利である。



一 株券印刷注文

注文株券數は大體左記標準により別に作成せる株數別株主數表に付き算出する。

株數	株券	枚數
1	1	1
4	1	4
9	5	14
10	1	1
15	10	15
20	5	2
140	10	14
150	50	1
200	10	2
300	50	10
400	10	3
500	50	15
600	10	5
700	50	15
800	10	7
1,000	50	9
1,500	100	15
3,000	50	11
	100	15
	50	1
	100	14
	50	5
	100	10
	50	8
	100	14
	50	20
	100	20

四株は一株券四枚、九株は五株券一枚と、一株券四枚、十株は十株券一枚と謂ふ標準によるのである以下之に準ずる。

次に株券印刷注文表を示すと(拾萬株として)

株券印刷注文表

株券種別	雛形番號入	雛形無番號	計
壹株券(5)	至自 一、一、 〇〇〇一 〇〇〇〇 〇〇〇〇 枚號號	一〇〇枚	一、一〇〇枚

計	五株券(ろ)	拾株券(は)	五拾株券(に)	百株券(ほ)
八、五〇〇枚	至自 一、一、 〇〇〇一 〇〇〇〇 〇〇〇〇 枚號號	至自 五、五、 九〇〇一 〇〇〇〇 〇〇〇〇 枚號號	至自 五〇〇 〇〇〇 〇〇〇 枚號號	至自 一〇〇 〇〇〇 〇〇〇 枚號號
四三〇枚	一〇〇枚	二〇〇枚	二〇枚	一〇枚
八、九三〇枚	一、一〇〇枚	六、一〇〇枚	五二〇枚	一一〇枚

(雛形番號入とは添付見本株券の番號記入を意味するものである)

備考

一、裏面記入スヘキ第一回拂込金額左ノ如シ

- い 壹株券 拾貳圓五拾錢
- は 拾株券 壹百貳拾五圓
- ほ 百株券 壹千貳百五拾圓
- ろ 五株券 六拾貳圓五拾錢
- に 五拾株券 六百貳拾五圓



- 二、無番號ノモノハ「」第 號」ノ如ク記號並ニ第號ノミ刷入被下度候
- 三、裏面第一回拂込金額下へ取締役社長印影御刷入被下度候
- 四、設立登記年月日 昭和貳年五月拾日
- 五、株券發行年月日 昭和貳年 月 日
- 六、表面地紋ノ色彩ハ壹株券ヨリ拾株券以下順次大株券トナルニ從ヒ地味ニ配合スル様御配慮被下度候以上

昭和貳年四月 日

日本製油株式会社

印刷局印刷部(又ハ何々印刷株式会社)

御 中

株券には參錢の收入印紙を貼付するのであるが、普通收入印紙の代りに所轄稅務署に、之に相當する代金を納付し印刷局から、印紙代用の押印をして貰ふのである。株券の體裁上並に手數上甚だ便利であるからである。

尙參考のため前掲株券割當標準表又は申込人の希望に基いて六拾萬株に對する某會社の株券割當の實例を示すと

五十音	株式數	甲 壹株券	乙 拾株券	丙 百株券	丁 十株券	カード枚數
ア	一一、七二五	一四四	一六七八	一四九	一一	六〇
イ	五五、四二五	四一五	六七九	四一六	一一	一一七
ウ	三、二三〇	一〇五	一、二四二	四一九	一	三〇
エ	二、七〇〇	二四〇	二、一七四	四七五	一	一六
オ	二〇、二四五	二五〇	二、三九四	四八一	二	一〇七
カ	三八、九〇〇	六一五	三、六七一	五三三	二	九三
キ	一五、三二五	七〇	四、五三三	七五五	四	三六
ク	一二、七六〇	四三〇	四、九三三	八二〇	一	三三
コ	六、六七五	五〇	五、一六四	八七三	一	五一
サ	八、三七五	一〇五	五、六六一	八八九	一	六一
シ	一二、一五五	八五	六、二〇一	八一六	一	六七
ス	九、六二五	九五	六、八四一	九七四	一	三九
セ	二、一〇〇	二五	七、三五七	一、〇九一	一	一一



ソ	八五〇	八二一九四五	七、四二四一七、四七八	一、〇三三一、〇三五	一六八
タ	三四、二八五	一三三五	七、四七九一八、五八三	一、〇三六一、一五六	二二一
チ	一、四二五	九四六一九五〇	八、五八四一八、六二五	一、一五七一、一六六	一一一
ツ	三、八五〇	九五一一九七〇	八、六二六一八、八三八	一、一六七一、一八三	二四四
テ	一、二〇〇	二一〇〇	八、八三九一八、九三八	一、一八四一、一八五	二
ト	六九、二七五	九七一—一〇〇五	八、九三九一九、二四二	一、一八六一、二四七	三三一九二
ナ	一一、七二五	一〇〇六一—〇九〇	九、二四三一〇、〇四六	一、二四八一、二八三	六〇
ニ	二、七六五	八五	一〇、〇四七一〇、二五二	一、二八四一、二九〇	七
ヌ	七五	一〇九六一—一〇〇	一〇、二五三一〇、二五九	一、二九一一、三〇〇	一
ネ	一、二二五	一、二〇一一—一、一五五	一〇、二六〇一〇、二八〇	一、三〇一一、三〇四	四
ノ	二、七〇〇	一、二一六一—一、三三五	一〇、二八一〇〇、五〇八	一、三〇五一、三五一	四
ハ	一一、七五〇	一、二三六一—一、二九五	一〇、五〇九一一、三〇七	一、三五二一、三六一	四七
ヒ	三、五九五	一、一九六一—一、二〇〇	一一、三〇八一、五六五	一、三六二一、四〇三	四二
フ	一一、一〇〇	一、二一一一—一、二四〇	一一、五六六一二、三五二		

ホ	三、八七五	一、二四一一—一、二四五	一一、三五三一一、五五九	一、四〇四一、四二一	二二
マ	一六、四九〇	一、二四六一—一、二九五	一一、五六〇一三、三二三	一、四二二一、五〇九	六六
ミ	一五一、二〇〇	五〇	七六四	八八	六二
ム	二、四〇〇	一、二九六一—一、三二五	一三、三二四一三、八九〇	一、五一〇一、五八四	一三八
メ	四一、二〇〇	一、三二六一—一、三三五	一三、八九一一四、〇四九	一、五八五一、五九二	一八
モ	五、七二五	一〇	一五九	一、五九三一一、六〇四	三
ヤ	一三、九五〇	一、三三六一—一、三六〇	一四、〇五〇一四、二八九	一、六〇五一、六二七	二四
ユ	一、二〇〇	二五	二四〇	一、六二八一、六七九	八
ヨ	三、〇二五	一、三六一—一、四一〇	一四、二九〇一五、一五九	一、六八〇一、六八九	三
リ	一〇〇	五〇	二四〇	一、六九〇一、七〇一	一
ワ	三、七七五	一、四一一—一、四四五	一五、一八〇一五、三五八	一、六九〇一、七〇一	二四
合計	六〇〇、〇〇〇	一、四四六一—一、四七〇	一五、三六九一五、六六三	一、七〇二一、七〇九	一五〇六

右の表中例へば「ア」甲壹株券「ア」四五は一株券四五枚を意味し、其右の数字一—四五とあるは、一株券第一號から四十五號迄を意味するのである。



カード枚数を表示してあるのは後日の紛失を慮れたからである。  
二 株券發行手續

右の表に基いて次のカード又は「イロハ」別株券交付表に各株主に交付すべき株券の番號を記入する事にし尙次の株券袋の作成をなす。

株券交付カード

氏 名 阿 部 一 郎

株 數	甲 壹 株 券	乙 拾 株 券	丙 百 株 券	丁 千 株 券
2,610	10枚	10枚	5枚	2枚
種 別	甲 壹 株 券	乙 拾 株 券	丙 百 株 券	丁 千 株 券
番 號	no 1~10	no 10~20	no 100~104	no 9~10

(イ) イロハ別 株 券 交 付 表

株 主	株 數	株 券 種 類 番 號 枚 數				備 考
		壹 株 券	五 株 券	拾 株 券	百 株 券	
伊藤 一郎	100	枚	枚	no1~10 枚	枚	
伊藤 次郎	4	no 1~4 枚	4 枚			

(ロ)

袋 券 株

日本製油株式会社株券

株主 殿

株券種類	株 數
い 壹株券	
ろ 五株券	
は 拾株券	
に 五拾株券	
ほ 百株券	
計	

no



(一) 前掲株券割當標準により、右株券交付表に一々株券枚数を記入し、然る後株券番號の記入をなし、若し株主の希望あるときは希望株券の割當をなし又株券袋には交付表によつて、一口毎に氏名、番號、株券種類、株數、枚数を記入する。

(二) 又別に株券發行臺帳にも(書式は第三章第三節株券を参照せられたい)一々株券番號並に株主名の記入をなす事にして株券の印刷が出来上つたならば直ちに右交付表によつて株券を株券袋に入れ、後袋面の氏名により株券面に株主名の記入をなし、(株數多數の分はごむ印によるをよしとす)然る後袋全部を「イロハ」別に整理し、株券を袋より取り出して、之を番號順に並べ株券發行臺帳と株券表面とに割印をなし、之を交付表によつて、再び袋に入れ斯くの如くにして完了したならば之をトランクなり、金庫なり適當なものに入れて保管する事にする。

(三) 株券交付 上述の如く株券が出来上つたならば、株券引換の通知狀を發送することにする。  
書式 株券交付通知書

拜啓當社株券出來致候ニ付キ來ル八月五日(午前九時ヨリ午後三時迄)ヨリ當社ニ於テ第一回拂込領收證ト引換ニ御渡可申候間御了承被下度此段御通知申上候敬具  
追而領收證ニハ御記名ノ上豫而御届出ノ印章御押捺相成度申添候

昭和貳年八月參日

殿

日本製油株式會社

(1) 引換事務 先づ手渡しの方は領收證の記名印鑑を先に照査して間違ないとき、交付表と對照し後株券入袋面と領收證とを照合し、袋番號を領收證に記入して株券の交付をなす。郵送の方は受付簿に記入し、然る後前述の手續を経て、案内書を附して株券を書留小包配達證明郵便で送付し、夫々株券交付表備考欄内に交付年月日を記入する。

(2) 株金第一回拂込領收證紛失の場合には、株券紛失の場合と同様の手續を取運んだ後、異議の申出でがなかつたときは、株券を交付する事にする。株券紛失の場合の手續に付ては第三章第四節株券のところを参照せられたい。

(3) 引換督促 株券の引取のない株主に對しては整理上之が引き取りを督促する事にする。

書式 株券引換督促通知書

拜啓陳者當社株券昨年八月五日ヨリ御渡申居候處未タ御引換無之當方整理上差支申候ニ付テハ此際至急御引取相願度萬一他へ御讓渡濟ニ有之候ハ、乍御手数其向へ可然御傳達被下度併而御依頼迄得貴意候謹言



追而御引換ノ節ニハ第一回拂込領收證欄外ニ記名御捺印ノ上御送付被下度申添候

昭和三年 月 日

日本製油株式會社

伊 藤 武 殿

株券發行が終つた時は之等に關する事項を同時に株主名簿に記載する事を要する。第三章株式の節  
株主名簿の説明に於て述べる事にする。

## 第六節 會社設立の無効

### 第一 會社設立無効の意義

會社が事業に着手した後には、當然其の設立が無効となるのではない。訴を以て其の設立の無効なる事を主張し其の判決の確定によつて始めて無効となるのである。純理から謂へば、苟しくも設立に無効となるべき瑕疵がある場合は、何等訴を俟つ迄もなく、會社は不成立に終るものであるが、一旦會社が表面的にせよ成立したものととして萬端の手續を経て事業を開始した後には、第三者との間に種種の關係が取り結ばれる事であるから、之を直ちに無効と

なすに於ては、第三者との複雑なる法律關係を公平に處置する事は頗る至難の事であり、却つて取引の安全を害するのであるから、斯かる制限を設けたのである。然しながら必ずしも事業着手前に無効の訴を禁止した趣旨ではない。

判例 事業着手前ニ於ケル會社設立無効ノ訴ノ許否(大審院大正十二年七月十二日判決)

會社ノ設立無効ナルコトカ發見セラレタルトキハ、例令事業着手前ト雖モ其無効ヲ主張スルニ付キ利益ヲ有スルモノハ、何人ト雖モ之カ無効ヲ主張スルコトヲ得ルモノトス。商法第二百三十二條ノ規定ハ株式會社ノ事業着手後ニ在リテハ會社カ諸般ノ複雑シタル法律關係ヲ生ジ之カ設立無効ノ影響少カラサルヲ以テ時ニ事業着手後ノ無効ノ主張ニ付キ一定ノ制限ヲ設ケタル趣旨ニシテ同條ハ會社設立無効ノ訴ハ必ス事業着手後株主ヨリノミ之ヲ爲スコトヲ要ストノ法意ニハ非サルモノトス。

### 第二 設立無効の原因

會社設立無効となる事由の重なるものは左の通りである。

#### 一 發起人が七人未満のとき

株式會社の發起人が七人以上を要する事は、會社成立の絶対要件であるから、若し七人未満の發起人によつて會社が設立せられた場合には、其設立は法律上無効である。



二 定款の作成ない場合又は作成があつても法定要件を具備しない場合  
定款の作成がなくて、會社が設立せられた場合には其設立が無効である事は説明を俟つ迄もない事であるが、假令定款の作成があつても、其絶対記載事項の記載を缺く場合には、會社設立無効の一原因となるのである。

三 株式の引受がない場合若しくは引受が著しく欠缺せる場合  
引受のない株式は發起人に於て之が引受をなす事を要するのであるから、少數株式の引受がなかつたからと謂つて、會社の成立に影響を來すものではない。然しながら株式の引受が全然ない場合、又は大多數の株式引受がなかつた場合には、會社の設立が無効である事は既に述べたところである。

四 拂込の欠缺ある場合  
株式拂込の欠缺は、直ちに會社設立の無効を來すものではないが、發起人が拂込の手續を怠つて全然拂込せなかつたり、又は拂込の程度が著しく欠缺した場合には、設立の無効を來す事は既に述べたところである。

五 株式申込證の作成ない場合若しくは申込證が要件を缺く場合

募集設立の場合に、株式申込證によらずして申込を取扱つた場合、若しくは申込證が法定要件を缺く場合に斯かる申込證によつてなされた申込が無効である事は勿論、延いては會社の設立を無効とならしめるものである。

六 創立事項の報告取締役監査役の選任並に設立手續の調査等を爲さなかつた場合  
右の手續が全然なかつた場合に設立無効を來す事は説明する迄もない事である。

### 第三 設立無効の訴と其裁判

株主、取締役及び監査役が設立無効となるべき原因を發見したときには、訴を以て其設立の無効なる事を主張し得るのであるが、其訴は會社本店所在地を管轄する地方裁判所の專屬管轄になつてゐる。若し同時に數個の訴があつた場合には、之等の訴を併合して審理を進め、之に對して裁判をなすのである。訴提起の時期に付ては別段何等の制限がないのであるから、事業着手前たると着手後たるを問はない事は既に述べたところである。

### 第四 設立無効判決の效力

會社設立無効の訴が無効なる事に確定したときは、純理から謂へば會社は初めから成立しなかつた事になるのであるから、判決の效力は遡及するものと謂はなければならぬ。然しながら斯る效力を認



める時は第三者との法律關係を複雑ならしめる虞れがあるから判決の確定した時に會社は解散したものととして、清算手續に入るのである。

元來判決は當事者間にのみ其效力を及ぼし當事者のみを拘束するものであるが、設立無効の判決は其の例外をなし當事者のみを拘束するばかりでなく、他の一般株主をも拘束する效力を有するものである。設立無効の判決が確定したときは、本店及び支店の所在地に於て其の登記をなすことを要する。次に會社設立無効の訴の書式を示すと

書式 株式會社設立無効宣告ノ訴

東京市小石川區表町三番地平民會社員

何々 株式會社株主

原告 木村一郎

東京市小石川區表町七番地平民會社員

何々 株式會社株主

原告 中島武郎

東京市神田區小川町一番地

被告 何々株式會社

右法律代理人取締役 宇野勝吉

請求ノ一定ノ目的

一定ノ申立記載ノ通り

一定ノ申立

昭和貳年七月拾五日設立シタル何々株式會社ノ設立ノ無効ヲ御宣告相成度候

請求ノ一定ノ原因

一、被告何々株式會社ハ醫理化學藥品、工藝品等ノ製造販賣ヲ目的トシ其資本ノ總額參拾萬圓株式總數六千株、一株ノ金額五拾圓、第一回拂込金額一株ニ付キ金十五圓、存立時期ハ設立ノ日ヨリ滿參拾ケ年トシ、何某外六人ノ發起人ヲ以テ昭和貳年五月壹日定款作成ノ上株主ノ公募ニ着手シ、株式引受ノ申込ハ滿株トナラサリシモ同年六月貳拾五日ヲ第一回株金拂込期日ト定メテ各株式引受人ニ對シ其拂込ヲ通知シタリ

二、然ル處株式引受人等ニ於テ第一回株金拂込ヲナシタルハ第一回總株金拂込金額九萬圓也ニ對シ僅ニ合計金五千圓也ノ拂込アリタルニ拘ラス發起人等ハ全部ノ拂込アリトシテ昭和貳年七月拾五日創



立總會ヲ招集シ、總株式ノ引受及ヒ第一回株金ノ拂込ヲ完了シタルカ如ク報告シ創立總會ヲ終結シテ同年七月二十日設立登記ヲナシタル次第ナリ

三、斯クノ如ク右被告會社ハ總株式ノ引受ナク且ツ第一回拂込金額九萬圓也中僅カニ其十八分ノ一ニ該當スル五千圓也ノ拂込アリタルニ過キサレバ、其設立ノ無効ナルコト又明白ニシテ、一點疑ヒノ餘地ナキ次第ナレバ茲ニ設立ノ無効ノ御宣告ヲ仰キ度ク本訴ニ及ビタル次第ナリ

證據書類及ヒ添付書類

- 一、何々株式會社株式申込證 一通
- 二、何々株式會社創立總會通知書並ニ創立總會決議錄 各一通
- 三、何々株式會社登記簿謄本 一通

右 以上

木 村 一 郎 印  
中 島 武 郎 印

東京地方裁判所御中

### 第三章 株式

#### 第一節 株式の意義

##### 第一 株式の意義

株式の意義は其觀察の如何によつて異なるものである。會社の資本の關係に於て株式と謂ふときは資本の一部分を意味し、會社に對する權利義務の關係から謂ふときは株主權を意味するのである。

##### 第二 株式の金額

商法第四百五條は株式の金額の均一でなければならぬことを規定してゐる。従つて資本増加による新株發行の場合に於ても新舊株式の金額は常に同一様でなければならぬ。一株の金額に付ては我商法は最少限度を五拾圓としてゐるのであるから、それ以下の金額であつてはならぬ。然しながら唯、一時に全額拂込をなす場合には、貳拾圓までに下す事が出来る。株式の金額の最大限度に付ては、別段商法に之が制限を規定してゐないのであるから、百圓又は貳百圓、若くは其以上でも差支へな

す。



### 第二節 株式の所屬者

株式の所屬者、即ち株主は原則として何人でも爲り得るのであるから、男ても女でも、或は又能力者であらうが、無能力者であらうが、株主となり得ることは前述の通りである。唯定款の規定で、株主たるの資格を制限し又は特殊会社に於て、株主の資格に一定の制限を加へて居る如き場合は例外である。尙会社に付ては我商法は自己の株式を取得し得ざることを規定して居る。

然しながら之には例外がある、即ち失權株が一時会社の所有に歸する場合、資本減少に當り株式の消却をなす場合、株式の併合により株主が失權された場合等である。之等に關しては後節改めて説明を加へることとする。株式は必ずしも之を單獨に所有する必要はない。一個の株式を二人で所有してもよければ、又は四、五人で共同に所有してもよい、此の場合には共有者の中から一人の代表者を選定して会社に届出をなさしめ株主の権利を行使せしめることになつてゐる(六四)。

書式 株式共有代表者選定届(遺産相續ニヨリ共有ヲ生ジタル場合)

一、日本製油株式会社株式五拾株

右ハ今般遺産相續ニヨリ私共三人ニ於テ取得致候處共有代表者ヲ佐藤一郎ト相定メ候ニ付印鑑貳葉、

戸籍謄本相添へ此段御届申上候也

昭和 年 月 日

住所	.....
共有者	佐藤 一郎 印
住所	.....
共有者	佐藤 二郎 印
住所	.....
共有者	佐藤 三郎 印

日本製油株式会社御中

未成年者の場合には親権者が代理して届出をなすことを要する。共有代表者の届出があつたときは會社と共有者間の一切の権利の行使は共有代表者に於てなすのである。

### 第三節 株金の拂込

本節に於て述べんとする株金の拂込は商法第一百五十二條に基く場合、即ち第二回以後の株金拂込に



關することである。

### 第一 株金拂込の時期

株金の第二回以後の拂込時期に關しては、我商法は何等の規定がない。或は定款に拂込の時期と其程度を明記してゐるものもあるが、株主總會の決議又は取締役會の決議を以て、適宜之を定めると謂ふ様に拂込に關し、總會又は取締役會の決定による方法を探つてゐるものもある。要するに第二回以後の拂込に關しては全く會社が自由に定め得るところである。株金の拂込は必ず拂込期日の二週間前に之が通知をなす事を要するのであるから之に反する通知は無効である(二五)。

#### 一 拂込期間計算法

商法百五十二條第一項は株金拂込の通知に關し明かに受信主義を採つて居るのであるから其到達の翌日、若くは通常到着するものと看做される日の翌日から起算し二週間の期間の存する事を要する。

同條に所謂「二週間前に」とあるのは拂込期日の「二週間前に」との意に解すべきものであるから、拂込期日は其二週間の期間中に算入すべきものではない。従つて右通知の到達のあつた日、若しくは普通到達のあつたものと看做される日の翌日から起算し、拂込期日の前日迄に二週間の日數がなくてはならぬ。株主に對し一旦拂込の通知をなした以後、株式の讓渡があつた場合には、會社は更に

讓受人に對して株金拂込の通知をなす必要はない。何となれば一旦有效なる拂込の通知を受けた株主が拂込の義務を生ずるのは當然であり、讓受人は其状態に於ける其者の地位を承繼するからである(東京控訴院大正十一年五月十九日)。

株金拂込の請求を受けたる後株式を讓渡した場合、株金拂込の義務は讓渡人及び讓受人中何れが之を負擔すべきものであるかに付ては學者間に議論の岐れる所である。

#### 一 株金拂込義務が讓受人に移轉するとす説

株主が株式を讓渡した場合に於て、其主たる権利は讓渡契約の效力として讓渡人から讓受人に移轉する事は勿論であるが、株金拂込の義務も亦同時に之に依つて移轉すべきものではない。株金拂込の義務と雖も普通の義務と同じく其性質上義務者單獨の意思に依り之を免れる事が出来ないものであるから、株式讓渡人が株金拂込の義務を免るゝには例へば權利者たる會社に於て之を免除するか、又は定款、若くは法律の規定に依り、其義務を免除するが如き特別の理由がなければならぬ。

株主が株式を讓渡し、之を株主名簿に記載したときは株金拂込の義務を免れ、單に第百五十三條第二項第三項に規定する擔保的の義務を負擔するに過ぎないものである。株式讓受人は株主名簿に讓渡を記載したときから、原始的に株金拂込義務を負擔する者と解すべきである。然して株金拂込の義務



を負擔する者は必ず株主名簿に記載ある現在の株主のみであつて、株式讓渡人は株金拂込に付き既に催告を受けた場合たと否とを問はず、其拂込をなす義務がないのである。株式讓渡人は商法第五十三條第二項及び第三項に定めた義務を負擔するに過ぎないのであつて、同條末項の損害賠償及び違約金の支拂を爲す等の事も株式讓渡人の義務の範圍に屬せざるものと解す可きものである。(大審院大正八年十二月十二日同十二年十一月十二日)

## 二 讓渡人に於て拂込をなすとの説

株金拂込の義務は學者の所謂催告債務に屬するものである。即ち此債務は拂込の催告によつて始めて履行の責任を生ずるものである。一旦此催告により履行の責任が生じた以上は爾後株主が株式を讓渡することがあつても其責任に變動を生ずべきものでない。

## 三 讓渡人讓受人共に拂込の義務があるとの説

株式とは株主の地位に伴ふ權利義務の包括的名稱であつて、必ず株主たる地位に隨伴するもので、甲は單に權利のみを有し乙は義務のみを負ふと謂ふ様な事は認められないものであるから、株主が株式を讓渡した場合に於ては、其株主たる權利義務は讓渡契約の效力として包括的に讓渡人から讓受人に移轉す可きものである。催告によつて單純なる特定の金額支拂の債務を負擔する株式讓渡人が其債務

を免脱するには必ず債權者の同意を必要とするものである。而して會社が株式讓渡を株主名簿の記載せられる事によつて認めたところの同意なるものは、單に株式の内容たる義務即ち抽象的義務のみであつて、其義務から流出したる特定金額支拂の債務に迄及ぶものではない。唯讓受人も出資義務を讓渡人と同一状態に於て承繼するのであるから、此場合には一個の債務に付き讓渡人、讓受人兩名の債務者が出来るのであるが、債權は一個であるから兩債務者中の一人が履行すれば他の一方の人の債務も亦同時に消滅すべきものであると。

## 二説に對しては次の批難がある

株式の讓渡に付き商法第五十條の手續を履踐したときは、其讓渡は會社又は第三者に對し完全に對抗することができる。縱し該株金拂込の義務が一個の債權であるとするも、其のものが株金拂込債務である以上、讓渡人にして會社の請求に應じ拂込をなす可きものとせば第五十條の手續を了しながら會社に對抗することが出来ない結果となるのである。次に會社が株主に對する權利行使は株主名簿に現に記載せられてゐる株主に對してのみ之をなせば充分であつて、此場合該株金拂込の義務が尙讓渡人に存するものとすれば既に株主でない者に對して權利を行使することになるのではなからうか。

尙又法典は株式讓渡人に對して株金拂込の擔保義務を認めてゐる。是れ株式讓渡人が株金拂込義務



のない事を前提として、斯かる責任を讓渡人に對して認めたとなさなければ意味をなさない事になるのであるから、此趣旨に徴するも此場合株式讓渡人に右拂込義務のない事を法典は豫想したものであるとなさなければならぬと。

三説に對しては次の批難がある

三説は讓渡人の株金拂込の義務を認めながら、讓受人も亦出資義務を讓渡人と同一状態に於て承繼するのであるから、一個の債務に付き讓渡人、讓受人兩者の債務者を生ずるものと爲すに至つては賛成が出来ない。何となれば具體的株金拂込義務は、會社の催告に依つて發生するものである事は、論者も亦之を肯定するに拘らず、此場合讓受人が讓渡人の抽象的出資義務を承繼するが故に同一債務を負擔するものと爲す事は、催告によらずして讓受人の具體的株金拂込義務を認定する結果となり、理論上採用し難い所であると。

一説判旨の如く株金拂込義務は、讓受人が之を負ふものである事は、多數學說判例の認める所であるが、讓受人の拂込義務が原始的に發生するものであるか、或は又讓渡人の債務を承繼するものであるかに付ては議論の岐れる所である。承繼説を採る學者は株金拂込義務なるものは、株主と離れて觀念する事が出来ない。換言すれば株主たる身分に固着して存在するものであつて、縦しんば抽象的株

金拂込義務にせよ、將又具體的株金拂込義務にせよ、此意味に於て差異のないものである蓋し法典解釋上株主でない者の株金拂込義務を觀念する事が出来得ないからである。既に具體的株金拂込義務も亦株主たる身分に終始する義務であるとすれば、抽象的株金拂込義務が株式の讓渡人から、讓受人に移轉するが如く、此具體的株金拂込義務に付ても同一に其移轉を肯定すべきものであると論じてゐるが判例は此點に關し原始説を採つてゐる。法理論の研究としてはともかく、實際問題としては實益の少い問題である。

## 第二 株金の現實拂込

株金は現金を以て現實に拂込まなければならぬ手形其他の代替物による拂込は之を認める事は出來ぬ。又株主は自分が會社に對して有する債權と拂込との相殺を主張することも出來ぬ然し會社が之を承諾すれば差支へない。相殺契約の效力に付ては異論があるが大審院は有效なる旨の判決を下してゐる。

### 一 小切手を以てする拂込の效力

小切手による株金の拂込が有効であるかどうかには議論の存する所である。小切手は今日一般に通貨同様に可扱はれてゐるから、差支へないと謂ふ説もあるが、然しながら株金拂込の爲に小切手



を振出した場合には、小切手金額の支拂を受けたときに、一定の金額が振出人から支拂はれたこと、なり、始めて其金額が株金拂込に充てられるのであるから、單に小切手の授受のみに依つて株金拂込が完了したものと解する事は隱當を缺くものと謂はなければならぬ(註)。

會社の立場から株金拂込を觀れば、會社は株金拂込請求權を拋棄することも、又之を免除することも出來ない。

## 二 拂込請求權讓渡の效力

株金拂込請求權讓渡の效力に關しては、從來の學說判例は、悉く株金拂込請求權は資本充實を謀るために、會社に與へられたる會社の專屬權であつて、會社のみが之れを行使し得るのであるから、他に之が讓渡を許すべきものでないとの見解を維持して來たのであるか、大審院は大正十四年五月二十四日の民事聯合判決に於て株金拂込催告後の株金拂込請求權を讓渡する事は差支へない旨の判決を下し其讓渡の有効なことを認めてゐる。拂込催告後の讓渡を認める以上拂込催告以前と雖も、具體的に拂込請求權となつた場合を條件に之を讓渡し又は差押をなす事も違法でないといふと解せられてゐる。

### 判例

株金拂込請求權讓渡ノ許否(大審院大正十四年五月二十四日民事聯合判決同  
主旨判例東京控訴院大正十四年十二月十一日)

株式會社カ其株主ニ對シ株金ノ拂込ヲ催告シタル場合ニ於テ其ノ催告ヲ受ケタル株主ニ對シテ有ス

ル特定株金拂込請求權ノ讓渡性ヲ有スルヤ否ヤニ付テハ疑義ナキニ非スト雖モ、拂込催告後ニ於テ特定株金額ノ拂込ヲ請求スル權利ハ會社カ社員權關係ニ基キ株主ニ對シテ有スル出資請求ノ原權ヨリ流出スルモノニシテ、其基本タル原權ト全ク別異ナル權利ニ外ナラサルヲ以テ會社ト株主トノ特別關係ニ基因スルコトハ、未タ以テ之カ讓渡性ヲ否定スルノ理由トナスニ足ラサルモノトス。

株式會社ハ物的會社ニシテ資本額ヲ公示シ之ヲ以テ信用ノ基礎ト爲スモノナルヲ以テ株金拂込ノ現實ニ行ハル、コトヲ強要スル原則ノ適用上拂込催告後ニ於ケル株金拂込請求權モ亦之カ讓渡其他ノ處分ニ付種々ノ制限ニ服スルコト論ヲ俟タサル所ナリト雖モ、右ノ制限ニ服スルノ一事ハ未タ以テ該權利ノ讓渡性ヲ否定スルニ足ラサルカ故ニ之カ制限ノ下ニ會社カ拂込請求後ノ讓渡其他ノ處分ヲ爲スモ毫モ妨クル所ナキモノトス。

會社カ對價トシテ其拂込マシメントスル金額以上ノ現實金錢給付ヲ受クルカ如キ場合ニ於テハ拂込催告後ノ株金拂込請求權ヲ讓渡スルモ何等叙上ノ制限ニ抵觸スル所ナキモノトス。

商法第五十二條以下ニ規定スル株金拂込ニ關スル特別方法ハ株主カ株金ノ拂込ヲ爲ササル場合ノ救濟方法ニシテ該規定ハ會社カ他ノ方法ニ依リテ株金ノ拂込ヲ充實セシムルコトヲ妨クルモノニ非サルモノトス。



拂込催告後ノ株金拂込請求權ハ他ニ其讓渡性ヲ否定スヘキ理據ナキヲ以テ其ノ讓渡性ヲ肯定スルヲ相當トスヘク、從テ會社ノ他ノ一般金錢債務ト同様會社債權者ノ差押ノ目的タル適性ヲ有スルモノト解スルヲ妥當トス。

(註) 小切手は振出人が支拂人をして、自己の爲に支拂を爲さしめ得る支拂證券であつて、金錢でもなければ、又兌換券でもない株金の拂込が金錢を以て爲す事を要する事は謂ふ迄もない事であつて、我商法が現物出資に付いて、嚴重なる規定を設けてゐる法の趣旨に鑑みれば、金錢出資に付ては、金錢以外のものを以て之に充當する事が出来ない事は明である。小切手は前述の如く有價證券であるから、其授受に依つて代物辨済が成立するものであり、從つて株金の拂込があつた事になるものであるとの見解を有する者もあるが、(代物辨済は成立せずと解すべきである) 假令代物辨済が成立したものと解するも、之による株金拂込は、許されないものと解すべきである。從つて株金拂込支拂の爲に授受された小切手は、これが支拂に依つて初めて株金の拂込があつたものと見なければならぬ。假令小切手の支拂に對し、十分なる資金があり、或は支拂保證があつたとしても、それは單に小切手の支拂が確實に行はれると謂ふ安全性があるに止まり、之が爲に小切手が金錢と同一視せられるものではないと(右は通説であり、且判例の認める所である)

### 三 會社所有中の自己株式處分前に於ける株金の拂込

會社が失權等に依り自己の株式を取得し、其處分前に株式に對し、株金拂込を爲さしめる様な場合が生じた時には、之を如何に取扱ふべきかは一個の問題である。斯かる場合には計算上拂込あ

る他の株式同様、拂込あつたものとし、拂込後の株式として之を處分すべきものであると解するのが通説である。

次に株金拂込通知書の一例を掲げる事にする

#### 書式 株金拂込通知書

拜啓時下益々御清榮奉賀候陳者當會社株金第二回ノ拂込金一株金拾貳圓五拾錢也右ハ來ル昭和二年五月十三日迄ニ拂込ノ事ニ取締役會ニ於テ決定致シ候ニ付左記事項御承知ノ上御拂込相成度此段得貴意候敬具

昭和貳年四月貳拾五日

日本製油株式會社

取締役社長 渡邊信次郎 印

株主 佐藤要三殿

記

一、御所有株數 百 株

二、拂込金額 一株ニ付金拾貳圓五拾錢也



一、拂込期日 昭和貳年五月拾參日トス

拂込場所

東京市麴町區八重洲町一丁目一番地	株式會社	東京銀行本店
同 日本橋區通旅籠町一丁目一番地	同	日本橋支店
大阪市東區北濱三丁目五番地	同	大阪支店
神戸市相生町一丁目十番地	同	神戸支店
名古屋市西區島田町五丁目五番地	同	名古屋支店
	以上	

拂込金領收證は第二章第五節の書式を参照せられたい

第三 第二回拂込催告及び失權豫告

株主が右拂込期間迄に拂込をなさなかつたときは、會社は更に二週間以上の期間を定めて、其期日迄に拂込を爲すべき旨、及び其期日迄に拂込をなさなかつた場合には、株主の權利を失ふべき旨の通知をなす事を要し(一五三)、右の通知と同時に、會社は通知事項の公告をなす事を要する(一五二)。期間の計算に付ては第一回拂込催告の場合と同一の計算法に依るのである。

以上の手續を踐んでも、尙拂込をなさなかつたときには會社は失權手續をとつてもよければ、又は強制執行の方法に出づるもよい。或は最初強制執行の方法に依り、中途に於て之を變更して失權手續をとつてもよい。反對に最初失權豫告をなし、後に之を撤回して強制執行してもよい。尙甲の株主には、強制執行の方法を、乙の株主には失權手續の方法をとるなり、何れの方法に依るのも會社の自由である。

次に株金拂込及び失權豫告の通知書の例を示せば

書式 株金拂込及ヒ失權ニ關スル通知

拜啓當會社株金第二回拂込期日ノ儀豫而得貴意候通り昭和貳年五月拾參日迄ノ處未タ御拂込無之候ニ付テハ來ル五月貳拾九日迄ニ遅延利息(拂込金百圓ニ付日歩四錢)ヲ添へ御拂込相成度萬一右期日迄ニ御拂込無之候節ハ其權利ヲ失ハレタルモノトシテ取計可致候間左様御了承相成度此段御通知迄得貴意候敬具

昭和貳年五月拾五日

日本製油株式會社

取締役社長 渡邊 信次 郎



佐藤 要三 殿

右の通知書は後日の證據のため内容證明郵便を以て發送する方が宜からうと信ずる

書式 株金拂込公告

當會社株金第二回拂込未済ノ向ハ來ル昭和貳年五月貳拾九日限リ金百圓ニ付日歩四錢也ノ遲延利息合算ノ上左記拂込場所へ御拂込相成度萬一右期間迄ニ御拂込無之節ハ商法ノ規定ニヨリ株主タルノ權利ヲ喪失可相成候此段及公告候也

昭和貳年五月拾五日

日本製油株式會社

取締役社長 渡邊 信次 郎

記

拂込場所

一、當會社本店

一、株式會社東京銀行本店

一、失權豫告公告は株主を失權せしめる必要條件なるか

法文上株主を失權せしめるには、失權豫告の公告と(一五二ノ第三項)失權公告を(一五三ノ條)爲す事を要し、之を爲さなかつた場合には、失權手續は無効の様に考へられるのであるが、失權豫告の公告、並に失權公告は株主以外の第三者をして、該株式に關して不利益を蒙る虞れがあるので、其不利益を避けしめる機會を興へる立法の趣旨に基き、右の手續を爲さしめるのであるから、縦令會社が其公告を怠る様な事があつても、株主に對しては、失權手續により當然失權の効果が生ずるものである(東京地方裁判所大正十一年九月三十日、大審院大正七年十一月一日)

二、失權株主は拂込を爲して再び株主となり得るか

一旦失權された株主が競賣手續を爲す以前、株金を拂込んだならば再び株主となり得るであらうかどうかは疑の存する所であるが、株主を失權せしめた場合は會社は必ず商法第一百五十三條の手續を踐まなければならぬ。右手續の結果拂込をなした讓渡人が株式を取得する事は同條の規定に基く結果である。然しながら本問の場合には斯くの如き方法による株式取得の規定がない。従つて従前株主は假令株金を拂込んだからと謂つて、株式讓渡人と同様、株主權を取得する事は出來ぬ。尙株主が失權したときは、株式は會社の所有に歸するのであるから、失權株主が他人(會社)の株金を拂込んだからと謂つて當然株主となる謂れがない。尙又之を實際問題として觀察するも、失權期日後に拂込をなし



て再び株主となる者があるときは、他の株主から異議の生ずる虞れあるばかりでなく、嚴格なる取扱に依れば、當然失權せらるべき筈の株主から、株式を譲受けた者が會社から第二回或は夫以後の拂込の請求を受けた時に、拂込んだ方が利益の時には問題が起らないのであるが不利益なる時には、前記の事實に依り、讓渡の無効を主張して拂込を拒む虞れがあるからである。

次に株式失權公告の例を示すと

書式 株式失權公告

一 第壹號壹株壹枚

東京市大塚窪町二番地

伊藤一郎殿名義

一 第壹號至同第十五號五株券十枚

東京市神田區小川町一番地

伊藤次郎殿名義

一 第壹號十株券壹枚

東京市本配區菊坂町一番地

伊藤三郎殿名義

右株式ハ商法第一百五十三條ノ規定ニヨリ失權ト爲リタリ仍テ此段公告候也

昭和貳年六月六日

日本製油株式會社

右失權豫告並に失權公告を怠つた場合には、取締役は過料の制裁を受ける事になる。

#### 第四 各讓渡人に對する催告

右の如く拂込のない株主が失權した場合には、會社は失權株式の各讓渡人に對し、二週間以上の期間を定めて其期間内に滯納金の拂込を爲すべき旨の催告を發する事を要する。讓渡人が數人ある場合には各讓渡人に對し、同時に通知を發する事を要するのである。然して株式の讓渡人中最初に拂込んだ者が、失權株式を取得する事となるのである(一五三)。

##### 一 各讓渡人に對する催告期間の計算法

商法第一百五十三條第二項の各讓渡人に對する催告は、之を發した翌日から起算し、十四日に該當する期間迄に拂込を爲すべき旨の催告を發すればよい。商法第五十二條第一項、二項の場合は到達主義に依つてゐるのであるから、到達の翌日から起算し而も拂込期日は十四日の期間に算入しないのであるが、本催告の場合には之を加算するのである。

判例 商法第一百五十三條第二項ノ期間ノ計算法(大審院大正九年六月三十日判決)

案スルニ商法第五十二條第一項ノ規定ニ依ルトキハ、株金ノ拂込ハ二週間前ニ之ヲ株主ニ催告スルコトヲ要スルヲ以テ、右ノ催告ハ拂込期日トノ間ニ少クトモ二週間ノ猶豫期ヲ存スルコトヲ必要トスレドモ、商法第一百五十三條第二項ニ規定スル讓渡人ニ對スル拂込ノ催告ハ之ト異リ、二週間ヲ下ラサル期間ニ拂込ヲ爲スヘキ旨ノ通知ヲ發スルヲ以テ足ルモノニシテ、而シテ該催告ニ付テハ發信主義



ニ依ルヘキモノナルコトハ、當院判例ノ認ムル所ナルヲ以テ催告ヲ發シタル翌日ヨリ起算シ十四日目ニ該當スル期日マテニ拂込ヲ爲スヘキ旨ノ催告ヲ爲スハ固ヨリ適法ナリ。原判決ノ説明スル所ニ依レハ被上告會社ハ大正八年七月貳日株式ノ讓渡人タル上告人ニ對シ同月拾六日マテニ株金ノ拂込ヲナスヘキ旨ノ催告ヲ發シタルコトハ當事者間ニ爭ナキ事實ニシテ、即チ二週間ヲ下ラサル期間内ニ拂込ヲナスヘキ旨ノ催告ヲ發シタルモノナルヲ以テ該催告ハ何等不適法ナルモノニ非ス。

### 第五 株式の競賣

上述の如く各讓渡人に對し、拂込の催告を爲すも拂込を爲す者があつた場合は、失權株式を競賣に附する事を要する。競賣の結果競落人があつたときは、競落人は競落代金の支拂をなし其株式を取得し株主となるのである。

#### 一 従前株主の不足額辨濟

若し競落代金が拂込金額に達しなかつた場合は、従前株主（失權された株主）に對して其不足額の辨濟を求める事が出来るのである。此不足額請求權が單純なる損害賠償債權なりや或は株金拂込請求權と同様の性質を有する權利であるかに付ては議論の存する所であるが後説が通説である。尙會社は不足額請求と同時に損害賠償及び定款規定の違約金の請求をなす事が出来る。

株式が何回競賣に附せられても、尙競落しなかつた場合には、會社は直ちに従前株主に對し、拂込額を不足額として辨濟の請求が出来得るかどうかに付ては説の岐れる所である。

従前株主に對し、不足額の辨濟を請求する事は、株式の競落あつた事を前提となすのであるから、株式が競賣不能に終つたときは、最早會社は従前株主に對し、不足額の辨濟を請求する事が出来ぬ。従つて之から生ずる損害は會社が負擔する外途ないものであると謂ふ説もあるが、然しながら法典が資本充實を圖る爲に規定した商法第五十三條の趣旨に鑑みるときは、株式の競賣不能の場合には、直ちに拂込額を不足額として従前株主に辨濟の請求を爲し得るものと解する説を正當と信ずる。

#### 二 各讓渡人の不足額辨濟

會社が従前株主に對し、競賣代金不足額辨濟の請求をしても尙支拂はない場合には、強制手段に出でてよいのであるが、斯かる手段を採つても目的を達する見込のない場合には、結局徒勞に歸するのであるから會社は各讓渡人に對し、右の不足額の辨濟を請求する事が出来る。此場合會社は總ての讓渡人に對し、同時に請求の手續をとつてもよければ、又は順次に、或は各讓渡人中資力のある者に對して之が請求を爲す等全く會社の自由である。

(一) 讓渡人擔保義務の性質 右の如く各讓渡人は不足額辨濟の擔保義務を負ふのであるが其性質に



付ては、學者間に議論の存する所である。即ち株式の各讓渡人の責任は連帶的であるとなす連帶債務説、並に民法の所謂保證債務であるとする所謂保證債務説等があるけれども、右の責任は各讓渡人が各自獨立に其不足額全部に付き辨済の責任を有するものと解するのが通説である。

(二) 讓渡人が不足額辨済を爲したる場合と其求償權 競賣代金不足額を辨済した讓渡人は、其直接の讓受人に對して、自己が辨済をなしたる全部の償還請求を爲す事が出来る。何んとなれば讓受人は讓渡人に代つて株金の拂込をなすべき義務を負ひ、後の取得者が拂込を爲さない場合には讓渡人に對し累を及ぼさないと謂ふ責任を引受けたからである(大審院大正元年十二月二十五日)。株式讓渡人が損害賠償並に違約金支拂の義務をも負ふものであるかに付ては説の岐れる所であるが讓渡人は單に商法第五百十三條二項及び三項に定めたる義務を負ふのみであると解すべきである。何んとなれば之等の義務を負ふには積極的明文規定を要し損害賠償及び違約金の請求を妨げざる旨の商法第五百十三條四項の如き消極的明文自體に依つては讓渡人の右の義務を肯定すべき理由がないからである。と謂ふ説に左袒したい。

### 三 株式讓渡人の責任消滅期間

株式讓渡人は上述の如き擔保義務を負ふのであるが、其責任が一定の期間に限定せられる事は商法第五百十四條の明定する所である。即ち株式讓渡人の責任は株式の讓渡を株主名簿に記載したる後二

ヶ年の経過によつて消滅するものである。然しながら右の責任消滅は二ヶ年内に何事も起らず無難で経過した場合であつて、若し二ヶ年内に讓渡人に對し、株金拂込の催告があつた場合に於ては、其讓渡人の責任は二ヶ年を経過するも消滅することなく、尙繼續するものである(東京控訴院大正十三年六月三日)。

株式讓渡人の責任は株式讓渡後如何なる事由が、二ヶ年内に存すれば尙繼續するかの問題に關しては、學者間に議論の存する所である。大審院は次の第二説の見解によつてゐるものであるから、實際取扱ひとしては之に隨ふべきである。

#### 第一 現株主に對する拂込催告説

商法第五百十四條の讓渡人の責任は、會社が二ヶ年内に現在の株主に對して、拂込の催告をなす事に依つて、繼續するものである。元來現在の株主は其拂込に關し、會社に對して主たる責任を負擔し、株式讓渡人は從たる責任を負擔するものである。従つて主たる責任者が其義務を履行すべき状態、即ち現在の株主に對して、會社が拂込を催告した時を以て從たる責任の存否を決定する標準となさなければならぬ。故に株式の讓渡を株主名簿に記載した時から、二ヶ年を経過しない間に、現在の株主に對して拂込の催告があつた以上は假令讓渡人に對する催告狀が右二ヶ年の期間経過後であつても讓渡人は其責任を免れる事は出来ぬ。



## 第二 讓渡人に對する拂込催告説

株主が失權した場合に於て、株式讓渡人が株式讓渡後未だ二ケ年を経過しない間に、會社から株金拂込の催告を受けたときは、其讓渡人の責任は、假令二ケ年を経過しても消滅せざるものである。

## 第三 株主の失權説

株式讓渡人は従前の株主の不拂株金を擔保する責任を負ふものであるから、株主が其權利を失ひ不拂の事由確定した時に於て、讓渡人たる責務を履行すべきものと謂はなければならぬ。従つて商法第百五十四條の規定する所に依り、讓渡を株主名簿に記載した後二年間讓渡人たる責務を盡すべき事由が発生しない時は其責任を免れる事が出來るのであるが、然らざる場合は讓渡人たる責任を辭する事が出來ぬ。

## 第四 株式競賣後不足額請求説

商法第百五十四條の免責規定は、株式の讓渡を株主名簿に記載した後二年の法定期間内に同第百五十三條第三項の競賣不足額に付いて會社から讓渡人に對して辨済の請求があつた場合には適用ないものである。

以上説明した如く、株主が株金不支拂の場合には、會社は飽く迄も株主及び各讓渡人に對し其支拂を

強要する事が出來るのであるが、之に反し株式競賣の結果滞納金以上の賣得金があつた時は之を従前株主に返還するに及ばない。何んとなれば會社は自己の所有株式を處分して得た金であるからである。

次に株式讓渡人に對する株金拂込催告書の例を示せば

### 書式 株金拂込催告書

拜啓昭和貳年貳月壹日貴下ヨリ木下次郎殿ニ讓渡相成候當會社株式ニ付左記第二回拂込金拂込相成度旨右最終株主タル木下次郎殿ニ催告致候處期日迄ニ拂込無之依ツテ商法ノ規定ニヨリ更ニ拂込ノ催告致シ候へ共催告期間迄ニ拂込無之候結果同氏ハ株主タルノ權利ヲ喪失相成候ニ付テハ右株式讓渡人タル貴殿ニ於テ來ル昭和貳年六月貳拾日迄ニ左記ノ通り當社へ御拂込相成度此段催告候也

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

昭和貳年六月六日

日本製油株式會社

取締役社長 渡 邊 信 次 郎

株式讓渡人 佐 藤 要 三 殿

記



- 一、日本製油株式會社株式五拾株  
一、壹株ニ付金拾貳圓五拾錢也

以上

書式 競賣不足額辨濟請求書

拜啓貴下ノ曩ニ當社株主トシテ所有セラレ候株式五拾株ニ對シ第二回御拂込期日ニ拂込無之ニ付、讓渡人タル佐藤要三氏ニ對シ拂込ヲ催告致候處是亦終ニ拂込無之爲已ヲ得ス商法第百五拾參條ノ規定ニヨリ右株式ヲ競賣ニ付シタル處右五拾株ニ對シ金貳百五拾圓ノ賣得金アリタルノミニシテ曩ノ滯納金額ニ對シ尙金參百五拾圓也ノ不足ヲ相生ジ候ニ付テハ右不足金ハ商法第百五拾參條ノ規定ニ依リ從前ノ株主タル貴下ニ於テ辨濟可相成モノニ有之候間來ル昭貳和年七月六日迄ニ辨濟相成度此段及請求候也

昭和貳年六月貳拾壹日

日本製油株式會社

取締役社長 渡邊信次郎

從前株主 木下次郎殿

書式 競賣不足額辨濟請求書（讓渡人ニ對スル通知書）

拜啓曩ニ當社從前株主木下次郎氏所有株式五拾株（は第一號ヨリ同第五號迄）ニ對スル第二回拂込ノ儀商法ノ規定ニヨリ從前株主並ニ讓渡人タル貴下ニ對シ催告致シ候ニ拘ラズ遂ニ御拂込無之ニヨリ右株式ヲ競賣ニ付シタル處其賣得金貳百五拾圓也ニテ尙右滯納金ニ參百五拾圓也ノ不足相生シ候間從前株主タル木下次郎氏ニ對シ其辨濟ヲ請求致シ候へ共期間内ニ支拂無之候ニ付讓渡人タル貴下ニ於テ來ル七月二十二日迄ニ右不足金額御支拂相成度此段及請求候也

日本製油株式會社

昭和貳年七月七日

取締役社長 渡邊信次郎

株式讓渡人 佐藤要三殿

## 第四節 株券

### 第一 株券の意義

株券は株主權を表彰する有價證券である。株式の讓渡は當事者間に於ては、單に意思表示の合致のみで其效力を生ずるものであるが、株券を發行した場合には、右の意思表示のみでは會社並に第三者



に對して、自己が株主である事を主張する事が出来ぬ。株主たる事を主張するが爲には、株式の名義書換を爲す事が必要である。即ち株式の完全なる移轉をなすには株券の移轉が必要なわけである。此點に於て株券は有價證券である。

## 第二 株券の發行

會社が發行すべき株券の種類に付ては、商法上何等の規定がない。一枚の株券で一株を表彰してもよければ、五株を表彰してもよい。或は拾株、五拾株百株若くはそれ以上の株式を表彰しても差支へない。實際に於ては一株券、五株券、拾株券、五拾株券、百株券が普通に行はれてゐる。

### 一 株券發行の時期

會社は本店の所在地に於て設立又は資本増加の登記を爲した以後でなければ株券の發行が出来ない事は商法の規定する所である(二四七)。右の規定に反して發行した株券が無効である事は謂ふ迄もなく之を發行した發起人又は取締役は過料に處せられるのである(二六)。斯くの如く株券發行の始期に關しては、商法の規定があるけれども、何時迄に發行しなければならぬと謂ふ制限がないのであるが、會社は遲滞なく之が發行を爲すべきであらう。

(一) 定款を以て株券を全然發行しない事を規定する事が出来るか 定款に於て全然株券を發行爲さ

ざる旨の規定を爲し得るや否やに付ては學者間に議論の岐れる所である。純理論としてはともかく我商法の解釋としては、斯かる定款の定は無効であると解すべきである(註)。

(二) 株券發行は正當權利者に株券の交付を要する 會社が事實株券の調製をなした場合に於ても、未だ之を株主、若くは正當受領の權限ある者に對して交付しない内は未だ有效なる株券の發行ありと爲す事が出来ぬ。従つて株券が有効に處分の目的となるには一旦會社から正當受領の權限ある者に對して、交付せられる事が必要である(大阪地方裁判所大正十年五月二十一日)。

(註) 全然株券の發行を爲さざる旨の定款の規定が有効であるかどうかには議論の存する所である。或論者は曰く、會社は定款に於て株券の發行を爲さざる旨を有効に規定する事が出来る。若し定款に斯る規定があれば、假令株主の請求があつても之が發行を爲すべき筋合でない。株券は各株主の有する權利を表彰するものであるが、然し株主權は株券がなくとも尙之を取得する事が出来る株券は株式を前提として法律上の存在を認め得るのであるが、株式の存在には株券を必要となさない。従つて會社の定款を以て株券の發行を爲さない事を規定することは有効である。或は商法は株券發行に關し種々の規定をなしてゐるのであるから、之等の點から觀察すれば明かに株券の發行を強要してゐるものであるとの反對論を爲すものもあるが、右の諸規定は株券の發行あつた場合に限り、適用あるべき規定に過ぎないものであつて、之れあるが爲めに法典が株券の發行を強要してゐるとは謂へない。又之を會社の本質上から觀るも、株券の發行は會社の本質上當然強制せらるべきものであるとは謂へない。何んとなれば株券の發行は會社の存続要件でもなければ、又株主權發生の要件でもないからである。従つて之が發行なくとも何等の差支へないものであると。論じ、之に反して他の論者は株券發行に關しては我商法上之が強制をなす直接の明文がないのであるが、商法が取締役をして



監査役に對し一定員数の株券の供託を命ぜる規定、若くは株式移轉の對抗要件として株券に取得者の氏名を記載せしめる規定、等の趣旨に徴するときは、我商法は間接に其發行を強要するものであると謂はなければならぬ。」と論じてある後説の論ずるが如く實際上株券の發行を爲さないことを認め得るものとすれば、法規の適用上幾多の困難なる問題に逢着するのではなからうか。

## 二 株券の記載事項

株券に記載すべき事項に付ては、商法第四百四十八條の規定する所である即ち左の通りである。

(一) 番號 株券には番號を記載する事を要する。實際に於ては記號、番號を記載してゐる。例へば甲第二五號或は乙第二五號と記載するが如き其一例である。記號は一株券とか或は拾株券等の如き株券の種類を表示するものであるが、其記號は或は甲乙丙を以て表し、或は「いろは」を以て表示す等會社に依つて、異なるものであつて必ずしも一定してゐるものではない。

(二) 會社の商號 説明を要する迄もない事である。

(三) 本店所在地に於て登記を爲したる年月日 現に本店の存在する地の登記の年月日を意味するものではない商法第四百四十一條第一項の規定に基いてなしたる登記を謂ふものである。従つて會社設立後株券發行迄の間に本店を他地に移轉した場合であつても、株券には舊所在地に於ける登記の年月日を記載する事を要する。資本増加に基き新株券の發行を爲す場合には、商法第二百十七條の規定に従

ひ資本増加をなしたる登記の年月日を記載するのである。

(四) 資本の總額及び一株の金額 説明する迄もない事である。

(五) 分割拂込の場合に於ける拂込金額 一時に全額拂込をなす場合には全額拂込と謂ふが如く、株券に其旨を附記すればよいのであるが、分割拂込の場合に於ては拂込ある毎に其金額を記載する事を要する。單に額面のみ記載ばかりでは、全額拂込の如く見へ、第三者に不測の損害を蒙らしめる虞れがあるからである。實際取扱としては分割拂込の追記は株券の裏面になすのが普通である。

(六) 取締役の署名 株券には取締役の署名又は記名捺印をなす事を要する。我商法は單に取締役の署名とのみ規定してゐるのであるから、總取締役の署名を要するものであると謂ふ説もあるが、取締役中一人の署名で宜しいと謂ふ説を正當と信ずる。

右は法律の命ずる絶対的記載事項であつて其記載の一つでも缺けたときには、株券は無効となるのである。株券には法定事項以外の記載を禁ずるものでないから普通株券には株券發行の年月日其他の事項等が記載せられてゐる。尙記名株券の場合は株主の氏名を記載する事を要する株主の表示方法としては自然人の場合は其氏名、法人の場合には其商號を記載すべきである。

## 三 株券記載事項の變更と株券の訂正



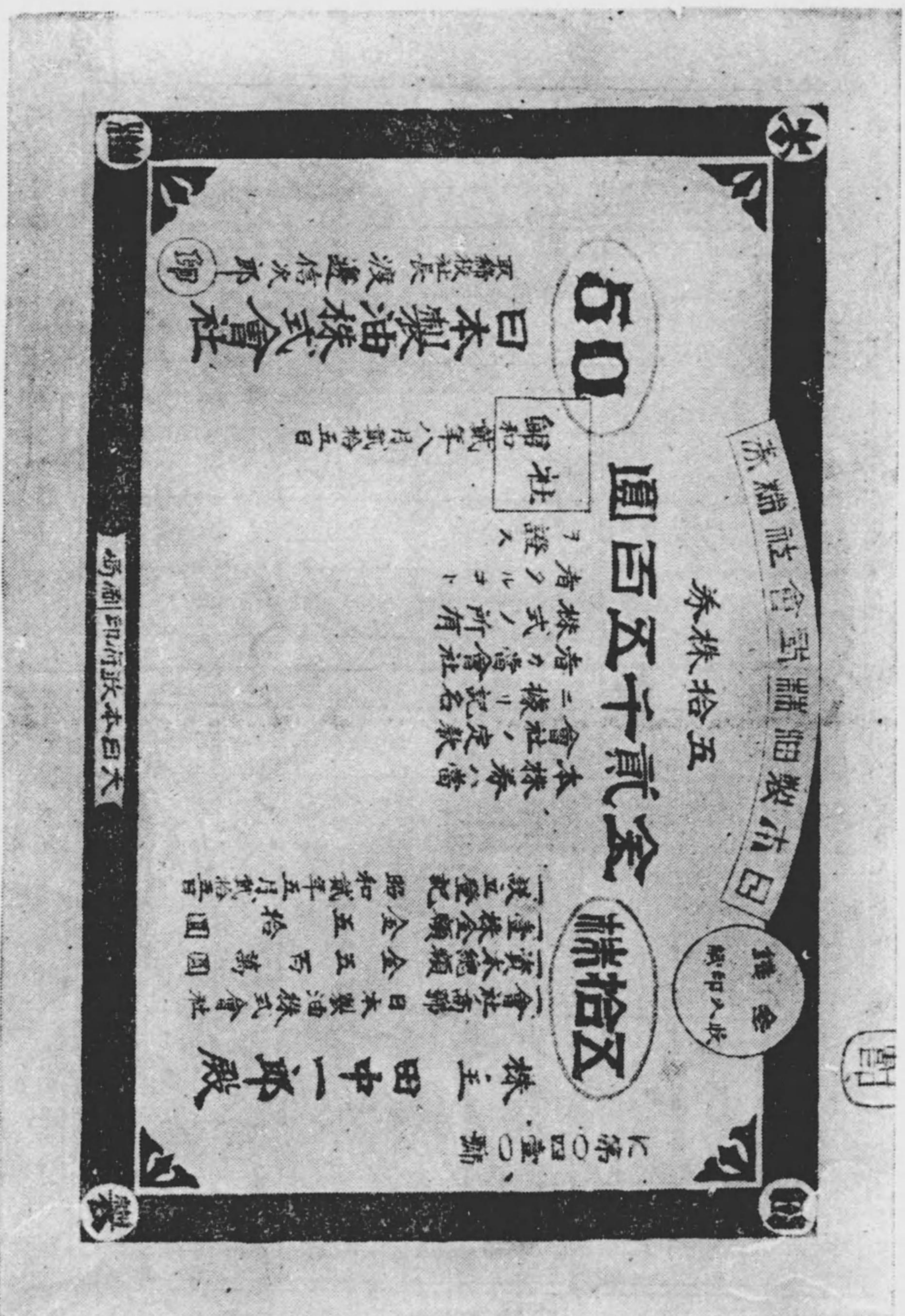
株券の記載事項に變更があつた場合には、株券の記載を訂正する事を要する。株金の拂込に付ては其拂込ある毎に其都度株券に記載すべき事を命じてゐるのであるから疑ひのない所であるが、資本減少等の場合に於ける總資本の變更又は一株の金額に變更があつた場合にも、眞實に合致する記載を要するのであるから、株券の記載に改變を加ふべきものである。

四 株券と印紙の貼付

株券には三錢印紙の貼付を要する。然しながら實際に於ては印紙を貼付する事なく、印紙代を納付し之に代る納付済の押印をして貰ふのであるが、之等に關して既に第二章會社設立の際の株券發行の説明に於て述べた所であるから參照せられたい。

五 無記名株券の發行

定款を以て無記名株券の發行を禁止し得るや否やは議論の存する所であるが、積極に解するのが通説である。又特別法に依る會社には無記名式株券の發行を禁止してゐるのである。無記名式株券の發行は、現今我國に於ては其例あるを聞かない、従つて實益の尠い事であるから之に關する説明を省略する事にする。實際に於て之が發行を爲した場合には取扱上非常な不便を感じる事であらう。次に株券の雛形を示せば









株券の裏面は雛形(二)の如く「年月日」「譲受人記名調印」「取締役社長調印」の三段になつてゐるのが普通である。或は右の外に譲渡人記名調印の一段を加へてゐるものもあるが、實際取扱ひとしては雛形(二)に依る事が最も便利である。

### 第五節 株券發行と諸帳簿

#### 第一 株券發行臺帳

株券發行臺帳は設立登記後株券發行の際、或は株券の分割併合の際、若くは株券の亡失(盗難、遺失、焼失)等に依る新株券發行の際に新發行株券に關する事項を記載し、其必要事項を明にする帳簿である。次に一例を示す。

株券發行臺帳

年月日	番 號	割 印	前株券發行 丁 數	事由	株券表記株主人名		券面金額	備 考
					新記名株主	舊記名株主		
2/3/1	は 1.234	印			中村 一郎	中村 一郎	5000	

2/3/1	は 1.235	印			同	同	上	5000	
	は 1.236							5000	
	は 1.237							5000	

割印とは發行株券と割印をなす事である。尙右臺帳は「い一株券」「ろ五株券」「は十株券」等の種類によつて各冊に區別する事を要する。

#### 第二 廢棄株券臺帳

株券の分割、併合、又は亡失、毀損、裏充等(株券裏面が全部入記し終りたること)により、新株券發行の請求を受けた場合には、會社は一面新に發行すべき株券に對しては、前述株券發行臺帳によつて其事實を明にし、他面廢棄すべき株券に對しては、先づ廢棄株券に關する發行臺帳の記載を抹消すると同時に、其理由を明記し、廢棄株券臺帳にも廢棄の年月日、其事由、廢棄株券番號枚數等の事項を記載し、廢棄株券は肝要な個所を打抜いて利用の出来ない様になし、一括して保存するのである。尙次の株式取扱規程を參照せられたい。次に株券廢棄臺帳の例を示すと

#### 廢棄株券臺帳



年度 年月日	摘要	株券 番号	枚 数	累計
2.7.20	〽壹株券拾枚ヲは拾株券壹枚ニ併合ス	〽2560~2569	10	10
2.8.1	は拾株券壹枚ヲ五株券二枚ニ分割ス	は3674	1	11

向以上の帳簿の外に次の如き豫備株券臺帳なるものがあつて、株券の再發行毎に一々其事由を記入してある会社もある。要するに株券に關する帳簿は各會社によつて各異なつてゐるので前掲諸帳簿は其一例を掲げたるに過ぎないのである。

豫備株券臺帳(は)

年月日	摘要	調製枚數	使用枚數	殘高
2 2/1	印刷局受入	1,000	500	500
2 3/1	中村一郎名義は壹枚燒失ニ付は一枚再發行		1	499

第六節 株券の再發行

第一 株券分割併合に因る新株券の發行

株主が從來所有してゐる五十株券を都合上十株券五枚に分割せんとする場合、又は一株券十枚を五株券二枚、若くは十株券一枚に併合せんが爲めに株券の分割請求、又は併合請求を爲す事は實際に於て頻繁に行はれる事である。右の請求を受けたときは會社は會社所定の手續に従つて、株券の再發行を爲す事にする。次に株券分割併合請求書の書式を示せば

書式 株券(分割併合)請求書

株券 請求書	
一、日本製油株式會社株式	
提	請
株券種類	株券種類
番	枚
號	數
枚	番
數	號

査照鑑印
入記帳記日
入記簿名主株
入記フリカ
料數手
證り預
No.

株也







### 第二 株券毀損並に裏充に因る新株券の發行

#### 一 株券の毀損

株券の毀損とは株券が長日月間市場を輾轉した爲めに若くは其他の事由に依り株券としての取扱ひに困難なる程度に汚損した事を謂ふのである。多くの場合長日月間甲から乙、乙から丙へと輾轉した爲めに自然的に汚損するのであるが、必ずしもさうではない或は火事の爲に半分焼けたとか或は水のため、若くはインキ、墨等で汚損した場合等もある。然しながら株券の記號、番號、或は株主氏名等が認め得られない程度に毀損したものは、寧ろ次に述べる亡失に因る取扱ひをした方が適當であらう。次に株券毀損に因る株券再交付請求書の書式を示すと。

書式 株券毀損ニ因ル新株券交付請求書

<b>株券毀損ニ付新株券交付請求書</b>		
一日本製油株式會社株式 株		
記 號	番	號

右株券毀損致候間新株券ト引換相成度株券相添へ此段及請求候也

昭和二年 月 日

住所

佐 藤 要 三 印

日本製油株式會社御中

#### 二 株券の裏充

裏充とは株券裏面の記入欄が書き盡されてしまつて空欄のない事を謂ふのである。此場合に於ては取得者が名義書換をなす必要があつても、空欄がない爲に記入する事が出来ないものであるから先づ新株券の發行を求めるのである。書式は前掲新券交付請求書の「毀損」とあるを裏充に訂正すればよい。

### 第三 株券亡失に因る新株券の發行



株券の亡失に因り（盗失、遺失、焼失等）新券發行の請求があつた場合には、會社としては餘程慎重に取扱はなければ、他日面倒な問題を惹起する虞れがある。届出の数日後に至つてカバンの底から出て來ましたから、先日の遺失届は取消して下さいなどと斷つてくる例が少なくないと聞く。株主にも充分なる注意を拂はせ、會社も又事情をよく聞き訊し、且書類を完備させて、之を受理しなければ禍を後日に殘す事になる。斯かる場合の新株券の發行は餘儀ない場合の取扱ひに過ぎないのであるから手續の慎重を缺いて徒らに其發行を急いでではならぬ。

#### 一 新株券交付前の取扱ひ

株券亡失の場合には亡失届書に株券亡失届出あつた事の警察署の證明書を添付せしめ、左記書式の新券交付請求書と共に届出をなすのであるが新券交付請求書は必ずしも同時たる事を要しない。事情を明にした後に之を提出させても遅くはない。右の書類が完全であつた場合は、一先づ之を受理し、會社所定の手續に依つて株券無効公告を爲し、一定の期間内に（定款所定）異議の申立がなかつたならば、公告期間後適當な時期に於て新株券の交付をなすのであるが、各會社の實際取扱ひとしては、株券無効公告期間内に假令異議の申立がない場合であつても、右公告期間後の一期配當が済んだ後に、新株券の交付をしてゐるのが多い。若し新株券の交付以前に於て、亡失届出のある株式が第三者から

名義書換の請求を受け、舊株券の所在が明かになつた場合は、假令公告期間經過後であつても、會社に於ては新券の再發行を爲すべき筋合でない。次に株券亡失届書並に新株券交付請求書の書式を示すと

#### 書式（株券盗失遺失焼失）届

##### 一、日本製油株式會社株式二十株

此株券は第壹號拾株券壹枚、同第五號拾株券壹枚

右拙者名義株券昭和貳年七月壹日（午後一時ヨリ二時迄ノ間）東京驛ヨリ小石川區竹早町停留場ニ至ル迄ノ電車内ニ於テ手提カハント共ニ白紙委任狀付ノ儘（盗失遺失焼失）致候間別紙警察署ノ證明書相添へ此段及御届候也

昭和貳年七月五日

東京市小石川區竹早町五番地

株主 石 川 一 郎 ㊦

日本製油株式會社御中

#### 書式 株券（盗失遺失焼失）ニ付新株券交付請求書

此株券は第壹號拾株券壹枚、同第五號拾株券壹枚



右ハ昭和貳年七月五日盜失（遺失、燒失）致候ニ付相當手續ノ上新株券交付相成度最モ後日發見ノ時ハ直ニ貴會社ニ返還可致ハ勿論他ヨリ如何様ノ故障相起リ候共拙者及ビ保證人ニ於テ引受ケ貴社ヘ損害相掛ケ申間敷候仍而保證人連署ノ上此段請求候也

昭和貳年七月五日

東京市小石川區竹早町五番地

株主 石川一郎 印

同 市同區同町五十七番地

保證人 松野二郎 印

同 市同區同町三十八番地

保證人 山本三郎 印

日本製油株式會社御中

右の書類を受理したときは、次の株券無効公告を會社の公告新聞紙に掲載するのである。公告日數は各會社に依つて一定してゐないが大抵二日が普通である。

書式 株券無効公告

當社株式貳拾株此株券貳枚は第壹號壹枚、同第五號壹枚

右盜難ノ旨名義人ヨリ届出ニ付向フ三十日內ニ異議ノ申出ナキ時ハ無効トス

昭和貳年七月拾日

日本製油株式會社

右期間を経過するも異議の申出でがなかつた場合には、適當の時機に於て左記受領證と引換に新券を交付するのである。

書式 株券再交付受領證

一、貴社株式二十株（壹株ニ付金五拾圓拂込）

は第壹號壹枚、同第五號壹枚

右ハ昭和貳年七月五日附ヲ以テ請求致候喪失株券ノ代券トシテ再交付相成正ニ受領候也

昭和貳年 月 日

小石川區竹早町五番地

石川一郎 印

日本製油株式會社御中



二 株券無効公告期間中異議の申立があつた場合の取扱

上述の場合は順當に新株券の再交付を爲したときの取扱ひであるが、屢々公告期間中に第三者から異議の申立を見る事がある。異議の申立には一定の書式がないのであるから如何なる形式のものであつてもよい。其一例を示すと

書式 貴社株券失權公告ニ對スル異議申立

本所區佐賀町貳丁目五十七番地

異議申立人 中 川 友 三 郎

昭和貳年七月十日發行中外商業新報ニ貴社依頼掲載公告ニ貴社株式貳拾株は第壹號拾株券壹枚並ニ同第五號拾株券壹枚(石川一郎氏名義)ノ盜難無効公告有之候得共右ハ拙者ニ於テ白紙委任狀添付ノマヽ正當ニ讓受ケタルモノニ候間新株券再發行ニ對シ異議申立候也

昭和貳年七月十五日

右 中 川 友 三 郎 印

日本製油株式會社御中

右の異議申立に對し届出人に其旨を通知し適當な方法をとらせることにする。

書式 届出人ニ對シ異議申立アル旨ノ通知書

拜啓先般來無効手續取運中ノ貴殿御名義當社株式二十株十株券二枚ニ對シ中川友三郎氏ヨリ別紙寫ノ通り異議ノ申立有之候ニ付テハ右御解決迄無効手續終了致兼候間左様御了承被下度此段得貴意候  
敬具

昭和貳年七月十五日

日本製油株式會社

總務課長 加 藤 信 治 印

石 川 一 郎 殿

右の通知を届出人に發すると同時に、異議申立人に對しても、左記の通りの通知狀を發して問題を當事者の解決に任せ和解なり或は判決なりに依つて正當の權利者が確定する迄會社は新券發行の手續を中止する事にする。

書式 異議申立人ニ對スル通知書

拜啓去ル七月十日、十一日兩日中外商業新報紙上ニ掲載致候石川一郎氏名義株式二十株十株券二枚盜難無効公告ニ對シ右株券ハ昭和貳年七月五日正當ナル手續ヲ以テ御買入ノ旨異議ノ御申立有之拜承



仕リ候右ハ其旨不取敢名義人へ通知致候間左様御了承被下度此段貴意候敬具

昭和貳年七月拾五日

日本製油株式會社

總務課長 加藤 信治 印

異議申立人 中川友三郎殿

三 新株券發行交付後異議申立のあつた場合の取扱

會社が定款所定の手續を踐んで、一定期間株券無効公告をなし、之に對し第三者から異議の申立ない場合には、新株券の發行交付を爲すのが普通であるが、新株券交付後に至り、無効の取扱ひを受けた株券が、意外にも白紙委任狀に依つて名義書換の請求を受けたり、或は所持人から正當に取得した旨の異議申立を受ける事は其例が尠くない。斯かる場合に果して會社は之を如何に取扱ふべきかは一の難問題と謂はなければならぬ。何んとなれば會社は其取扱ひの如何に依つて一面責任問題を惹起し、他面株主の權利關係に大なる影響を及ぼすからである。或論者は斯かる場合の會社の免責方法として定款に「新株券發行請求者に惡意ある場合には會社は之より生する一切の責任を負はざる旨の規定を爲すべきである。斯かる定款の規定があれば會社は何等責任がない」と論じてゐるが、然しながら

ら會社は本問の場合の如き新株券發行並に株式名義書換等に關しては、形式的調査を爲す義務を有するのであるが進んで實質的調査を行ひ、之を確める迄の義務がないのであるから、(特に異議の申立があつて問題となり、或は株券再交付に付き會社が疑を抱いた場合に進んで權利として其事實を確める場合は格別)會社が定款所定の手續を完全に踐んで取扱つたものに對しては、請求者が善意たると惡意たるとに關せず何等の責任がない。之に反して會社が取扱ひ上に過失があつた場合は、如何に定款に上述の如き規定があるからと謂つて、其責任を回避し得るものではないと信する。

何れの會社でも其定款規定中に「株券亡失ニ因リ新株券再交付ノ請求アリタル場合ハ無効公告ヲナシタル後三十日ヲ經過スルモ尙第三者ヨリ故障ノ申立ナキトキハ新株券ヲ交付スルモノトス」と謂ふ様な事を定めてゐるが、右の定款規定が絶對的に有效であるかどうかは頗る疑問である。若し絶對的に有效となすならば公告期間經過後に於ける異議の申立を容れる餘地がなく、假令正當なる取得者であつても、最早自己が株式の正當權利者たる事を主張する事が出来ないのである。

然しながら如何に定款に斯かる定を爲したからと謂つて實體上正當なる理由に基いて取得した者は其權利を失ふ謂はれない。何んとなれば上述定款規定の公告は公告其のものが實體上の事實と一致し、實體上舊株券を無効とすべき正當の理由ある場合に始めて效力があるものであつて、實質と吻合



しない公告を爲した場合には、假令其公告期間經過後と雖ども其效力を生ずる事なく、従つて舊株券が無効となるべき謂はれない。會社の公告が、民事訴訟法公示催告手續の如き規定に依つてなされたものならば格別、斯くの如き規定のない株式に關しては、會社の自由な公告に依つて株主の重大なる權利關係を確定し得るものではない。即ち會社の公告は實體權迄も左右し得べからざるものであつて、實體上何人が正権利者なりや否やは判決等に依つて始めて決せらへき問題である。従つて會社の公告期間經過後と謂へども、正當なる取得者は判決等に依つて證據を擧げ舊株券の無効ならざる事を主張して、會社に名義書換を請求する事が出来るのである。

(一) 新株券再交付が眞實の事由に基いて爲された場合の取扱い 上例に於て新株券再交付が眞實の理由に基いて爲された場合、即ち眞實株券が盜難、遺失等の事實に依つて名義人が新株券の再交付を受けた場合には、最早舊株券は正當に株主權を表彰するものでなく、一枚の紙片に過ぎないのであるから、假令其舊株券を窃取又は拾得した者から善意に之を取得した第三者が白紙委任狀に等依つて、名義書換の請求があつても、會社は名義書換を爲すべき筋合でない。然しながら會社に於ては何れの主張が眞實であるかは知る事が出来ないものであるから、正當権利者に於て確定判決等の如き證據により、右の事實を立證しなければならぬ。

(二) 新株券再交付が眞實の事由に基かない場合の取扱い 上例に於て新株券再交付が眞實の事由に基かずして爲された場合、即ち眞實讓渡又は質入したのに拘らず、盜難又は遺失したりと偽つて、新株券の再交付を受けた後に至り、正當の権利者から名義書換の請求を受けたときに、會社は何れの株券を有効と看做すべきであらうか。眞實を偽つて發行された新株券は假令會社所定の手續を踐んで發行された場合であつても、それが爲めに從來の株式の権利者、即ち正當なる株式取得者の權利は消滅すべきものでない事は既に述べた通りである。従つて再交付せられた株券も、又正當なる株主權を表彰するものでない事は疑ひの餘地ない事である。故に名義人から正當なる理由に基いて株式を取得した取得者は、舊株券の有効なる事を飽迄主張し得るのであるが、右は實體上の關係に止まり、會社としては定款所定の手續を踐み且其手續を取運んだ以上、手續上何等の過失がなかつた場合には、株券再發行に付ては會社側に何等の責任がないのみならず、其實體關係の如何に拘らず他日判決等に依つて正當なる権利者が確定し、之に基いて名義書換の請求がある迄は、既に定款所定の手續を踐んで發行した株券を一應有効視して取扱ふべきものであると信ずる。

従つて眞の取得者は事實關係を明にし、速に名義書換の手續を爲すべきである。會社に於ては其實關係に基いて始めて正當権利者に名義書換を爲すべきである。此場合無効となつた再交付の新株券



に付ては再發行の新株券が無効なる事に確定した場合であつても別に改めて無効公告を爲す迄の必要はない。尙本問題に關連する一、二の問題を左に述べる事にする。

#### 四 上例の問題未解決中の配當金は何人に支拂ふべきか

上例に於て正當権利者が何人たるか未だ確定せざる場合に於ける配當金は何人に支拂ふべきであるかは頗る疑の存する所である。會社としては眞の権利者が確定する迄何人に對しても支拂を中止し、供託を爲す事が無難である。何んとなれば會社が右の事情を知りつゝ、一方に支拂つた後に至り、其者が眞の権利者でない事が判明した場合には、更に正當権利者に支拂をなさなければならぬ虞れがあるからである。

#### 五 上例の問題未解決中株主總會に於ける疑問株主の議決権は如何に取扱ふべきか

尙又上例の場合に於て問題が未確定中に株主總會が招集せられたときに、問題の株主の議決権を如何に取扱ふべきか、之が行使を拒めば他日眞の株主たる事が確定したときに、問題を惹起する虞れがあり、亦之が行使を許した場合に於ても後日株主ならざる事が確定したときには同じく問題を惹起する虞れがあるからである。斯かる場合會社としては株主名簿上の株主を株主として一應議決権を行使せしめ、總會決議録に右の株主氏名と議決権利數を明記し、總出席株主數並に議決権利總數から縱令

右株主の分を除外するも、尙株主數並に議決権利總數に於て法定要件を具備する旨を附記して置けばよろしからうと思ふ。

## 第七節 株式の讓渡

### 第一 株式讓渡の時期

株式は本店所在地に於て、會社設立の登記を爲す迄は之が讓渡を爲すことが出来ない事は勿論、讓渡の豫約をも爲す事が出来ぬ<sup>(九四)</sup>。實際に於ては會社の設立登記前に權利株と稱して盛に賣買が行はれてゐるが、法律上無効である事は謂ふ迄もない。權利株の賣買に依る代金の支拂が民法第七百八條に依る不法原因の給付なりとして、其返還請求が出来ないものであるかどうかには議論の岐れる所である。判例は斯かる場合は其原因が單に不適法であるに止まり、公の秩序善良の風俗に反するものでないから之が給付をなした者は返還の請求が出来得るものと解してゐる。

#### 判例 商法第四百四十九條ニ違反シタル株式賣買ノ效力<sup>(東京控訴院大正十一年十二月二十七日判決)</sup>

商法第四百四十九條ノ規定ハ性質上當事者ノ合意ヲ以テスルモ之カ適用ヲ避クルコトヲ得サルモノナレハ假ニ一般取引ニ於テ斯ル契約ヲ有效視スルノ慣習アリ且當事者ガ之ニ依ルノ意思アリトスルモ此



規定ニ違反シタル契約ハ始メヨリ效力ヲ生セサルモノトス。

會社の設立登記後に於ては、假令株券の發行がない場合であつても株式の讓渡が有效である事は説明する迄もなく、普通第一回株金拂込領收證に白紙委任狀を添付し、株券同様に賣買せられてゐる事は顯著なる事實である。

**判例** 新株ノ引受人カ新株式ノ株券ノ發行セラル、以前ニ於テ第一回株金拂込領收證ニ白紙委任狀ヲ添付シタル場合ト商慣習(大審院大正九年四月五日判決)

新株ノ引受人カ新株券ノ發行セラル、以前ニ於テ第一回株金拂込領收證ニ白紙委任狀ヲ添付スルトキハ白紙委任狀附記名株券ト同様ニ看做サレ輾轉流通シ得ル慣習取引市場ニ存在シ、其慣習ハ公ノ秩序善良ノ風俗ニ反シタルモノニアラサレバ有效ナリトス。

右慣習ニ依レハ第一回株金拂込領收證ニ白紙委任狀ヲ添付スルトキハ民法第三百六十三條ニ依リ、證書ノ交付ヲ以テ質權ヲ設定シ且之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ヘク同法第三百六十四條第一項ノ規定ニ從フコトヲ要セサルモノトス。

## 第二 株式讓渡の制限又は禁止

會社の設立登記後に於ては株式の讓渡は原則として自由であるが、定款を以て之が讓渡を制限し、

又は禁止する事が出来る。

### 一 株式讓渡の制限禁止は原始定款に限るか

定款を以て株式の讓渡を制限し、又は禁止する事は株主の既得權を害せざる事を前提となすのであるから之を原始定款に限るべきであるとなす説もあるけれども、後日定款變更の手續を以て規定しても差支へないと解するのが通説である。株式讓渡の制限禁止規定の實際を觀るに或は會社の承諾を得る事を要する旨を規定し、又は讓受人を會社の株主に制限し、若くは會社設立から三ヶ年間讓渡を禁止し、或は全く之を禁止してゐる定款もある。

### 二 定款の制限又は禁止規定に反して爲したる株式讓渡の效力

定款の制限又は禁止規定に反してなしたる株式讓渡の效力に付ては議論の岐れる所である。假令定款規定に反して爲したる株式讓渡の場合であつても善意の取得者に對しては會社は對抗する事が出来ないのであるから、(民四六六條第二項但書)會社は善意取得者の請求に應じ名義書換を爲すべきものであるとの説もあるけれども、假令善意を以て取得したる第三者であつても株式は民法第四百六十六條第二項但書の適用又は準用を受くべきものではないから讓渡の制限又は禁止規定が有效である以上之に反して爲したる讓渡は絶対に無効であると謂はなければならぬ。



## 三 定款を以て相續又は會社合併に因る株式移轉をも禁止し得るか

相續又は會社合併に因る株式の移轉は、假令定款の規定を以てしても、之を制限又は禁止し得ざる事は學說判例の均しく認める所である。學者の理由となすところ必ずしも一致してゐない。或學者は株主が權利を失ふ原因は法律の規定以外に之を認める事は出來ぬ。若し定款規定を以て相續による移轉を禁止し得るとせば、法律の規定以外に株主が權利を失ふ結果となり、法の精神に悖るものであると説明し、或學者は株式會社は元來資本團體であつて株主其人に重きを置かないのであるから、當然株主權は相續性を有するものである。従つて定款を以て之を禁止すると謂ふ事は、會社の資本團體たる性質に反するものであると説明してゐる。會社合併に因る株式移轉の場合も略同一に解してよからうと思ふ。

## 四 株式讓渡制限禁止の効力は株式の質入をも制限する事が出来るか、

株式讓渡制限禁止の効力は株式質入をも制限し得る事は疑のない所である。何んとなれば其質入を有效なりとなすときは、株式の質入によつて間接に讓渡禁止規定を回避する事となるからである。

## 五 株式讓渡禁止の制限は公法處分に依る移轉をも制限し得るか

公法處分による株式の移轉をも制限し得るかに付ては、之を消極に解するのが通説である。學者の理由とする所は株主は合名會社の社員と異り、破産による退社を認めないのであるから強制執行等に

よる株式の移轉をも禁止し得るものとすれば、一種の世襲財産を認める結果となるからである。之を説明してゐる。株式讓渡禁止規定の効力は公法關係に基く株式の移轉に迄及ぶものでないと解すべきである。其他特別法に依る銀行に於ては其條令を以て株式の讓渡を禁止してゐるものもある、日本銀行條令、朝鮮銀行條令等其一例である。

判例 定款ヲ以テ株式ノ讓渡ハ當會社ノ承諾ヲ要スト規定シタル場合ニ於テ該株式讓渡制限ノ定款ニ違反シテ爲シタル行爲ノ效力(東京地方裁判所大正九年十一月十六日判決)

株式會社ノ定款ニ於テ株式ノ讓渡ニ付一定ノ制限ヲ爲シ得ルコトハ商法第四百十九條ノ解釋上明白ナリトス。

定款ヲ以テ株式ノ讓渡ハ當會社ノ承諾ヲ要スト規定シタル場合ニ於テ該株式讓渡制限ノ定款ニ違反シテ爲シタル行爲ノ效力ニ關シテハ、學說上所謂絶対無効説及ヒ相對無効説ノ存スル所ナリト雖モ、斯ノ如キ定款違背ノ行爲ハ之ヲ無効ナリト解スルヲ相當トス、株式ノ讓渡禁止若クハ制限ハ一定定款ノ文言ニ從ヒテ解スヘキモノトス。

## 第三 取締役か其供託株を讓渡したる場合の效力

取締役が其供託株式を讓渡した場合の效力に付ては議論の岐れる所である。株式は定款に別段の制



限がない限り、自由に譲渡し得るものであるから、定款を以て取締役が監査役に對し、供託した株式の譲渡を禁止しない場合には、取締役が其義務に違背して、供託株式の譲渡を爲した場合であつても右譲渡行爲は直ちに無効となるものでないとの判例もあるが(東京控訴院大正十年十月十二日)、大審院は之を無効であると解してゐる。

**判例** 取締役ノ供託株式譲渡ノ效力(大審院大正十一年九月二十九日判決)

商法カ取締役ノ有スヘキ株式ノ數ヲ定款ニ定ムヘキモノトシ取締役ニ一定數ノ株式ヲ有セシムルハ取締役ヲシテ會社ノ利害カ自己ノ利害ニ少ナカラサル影響ヲ及ホスヘキ關係ニ立タシメ以テ會社ノ利益ニ背馳スル行動ヲナササラシメントスルニ在ルヲ以テ此趣旨ヲ貫徹スルニハ取締役ヲシテ在任中ハ其有スヘキ株式ノ譲渡ヲ爲スコト能ハサラシムルヲ要スルヲ以テ商法第百六十八條ニ於テ取締役ハ定款ニ定メタル員數ノ株式ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要スヘキヲ定メタルハ株式ノ譲渡ヲ禁スルノ趣旨ニ於テ株式ヲ供託セシムルノ法意ナリト解スヘキモノトス。

#### 第四 無能力者の株式譲渡と親族會の同意

未成年者の母が未成年者に代つて株式の譲渡を爲し、又は後見人が未成年者に代り、或は禁治産者に代つて株式の譲渡をなすには、民法第八百八十六條、同第九百二十九條の規定に依り重要な動産と

して親族會の同意を要するものであるかに付ては學者間議論の存する所である。株式は其性質上動産ではない従つて直ちに該規定の適用を受くべきものではないが、無能力者の利害に重大なる關係を有するのであるから右規定の趣旨を汲んで動産同様の取扱をなし、重要と看做される程度の株式譲渡の場合には、親権者又は後見人は親族會の同意を要するものと解すべきである。重要なりや否やは具體的事情を調査して決定すべき事實問題である。

#### 第五 寺院の株式譲渡

寺院が株式の譲渡をなし、又は其譲受をなす場合には、住職は單獨に之を爲し得るものでない。必ず檀信徒二名以上の同意を得なければ、其譲渡又は譲受行爲は無効である。

右株式譲渡に關しては後述株式名義書換の説明を併せて参照せられたい。

### 第八節 株主名簿

株主名簿は株券に關する事項を明示する帳簿である。會社の取締役は之を作成し、本店に備付ける事を要する。株主名簿の調製時期に付ては商法上何等の規定がないのであるが、創立總會に於て選任せられたる取締役は、就任後遅滞なく之が調製をなすべきである。



會社が株主に對する通知又は催告は株主名簿に記載してある株主の住所に宛て、之を爲せばよいのである(一七二)。又株式の移轉が對抗力を具備するが爲にも取得者の氏名、住所を之に記載する必要がある。斯くの如く株主名簿は重要な帳簿であるから、取締役が之に關する義務を怠つた場合、例へば之に記載すべき事項の記載を爲さず、又は之に不當の記載を爲した場合には、五圓以上五百圓以下の過料に處せられるのである。

株主名簿の記載事項は左の通りである。

#### 一 株主の氏名住所

株主が未成年者の場合でも必ずしも其法定代理人の氏名を記載するには及ばない。未成年者の氏名を記載せずして、却つて法定代理人の氏名住所を記載せる株主名簿は無効の記載と謂はなければならぬ。住所は株主の届出によつて記載すればよいのであるから其届出の住所が法律上真正の住所なりや否やを確める必要はない。

#### 二 各株主の株式の數及び株券の番號

株券の番號を記載するに當つては、其記號例へば甲株券第一二五號乙株券五二六號と謂ふ様に記載する事が普通である。

#### 三 各株に付拂込みたる株金額及び拂込の年月日

拂込金額の記載時期に付ては商法上何等の規定がないのであるが、遅滞なく之を記載する事を要する趣旨であると解すべきである。従つて此等の記載に付いて遅滞ある以上は其理由の如何に拘らず取締役は商法第二百六十一條の制裁を受けなければならぬ(大審院明治三十九年十一月十七日)。

#### 四 各株式取得の年月日

會社設立の場合には、創立總會終結の日を記載し、株主が他より取得した場合には株式名義書換の日を記載すべく、又資本増加の場合には商法第二百十三條の報告總會終結の日を記載するのである。

#### 五 無記名株券の發行數番號及び發行年月日

無記名株券を發行した場合には其數、番號、發行年月日の記載を要するのであるが實際之が發行の實例あるを聞かない。

以上の五項は商法の規定する記載事項である。

株主に爲す通知又は催告は株主が會社に對し届出でたる住所に宛て、發送すればよいのであるが、若し住所の文字を誤記して發送をなし、又は住所を誤記して發送した場合の效力に關しては次の判例がある。



**判例** 住所ノ文字ニ誤記アル場合ノ株主ニ對スル通知ノ效力(東京控訴院大正四年二月二十六日判決)  
株式會社カ株主ニ對シテ株金拂込催告書ヲ發スルニ當リ其住所ノ文字ヲ誤記スルモ一般通信事務ノ上ニ何等ノ支障ヲ來ササル程度ノモノナル以上ハ勿論催告ヲ目的トスル住所ノ表示トシテ缺クル所アリト謂フ可カラス。

**判例** 住所ニ非サル場所ニ爲シタル株主ニ對スル通知ノ效力(東京控訴院大正六年五月二十五日判決)  
會社ノ株主名簿ニ株主ノ住所カ東京市淺草區松清町四十二番地ト記載シアリテ同人ノ住所カ同所ニアルトキハ會社カ株主總會ヲ招集スルニ當リテハ同人ニ對シテハ其招集ノ通知ヲ同所ニ宛テ發送セサル可ラス若シ東京市淺草區清島町ニ宛テ發送シタルトキハ招集手續ハ違法ニシテ同人ハ總會ノ決議ノ無效ヲ主張スルコトヲ得。

次に株主名簿の様式の一例を示すと。  
普通株主名簿は毛筆で縦に記載して綴込にしてあるものと、ペンで横に記載し一枚毎に差し抜が自由に出来る様にしてあるものとの二つの形式がある。前者は保存に適し、後者は能率と取扱に便利である。實際に於ては後者の方が多く使用せられてある様である。

株式 株主名簿

株 主 名 簿

姓名		佐藤 要三		住所		東京市小石川區竹早町三拾八番地			
年月日	取得	株式	譲渡	株式	差引現	種	取得	種	譲渡
	人	株數	人	株數	在株數	別	株券番號	別	株券番號
2 4 30	引	受	100		100	は	1500~1509		
2 7 20	稻村 次郎		50		150	は	1745~1749		
2 8 10				伊藤 一郎	50		100		1745~1749

第九節 株式の名義書換

株式の譲渡は當事者間に於ては、意思の合致を以て有効に成立するのであるが、記名株式の譲渡を會社及び第三者に對抗せんが爲には、取得者の氏名を株券に記載し、且其氏名住所を株主名簿に記載



する事を要する(一五)。蓋し株式の譲渡は原則として自由であるが、無制限に會社其他の第三者にも對抗し得るものと爲すときは一面會社が株金拂込の通知を爲す場合、若くは株主總會の通知、其他の必要な場合に當つて、不利益を來すのみならず、他面株主でないとする者から株主權を主張せられる等種々の不利不便を生じ、延いては會社及び第三者に意外の損害を蒙らしめる虞れがあるので、商法は第五十條の規定を設け、假令譲渡の事實があつても、會社及び第三者に對抗せんが爲には株主名簿に取得者の氏名住所を記載せしめ且株券に其氏名を記載すべき事を命じたのである。

商法第五十條は株式の移轉は其取得者の氏名住所云々と規定してゐるが故に單に譲渡のみに限らず、相續、會社合併に因る株式の移轉等其原因の如何に拘らず、株式名義書換の手續を踐まなければ對抗力がないのである。

次に株式名義書換の説明を爲すに先ち、之に關する帳簿の説明を實例に基いて述べることにする。帳簿の重なるものは左の通りである。

第一 株式名義書換日記帳株券捺印簿株式名義書換一覽表

一 株式名義書換日記帳

株式名義書換日記帳は毎日の株式異動に關する事項を記載する帳簿である。名義書換の請求を受け

たときに、書類が完全であつた場合には、株式名義書換日記帳の相當欄へ夫々記入をなし、同時に株券裏面にも取得者の氏名、書換年月日其他の記入をなし、最後に株券と日記帳との割印をなすのである。取扱ひに付ては後出株式取扱規程を参照せられたい。次に名義書換日記帳の一例を示すと

書式 株式名義書換日記帳

株式名義書換日記帳

年月日	名簿記 入符號	譲 受 人	株券 種類	株券 番號	割 印	名簿記 入符號	譲 渡 人	書換 手数料
2.7	20	伊藤 一郎	い	6578	印		中村 太郎	10
2.7	21	上野 信	ろ	7859	印		大野 三郎	10
2.7	22	吉村 武	は	3250	印		水野 寛	10

二 株券捺印簿

株券捺印簿は日々の株式名義書換の取扱ひ件數、株券數等を一括記入し、其日の取扱分に對し取締役の承認を求めめる爲めに使用する帳簿であつて、普通に所謂判取帳の如きものである。次に其様式を示すと



書式 株券捺印簿

株券捺印簿

年月日	請求者氏名	事由	株券枚数	取締役印	主任印	備	考
27 21	伊藤武雄	譲渡	10	印	印	は10株券	
27 25	中村啓次	相續	50	印	印	は5株券	

三 株式名義書換一覧表

株式名義書換一覧表は日々の名義書換を譲受人別に記入整理し一目判然ならしめ後日請求者に株券を渡す時に、之によつて交付する便宜のための表である。株券捺印簿と重複する様であるが株券捺印簿は取締役との関係帳簿であり、本一覧表は名義書換請求者に對する取扱の便宜から案出されたものである。

書式 株式名義書換一覧表

2年7月15日

株式名義書換一覧表

預り證 番號	譲受人	株数	枚数	記號番號	譲渡人	請求者	株券 付月	交日	係印
1	中村一郎	10	1	は5679	大村壽七	旭日證券株式會社	2.8.	6	印

第二 株式取扱規程

株式に關する重要な事項は何れの會社の定款に於ても之を規定してゐるが、詳細なる事項に關しては、別に株式取扱規程なるものを定め、株式の名義書換並に新株券の再發行株主の住所、印鑑等に關する詳細なる規定をなすのが普通である。左に其一例を掲げ讀者の參考に供した。

日本製油株式會社株式取扱規程

第一章 總 則

- 第一條 株式ノ名義書換其他株券ニ關スル事項ハ總テ本規程ニヨリ之ヲ取扱フモノトス
- 第二條 株式取扱ニ關スル主ナル帳簿左ノ如シ

一、株券發行臺帳



一、株式名義書換日記帳、

一、株主名簿、

一、株主印鑑簿、

一、廢棄株券臺帳、

一、株券捺印簿、

第三條 増資ニ因リ新株券ノ發行ヲ要スルトキ又ハ株券ノ毀損亡失分割併合ニ因リ新株券交付ノ

請求アリタルトキハ新ニ株券ヲ調製シ其發行年月日番號交付株主氏名並發行ノ番號ヲ株券發行臺帳ニ記入シ且之ニ割印ノ上取締役社長又ハ常務取締役ノ捺印ヲ受ケ發行スルモノトス

株式名義書換ノ請求アリタルトキハ株券一枚毎ニ讓渡人讓受人ノ氏名年月日及株券番號ヲ株式名義書換日記帳ニ記載シ之ニ割印ノ上株券ニ取締役社長又ハ常務取締役ノ捺印ヲ受ケ交付スルモノトス

第四條 前條ニ因ル株式ノ移動ハ直チニ株主名簿ニ記載シ新株主トナリタル者ヨリ提出スル印鑑ハ之ヲ株主印鑑簿ニ挿入スルコトヲ要ス

第五條 株主ヨリ住所變更届出アリタルトキハ直チニ株主名簿並株主印鑑簿ノ住所ヲ訂正スルコトヲ要ス

第六條 本規定ニヨリ戶籍謄本又ハ抄本ヲ要スル場合其株主ノ在籍地ニ於テ戶籍法ヲ施行セサルトキ又ハ外國人タルトキハ戶籍謄本又ハ抄本ニ代ヘ本會社カ相當ト認ムル他ノ證據書類ヲ添付スルコトヲ要ス

第七條 本規定ニ依ル保證人ハ本會社カ相當ト認ムル資格アル成年ニ限ル  
前項ノ場合ニ於テ本會社カ必要ト認ムルトキハ戶籍謄本又ハ抄本其他資格ヲ證スヘキ書類ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ

### 第二章 株券再發行分割及併合

第八條 株券ヲ毀損シタルニ因リ新株券ノ交付ヲ求ムルモノハ其事由ヲ詳記シ且株券ヲ添付スルコトヲ要ス

第九條 株券ヲ亡失シタルニヨリ新株券ノ交付ヲ求ムルモノハ其種類番號並其事由ヲ具シ保證人二人以上ノ連署ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス

第十條 前條ノ場合ニ於テハ請求者ノ費用ヲ以テ本會社定款第六條ニ依リ公告ヲナシタル後三十



日ヲ經過スルモ尙第三者ヨリ故障ノ申立ナキトキハ新株券ヲ交付スルモノトス

第十一條 株券ノ分割又ハ併合ヲ求ムルモノハ其種別ヲ明記シ株券ヲ添付スルコトヲ要ス

第十二條 毀損其他ノ事由ニヨリ株券再交付ノ請求ヲ受理シタルトキハ請求者ノ印鑑ヲ照査シタル上請求ノ事由正當ナリト認メタルトキハ其廢棄スヘキ株券ノ番號株數並事由ヲ廢棄株券臺帳ニ記載シタル後其株券ニ消印ヲ押刻廢棄シ臺帳ニ課長ノ認印ヲ受ケ廢棄株券ハ其儘保存スルモノトス

### 第三章 名義書換

第十三條 讓渡ニ因ル株式名義書換ハ本會社所定ノ書式第一號ニヨリ讓渡人及讓受人連署ノ上讓受人ノ印鑑二葉ヲ添付シ之ヲ請求スルコトヲ要ス

但讓受人カ現在株主ニシテ豫メ届出アリタル印章ヲ使用スル場合ハ印鑑ノ添付ヲ要セス

第十四條 家督相續ニ因ル株式名義書換ハ本會社所定ノ書式第二號ニヨリ戶籍謄本及印鑑二葉ヲ添付シ之ヲ請求スルコトヲ要ス

但隱居又ハ入夫婚姻ニヨル相續ノ場合ハ隱居者又ハ前戶主ノ連署ヲ要ス

第十五條 遺産相續ニ因ル株式名義書換ハ本會社所定ノ書式第二號ニヨリ戶籍謄本及印鑑二葉ヲ添

付シ請求スルコトヲ要ス

第十六條 遺贈ニ因ル株式名義書換ハ本會社所定ノ書式第三號ニヨリ認證アル遺言書寫戶籍謄本並印鑑二葉ヲ添付シ請求スルコトヲ要ス

第十七條 競賣ニ因ル株式名義書換ハ本會社所定ノ書式第四號ニヨリ裁判所ノ命令書正本又ハ謄本及買得者ノ印鑑二葉ヲ添付シ之ヲ請求スルコトヲ要ス

第十八條 信託讓渡ニ因ル株式名義書換並信託財産表示ハ本會社所定ノ書式第五號ニヨリ信託者及受託者連署ノ上受託者ノ印鑑二葉ヲ添付シ請求スルコトヲ要ス

但單ニ信託財産表示ノミヲ爲サントスルモノハ書式第五號ニヨリ受託者ヨリ之カ請求ヲナスコトヲ要ス

第十九條 株式名義書換ニ付代理人ヲ以テ之カ請求スルトキハ委任狀ヲ添付スルコトヲ要ス

### 第四章 氏名住所變更及印鑑届

第二十條 株主其氏名ヲ變更シタルトキハ本會社所定ノ書式第六號ニヨリ戶籍謄本印鑑二葉ヲ添付シ株式名義變更ヲ請求スルコトヲ要ス

第二十一條 株主其住所ヲ變更シタルトキハ新舊住所ヲ連記シテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス



第二十二條 株主改印シタルトキハ新印鑑二葉ヲ添付シ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

但印章存在スルトキハ新舊兩印ヲ届書ニ押捺シ若シ舊印章ナキトキハ市區町村長ノ證明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第五章 代表者

第二十三條 株式カ數人ノ共有ニ屬スルトキハ本會社所定ノ書式第七號ニヨリ共有代表者ヲ定メ其印鑑二葉ヲ添へ届出ツルコトヲ要ス其變更アリタルトキ亦同シ

第二十四條 法人株主タルトキハ代表者一人ヲ定メ印鑑二葉ヲ添へ届出ツルコトヲ要ス其變更アリタルトキハ登記簿抄本ヲ添付シ其旨届出ツルコトヲ要ス

第二十五條 親權者又ハ後見人カ無能力者ヲ代表シ株式名義書換ヲナスニハ戶籍謄本及印鑑二葉ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十六條 株主ノ親權者又ハ後見人ヲ變更シタル場合ハ後任者ヨリ戶籍謄本並印鑑二葉ヲ添付シ届出ツルコトヲ要ス

第二十七條 未成年者タル株主成年ニ達シ若クハ禁治產者タル株主能力ヲ回復シタルトキハ戶籍謄本及印鑑二葉ヲ添付シ其旨届出ツルコトヲ要ス

第六章 費用

第二十八條 株券ノ再發行分割併合又ハ株式名義書換ヲ求ムルモノハ請求ノ際左記手数料ヲ納付スルコトヲ要ス

- 一、名義書換 株券一枚ニ付金貳拾錢
- 一、株券發行 新株券一枚ニ付金五拾錢

第二十九條 本規定第二章ノ規定ニ基ク公告料ハ之ヲ豫納スルコトヲ要ス

第三十條 株券ノ郵送料ハ請求者ノ負擔トシ其實費ヲ豫納スルコトヲ要ス 以上  
株式名義書換は次の如く大別する事が出来る。

株式讓渡に因る名義書換、相續に因る名義書換、遺贈に因る名義書換、競賣に因る名義書換、信託讓渡に因る名義書換、氏名變更に因る名義書換である。

第三 株式讓渡に因る名義書換

株式の讓渡とは、株式の賣買と贈與とを稱するのである。賣買の場合たると贈與の場合たるとを問はず、株式の讓渡は當事者間の意思の合致を以て成立するのであるが、會社及び第三者に讓渡を對抗せんが爲には、名義書換の必要ある事は既に述べた所である。



一 株式譲渡人の名義書換共力義務

株式の名義書換を爲す事は單に譲受人のみの利益ばかりでなく譲渡人も名義書換のない間は、一面會社に對し、其譲渡を主張し拂込請求があつた場合其責任を免れる事が出来ないのみならず、他面譲受人をして完全なる株主権を取得せしめることは、譲渡人のなすべき義務であるから、例へば自己が發行した名義書換の白紙委任狀が脱字、誤字等があつた爲に株式譲渡人の捺印を要する場合は、其請求に應じ之に捺印し名義書換を爲すべき義務がある。

判例

株式譲渡人ノ名義書換共力義務(大審院大正十四年七月三日判決)

記名株式譲渡人ハ株主名簿名義書換ニヨリ會社ニ對シテモ株主タル地位ヲ離脱スルコトヲ得ルト同時ニ譲受人ハ株主権ヲ行使スルコトヲ得、又株金拂込ノ義務ヲ負フモノハ信義誠實ヲ旨トスル取引ノ道義ニ從ヒ、當事者双方ハ互ニ株式譲渡ノ事實ヲ會社ニ對シ、明ニシ名義書換ヲ求ムル權利ヲ有シ、又之ニ協力スルノ義務ヲ有スルモノトス。

二 株式名義書換は當事者双方の連署を必要とするか

株式名義書換は其株式移轉の事實を會社に對し明かにし且株券を提出して名義書換を求めた場合には會社は譲渡人若くは譲受人何れの單獨請求に依る場合でも之に應じ名義書換を爲すべき義務があるで

あらうか。定款に當事者双方の連署を要する旨の規定がなかつた場合は、之を積極に解する事が出来るのであるが、若し双方連署を要すべき旨の規定があつたときには、斯かる規定は何人に對しても效力を生ずるのであるから、單に會社の内部關係に於ける株主對會社間の規定であつて株主でない譲受人を拘束する事が出来るものではないと謂ふ事が出来ぬ。

三 株式名義書換停止期間中になしたる名義書換は有効であるか

定款の規定により株式名義書換の停止を爲す所以は株主總會を開催するに當り、一定の期間中之が停止をなさなければ事務の整理が出来ないと謂ふ内部の事情に基くものであるから、假令停止期間中と雖も會社が株式移轉の事實を認め名義書換をなす事は敢へて差支へのない事で、其書換に依つて株式を取得した者は會社其他の第三者に對抗し得る事は謂ふ迄もない事である(東京地方裁判所大正十五年二月十五日、大審院大正十五年三月九日)。

四 民法第八八條は株式名義書換にも適用があるか

民法第八八條は「何人ト雖モ同一ノ法律行爲ニ付キ其相手方ノ代理人ト爲リ又ハ當事者双方ノ代理人トナルコトヲ得ス但シ債務ノ履行ニ付テハ此限ニ在ラス」と規定してゐるのであるが、株式名義書換の實際を觀るに代理人によつて爲される事が普通である。此場合代理人が譲渡人、譲受人双方の代理



人となり又は、自己が一方讓渡人若くは讓受人となり他方相手方の代理人となつて、名義書換の請求をなす事は上述民法の規定に反する様であるが、株式名義書換が同條但書の債務の履行と看做され、同條一項の適用ない事は學說判例の一致する所である。

五 親權者たる母又は後見人が未成年者又は被後見人に代り株式名義書換の請求を爲すには親族會の同意書添付を必要とするか

親權者たる母又は後見人が未成年者又は被後見人に代り、株式の讓渡を爲すには、民法第八百八十六條並に同第九百二十九條の規定に依り親族會の同意を要する事は、既に株式讓渡の説明をなすに當り述べた所である。然し之等の者が株式の名義書換をなす場合に於ても、尙且親族會の同意書添付を必要とするか否かに付ては疑ひの存する所であるが、消極に解すべきである。蓋し株式名義書換と其實體行爲とは全然分離して思考すべき問題であつて民法第八百八十六條並に同第九百二十九條の規定は實體行爲に付てのみ適用せらるべきものであり、株式名義書換とは何等の關係がないからである。假令實體行爲に付いて親族會の同意がなくとも右は單に取消し得るに過ぎないのであつて取消しある迄は有效であるから、其株式名義書換の請求ある場合には、其儘書換をしても何等の不都合がない此點から論ずるも記名株式の名義書換には親族會の同意書添付の必要ないものと解すべきである。

六 未成年者所有株式を親權者名義に書換を爲すには民法第八百八十八條第二項により特別代理人が未成年者を代表して書換請求を爲す事を要するか

親權者が未成年者の子と利益相反する行爲を爲すに付ては、未成年者の爲に特別代理人を選定し、其者が未成年者に代つて法律行爲をなす事を要する事は民法第八百八十八條第二項の規定する所である。右規定は前述五に述べたる場合と異り、實體行爲のみならず株式名義書換の場合に於ても必要であつて、未成年者自身が讓渡人又は讓受人となつて書換請求を爲し、又は未成年者の親權者が一方に於て讓渡人又は讓受人と爲り、他方に於て讓受人又は讓渡人となつて、未成年者を代表し名義書換の請求を爲す事は出來ぬ。必ず親族會に於て選定せられたる特別代理人に於て未成年者を代表し、名義書換をなさなければならぬ。何んとなれば本問の場合に於ては、右の規定により親權者は未成年者を代理する資格を缺くからである。従つて親權者が未成年者を代表して名義書換の請求をなす事は、形式に於て既に不適法であると謂はなければならぬ。

然しながら、特別代理人が果して親族會に於て選任せられたものであるかどうかを確める爲に、親族會の選任書を徴する迄の必要はない。

七 合名會社又は合資會社の代表社員が一人の場合會社所有の株式を代表社員個人名義に書換をな



す場合には特別代理人を選定し會社を代表せしめる事を要するか

合名會社又は合資會社の代表社員が一人なる場合、該社員が會社と利益相反する行爲を爲す場合には、民法第五十七條の規定を類推適用し、會社の爲めに特別代理人を選任し會社を代表せしめる事を要する事は學說の認める所である。従つて本問の如き株式讓渡の場合に於ても該代表社員は會社を代表する権限がないのであるから、會社の爲めに特別代理人を選任し會社を代表せしめる事を要する。右は單に株式讓渡の實體關係に於てのみならず、株式名義書換の場合に於ても又同一に解すべきである。何んとなれば實質上代表權なき社員が名義書換をなすに當り會社を代表すべき謂れがないからである。

**決議** 合名會社若クハ合資會社ノ代表社員ガ一人ナルトキ該社員カ其會社ト利益相反スル行爲ト民法第五十七條ノ適用(法曹會大正十二年五月四日決議)

合名會社若クハ合資會社ニ於テ代表社員一人ノミナルトキハ、該社員カ其會社ト利益相反スル行爲ヲ爲スニ際シテハ民法第五十六條ノ規定ヲ類推適用スヘク、從ツテ之カ特別代理人選任申請ハ非訟事件手續法第三十五條ニ依ルヘキモノトス。蓋シ營利法人ノ性質上公益法人ニ關スル規定ノ適用ヲ許シ難キ場合、若クハ法律上別段ノ規定アル場合ハ格別ナレ共、私法上一般ニ共通ナル性質ヲ有スル規定ハ

假令該規定カ民法ノ公益法人ニ付定メラレタリト雖モ、之ヲ營利法人ニ類推適用スルコトヲ妨ケサルヘシ、而シテ法人ト理事トノ利益相反スル事項ニ付、特別代理人ヲ選任シテ法人ヲ代表セシムヘキコトヲ定メタル民法第五十七條ノ規定ノ如キハ公益法人ノ特質ヲ前提トシテ定メラレタルモノニ非ラス之ヲ營利法人ニ類推適用スルモ何等不當ノコトナシ。故ニ合名會社若クハ合資會社ニ於テ代表社員一人ノミナルトキハ、該社員カ會社ト利益相反スル行爲ヲナスニ際シテハ民法第五十七條ノ規定ヲ類推適用スヘク、從ツテ之カ特別代理人選任申請ハ非訟事件手續法第三十五條ニ依ルヘキモノナリ。

右の決議に對しては民法第五十七條の類推は濫りに許すべきものではない。合名會社又は合資會社は總社員の同意さへあれば解散其他如何なる事でもなし得るのであるから總社員の同意を以て足り、特別代理人選任の必要がないと謂ふ反對説がある。

八 取締役が會社を代表し會社所有株を自己の名義に書換をなすには監査役の承諾書添付を要するか

會社の取締役が會社と取引を爲すには、商法第七十六條の規定に依り、監査役の承諾を必要とするのであるが、同條は株式名義書換にも適用せられ名義書換の際には監査役の承諾書の添付を要するものであるかは疑の存する所である。本來實體行爲と名義書換とは別個のものであり且名義書換は商



法第七十六條の所謂取引中に包含せられるものではないから、承諾書添付の必要ないものと解すべきである。

九 寺院が株式名義書換の請求をなすには檀家總代二人以上の連署を必要とするか

寺院が株式を取得し、又は之が譲渡をなすには任職が自由に爲す事が出来ぬ。必ず檀家總代二人以上の同意を要する事は既に述べた所である。右は實體行爲のみならず株式の名義書換を爲す場合に於ても檀徒二人以上の協議を経且其者の連署を必要とするのである。故に名義書換請求書に檀徒總代二人以上の連署を缺くものは、書類不備として之を拒むべきものと解すべきである。

判例 寺院住職ノ代表權限ノ有無(東京地方裁判所大正二年三月二十九日判決)

寺院カ法人ナルコトハ民法施行法第二十八條ノ規定ニヨリ之ヲ推シ得ヘク、何人カ一般ニ寺院ヲ代表スヘキヤニ付テハ之ヲ定メタル法規存セサルモ特別ノ規定ナキ限りハ其任職ニ於テ之ヲ代表スヘキモノト認ムルヲ相當トス。

尙寺院と住職個人との間に株式譲渡に因る名義書換を爲すに付ては任職は寺院を代表する事を得ざるものと解すべく、斯かる場合には寺院を代表する爲めに特別代理人の選任を必要とするものと解すべきである。

十 第二回以後の株金拂込期日後に至り尙拂込をなさない株式を譲受けたる者が同様拂込をなさずして株式の名義書換請求をなしたる場合に會社は名義書換をなす義務があるか

株式會社の株主は各株に付き全額拂込未済の間は株金拂込の義務があるけれども、定款に別段の定めない限り株式の譲渡は自由である。假令第二回以後の株金拂込の催告を受けた後に於ても、之を譲渡する事は差支へない事である。而して當事者間に有效なる株式譲渡があつた場合には、當事者は其譲渡を會社又は第三者に對抗する必要上其名義書換を請求し得べきものであるから、會社は其催告した株金拂込の不履行を理由として、書換請求を拒む事が出来ないものと解するのが通説である。

十一 株券未發行中の株式譲渡と其對抗要件

株式の譲渡は會社設立登記後に於ては、之を自由になし得る事は既に説明した所である。而して之が譲渡に付ては株券の發行せられる事は何等必要の條件ではない。従つて設立登記後株券發行前に於て、株式の譲渡ある事は何等不都合がないばかりでなく、斯かる事實が取引市場に於て盛に行はれる事は周知の事である。

斯くの如く株券未發行中の株式譲渡を會社及び第三者に對抗せんが爲には、如何なる方法によるべきであるかに付ては、學者間に議論の岐れる所である。大審院は債權譲渡に關する民法第四百六十七



條の規定に従ひ、其讓渡ありたる旨の通知を爲すべきものであると解してゐるのであるから實際取扱ひとしては之に従ふべきである(註)。

(註) 株券發行前の株式讓渡の對抗要件に付ては左の諸説がある。

- 一、指名債權讓渡の對抗手續説 株券發行前の株式の移轉は、指名債權に關する民法第四百六十七條の規定を適用すべきものであるから、同條所定の條件を具備するのてなければ、會社其他の第三者に對抗する事が出来ぬ(大審院大正四年六月十一日)
- 二、名義書換説 株式の移轉を會社其他の第三者に對抗せんが爲には取得者の氏名を株主名簿及び株券に記載する事を要する。然しながら株券のない場合には、株券に記載する事が出来ないものであるから、單に株主名簿の記載を以てよいのである此際強て此手續を不可分とし、株主名簿の記載のみでは不可とし、従つて讓渡を對抗するを得ずとし、或は株券なき場合には、此規定を適用し得ざるを以て何事をもなさずして可なりとし、適用し得る部分をも適用せず何等の手續をも爲さずとも、第三者に讓渡を對抗し得るものと解する事は出来ない。
- 三、手續不要説 株券發行前に於ける、株式の讓渡は法律上可能なりと同時に、何等第三者に對する對抗條件に關する定めなき結果、當事者間に其讓渡が效力を生じたる以上當然會社其他の第三者は其讓受を否認する事が出来ぬ。
- 四、對抗不能説 株式讓渡の第三者に對する對抗要件は、商法第五百十條及び民法第七十八條に缺漏なく、之を規定せるものである。従つて株券未發行中の株式の讓渡に付ては、之を以て第三者に對抗する事を認めないものと解すべきである。

次に株式讓渡に因る株式名義書換請求書の書式を示すと

書式一 株式讓渡ニ因ル名義書換請求書

注意

- 印 現在當會社ノ株主ニ非サル方ハ印鑑ニ葉御添付被下度候
- 書換手数料 株券壹枚ニ付金拾錢
- 返送料 郵便ニテ御請求ノ節ハ株券返送料(書留料共)同時ニ御送付被下度候

査照鑑印
入記帳記日
入記簿名
入記ト一カ
料數手
〒
證リ預
No.
郵

### 株式名義書換請求書

一、日本製油株式會社株式

株也此株券

い	壹株券	枚
ろ	五株券	枚
は	拾株券	枚
に	五拾株券	枚
ほ	壹百株券	枚
へ	壹千株券	枚
計		枚

記	番	内	譯
號	號	號	號
號	號	號	號
號	號	號	號
號	號	號	號
號	號	號	號
號	號	號	號
號	號	號	號



右株式譲渡候ニ付名義書換相成度連署ヲ以テ此段請求候也

號

昭和 年 月 日

住所

譲渡人

住所

譲渡人

第

日本製油株式会社御中

委任状

二 銭  
印 紙

拙者儀

ヲ代理人ト相定メ左ノ權限ヲ委任ス

一 日本製油株式会社株式

株譲渡（讓受、又ハ其他ノ取得事由）候ニ付名義書換ニ關スル

一切ノ手續ヲ總テ代理處辨スルコト

右代理委任状仍而如件

佐 藤 要 三 印

昭和 年 月 日

第四 相續に因る株式名義書換

相續に因る株式名義書換は、家督相續に因る場合と、遺産相續に因る場合とがある。次に之が説明を爲すことにする

一 家督相續に因る名義書換

家督相續に因る株式名義書換の實際取扱ひを觀るに、何れの會社でも名義書換請求書に戸籍謄本並に印鑑貳葉及び株券を添付して請求せしめる事が普通であるが戸籍謄本は相續の事實を確める書類として必要であり、印鑑は後日配當金の支拂、議決權の行使、其他權利の行使に必要なものであるから、之が添付を要求したのである。然し相續人が從來から株主である場合には、改めて提出する必要のない事は言ふ迄もない。

戸籍謄本に依れば、其法定推定家督相續人である事が明かな場合であつても、未だ相續の手續を取運んでない事が往々ある事である。斯かる場合には一旦相續の手續を完結した上に名義書換をなさしむべきである。

(一) 株主の死亡した事が明かなる場合には、一旦其相續人に名義書換をした後でなければ、他人に名義書換を爲す事が出来ないものであらうか例へば株主たる父の死亡した事明かなる場合（戸籍謄本



により)父の株主としての印鑑を以て、其所有株式の一部は相続人たる子に、一部は他人に名義書換の請求があつた時は之を其儘受理して名義書換をなしても差支へなからうか。其儘之を受理するも法律上何等差支へがなく、又會社としても何等責任を負ふ虞れがない。會社に於ては現在株主は依然其人であつて死亡の事實を知ると知らざるとに不拘正當の印鑑を以て書換を請求して來たときは、其手続を取運んで差支へがないのである。若し取運んだ後に相続人から故障が起つても、其相続人は名義書換を了しない以前に於ては、例令相続の事實ありとするも、自己が株主たる事を主張し會社に對抗する事が出来ないものであるから、會社は責任を負ふ虞れがないのである。

然しながら後日何等かの理由で問題が起らぬとも限らないから、一旦相続人名義に書換をなした後に他人名義に書換をなす事が安全である。

(二) 戸主の隠居又は女戸主の入夫婚姻に因る家督相続 尙戸主の隠居、又は女戸主の入夫婚姻に因る家督相続の場合には、以上の書類の外相続人、被相続人双方の連署を以て名義書換をなす事が普通である。實際取扱ひとして穩當であらうと信ずる。

## 二 遺産相続に因る名義書換

家族の死亡によつて開始する相続を遺産相続と謂ふのである。前述の家督相続は戸主が死亡した場

合に開始せられるものであるから兩者は、戸主の死亡に因る相続であるか、又は家族の死亡に因る相続であるかによつて區別せられるのである。普通一般に此區別が判然としてゐないので、會社などに「家督相続と遺産相続と一しよですから其書類を下さい」などと謂つてくる人々が尠くないと聞くが無理からぬ事である。此場合の名義書換には請求書に戸籍謄本及び印鑑並に株券を添付して請求するのが普通である。同順位の遺産相続人數人ある場合には、被相続人名義の株式は相続人等の共有となるのであるから、共有代表者によつて名義書換をなし、一應共有者名義となし、然る後に之を相続分に應じて各自に書換を爲す事が隱當である。

(一) 遺産相続に因る名義書換の場合に現戸籍外に尙遺産相続人ある場合の取扱 遺産相続による名義書換の場合に現戸籍外にも、尙相続人のゐる事が明かに認定出來得る場合、例へば遺産相続人が五人兄弟であつて中一人は他家へ嫁してゐる事が戸籍面上明かなる場合には、假令現戸籍内の四人から名義書換の請求があつても、一應戸籍外の相続権利者の意思を確め、然る後名義書換を爲すのが穩當である。尙現戸籍謄本内に抹消記載ある人々に付ては少くとも右の取扱ひを爲すべきであるが、夫以上抹消記載の無い相続権利者が現戸籍外にゐるかどうかを追求する迄の責任は會社にないものと信ずる。次に相続に因る株式名義書換の書式を示す事にする書式中、右株式：所有との間の空白には、被相



續人の氏名を記入するのである。

同人儀の下空欄には死亡又は隱居等の事由を記入するのである。拙者・相續間の空白には遺産又は家督の二字を適宜記入するのである。

書式二 相續ニ因ル株式名義書換請求書

株式名義書換請求書

一 日本製油株式會社株式

株此株券

但一株ニ付金

拂込濟

料數手  
/

～ほにはろい  
壹壹五拾五壹  
千百拾株株株  
株株株株株株  
券券券券券券  
枚枚枚枚枚枚

譯		內	
記	號	番	號
號	號	號	號
號	號	號	號
號	號	號	號
號	號	號	號
號	號	號	號
號	號	號	號

右株式

所有ノ處同人儀

ノ爲メ拙者

相續致候ニ付

名義書換相成度戸籍謄本相添へ此段請候也

昭和 年 月 日

住所

相續人

日本製油株式會社 御中

(手數料株券壹枚ニ付金拾錢  
印鑑票貳葉御添付被下度候)

第五 遺贈に因る株式名義書換

遺贈に因る株式の名義書換には受遺者としての資格ありや否やを確める事が必要である。普通遺贈に依る株式名義の書換をなすには、遺言書の認證謄本、戸籍謄本、印鑑貳葉並に株券等を提出せしめるのである。會社に依つては其外に保證人の連署を以て書換請求をなさしめてゐるが、かゝる必要はなからうと信ずる。

次に其書式を示すと

書式三 遺贈ニ因ル株式名義書換請求書



### 株式名義書換請求書

#### 一、日本製油株式會社 株

査照鑑印
入記帳記日
入記簿名
入記フーカ
料數手
¥
證リ預
No.
郵

記	番	内	譯
號	號	號	號
號	號	號	號
號	號	號	號
號	號	號	號
號	號	號	號

右株式 所有ノ處同人何年何月何月死亡遺言ニ依リ拙者取得致候ニ付名義書換相成度遺言書ノ  
 認證謄本戶籍謄本並株券印鑑貳葉相添此段請求候也

年 月 日

住所

受遺者 中 村 一 郎 印

日本製油株式會社 御中

#### 第五 競賣に因る株式名義書換

競賣に因る株式名義書換に付ても上述各場合の名義書換と同じく何れの會社に於ても定款又は株式取扱規程中、之に關する取扱方を規定してゐる。普通名義書換請求書に裁判所の權限附與書正本又は謄本競賣調書謄本又は之を證すべき書面及び買得者の印鑑貳葉並に株券を添付し、執達吏並に買得者連署の上之が請求をなすのである。茲に問題となるのは

- 一 當初株券を亡失したるものと信じて、株券の再發行を求め後に至り偶々發見したる株券を質入れ、競賣に附せられたる場合。
- 二 當初より全然惡意を以て株券を質入し、亡失したりと稱して再發行を求めたる後先に質入を爲したる株式が競賣に附せられたる場合。

右の場合競落人が會社所定の手續を踐んで、名義書換の請求があつた場合、會社は所謂亡失者と競落人との何れを正當の株主として保護すべきか、會社としては重要なる問題である。蓋し會社は正當なる權利者に對してのみ名義書換の義務があるので、不當なる權利者を株主と認めるときは、會社に過失ありや否やに依つて責任を生ずるからである。本間の場合の取扱ひに付ては本章株券再發行の説  
 明に於て詳述したところを參照せられたい。



競賣に基く株式名義書換をなす場合には、執達吏は當然株式名義書換をなす権限を有するものであるから、假令名義書換請求書に民事訴訟法第五百八十二條による裁判所の権限附與書の添付がない場合であつても、會社は名義書換を拒む事が出来ないものであるといふ論者もあるが、競賣行為自體と名義書換とは自ら別個のものであつて、競賣を爲す権限があるからと謂つて、當然名義書換をなす権限迄も有するものとは考へられないのである。且會社定款を以て右の権限附與書の添付を要求してゐるとすれば、斯かる定款規定を無効となす何等の理由がないのであるから、該書の添付なき限り、書類不備として其添付を要求すべきものである。

次に競賣に因る株式名義書換の一例を示すと

書式四 競賣ニ因ル株式名義書換

株式名義書換請求書

一、日本製油株式会社株式

此株券番號

右ハ伊藤浩名義ノ處今般野村一郎ヨリ伊藤浩(又ハ加藤式雄)ニ對スル質權實行ニ基キ昭和貳年八

月五日本職ニ於テ競賣ニ付シ沼田二郎ニ於テ競落シタルニ付名義書換相成度民事訴訟法第五百八十二條ニヨル權限附與書正本(謄本)並ニ競賣調書謄本買得者印鑑相添へ連署ヲ以テ此段請求候也  
昭和貳年八月拾日

東京區裁判所執達吏

室 田 次 郎 ㊟

東京市小石川區竹早町一番地

買得者 沼 田 二 郎 ㊟

日本製油株式會社 御中

書式 民事訴訟法第五百八十二條ノ權限附與書

昭和二年 第 號

命 令

東京區裁判所執達吏 室 田 次 郎

別紙目錄記載ノ株券競賣ニ際シ民事訴訟法第五百八十二條ノ權限ヲ附與ス



昭和二年八月五日

判事署

名

右正本也

月日於同應

裁判所書記 記 名 捺 印

民事訴訟法第五百八十二條 有價證券ノ記名ナルトキハ執行裁判所ハ買主ノ氏名ニ書換ヲ爲サシメ及ヒ此カ爲メ必要ナル陳述ヲ債務者ニ代リ爲ス權限ヲ執達吏ニ與フルコトヲ得

物件表示

一、日本製油株式會社株式拾株券（額面五百圓）壹枚

但は第三六五九號

株金拂込額、全額拂込

伊藤浩名義白紙委任狀付

書式 競 賣 調 書

住 所 東京市小石川區武島町二番地

委任者 野 村 一 郎

右委任者ノ委任ニ因リ爲シタル競賣ノ顛末左ノ如シ

- 一、本件債務者ノ氏名 加藤武雄
- 一、競賣ノ公告ハ昭和貳年七月參拾日東京區裁判所執達吏役揭示場ニ之ヲナス
- 一、競賣ニ附シタル物件ハ目錄ノ通り
- 一、競賣ノ開始ハ昭和貳年八月五日 前 九時三十分 後
- 一、利害ノ關係ヲ有スルモノニ對シテハ競賣ノ通知ヲ發シタリ
- 一、競賣ノ場所

告知シタル競賣ノ條件左ノ如シ

- 一、競落ハ最高競賣價額ヲ三回呼上ケタル後ナルコト
- 一、競落物ハ代金ノ支拂ヲ了シタル後引渡スヘキコト
- 一、競落代金支拂ノ期日ハ即時トス
- 一、最高價競買人ハ前項指定期日迄ニ競落代金ヲ支拂ヒ競買物ノ引渡ヲ求ム可シ若シ此條件ヲ履行セサルトキハ更ニ其物ヲ競賣ニ付ス可キコト



一、前ノ最高價競買人ハ再度ノ競賣ニ加フル事ヲ得ス且其競落代價最初ノ競落代價ヨリ低キトキハ其ノ不足ヲ負擔ス可ク之ヨリ高キトキモ其剩餘ヲ請求スルコトヲ得サルコト  
 競賣物ニ對スル競落人ノ氏名及ヒ其ノ申込價額ハ別紙ノ通りニシテ何レモ其價額ヲ三回以上呼上ケタルモノナリ

競落代金ハ合計金參百圓也 賣得金

内金 拾貳圓五拾錢也 競賣手数料

差別殘額 金貳百八拾七圓五拾錢也

競落人ハ競買物件ノ引渡ヲ受ケタリ

此競賣完結ハ本日前後十時四十分ナリ

此調書ハ前掲競賣ノ場所ニ於テ之ヲ作ルモノナリ

右及ヒ別紙目錄ヲ關係人ニ閱覽セシメタル處無相達旨承諾シタルニ付左ニ署名捺印セシム

昭和貳年八月五日

東京區裁判所執達吏

室

田

次

郎

印

委任者

野

村

一

郎

印

東京市小石川區竹早町一番地

競落人

沼

田

二

郎

印

競賣物件目錄

番 號	差押調書 番 號	競 賣 物 件	品 數	見積代價	最高價 競賣額	競 落 人	備 考

此謄本ハ記錄ニ依リ作成セルモノナリ

昭和貳年八月五日

東京區裁判所執達吏

室

田

二

郎

印

第六 氏名變更に因る株式名義變更

株主が氏名を變更した場合即ち改姓、改名の場合には株式の移轉と稱する事は出來ないのであるが戸籍上の氏名と株券の表示とを一致させる爲めに株式の移轉あると同様名義變更の手續を爲さしめる事は實際取扱ひに於て一致する所である。然しながら未成年の親權者又は後見人に變更がある場合に



はむしろ變更の手續をなさないのが普通であるが強いて之が變更をなす必要がないからである。何んとなれば商法第百五十條の要求する所は株主名簿並に株券に取得者本人の氏名の記載であつて、其者の代理者の氏名でないからである。法人の場合に於ても同様假令會社代表者に變更があつても、株式名義變更の手續を爲すことを要しないものと解すべきである。

次に氏名變更に因る株式名義書換の書式を掲げる事にする。

書式六 氏名變更ニ因ル株式名義變更請求書

### 株式名義變更請求書

一、日本製油株式會社株式

株也此株券

但壹株ニ付金

拂込濟

～ほにはろい  
壹壹五拾五壹  
千百拾株株株  
株株株株株株  
券券券券券券  
枚枚枚枚枚枚

料數手  
多

内	記	番	號	號	號	號	號
	號						

譯

號	號	號	號	號	號	號	號
號	號	號	號	號	號	號	號

右株式

名義ヲ以テ所有致居候處今般

ト改姓(名)致候ニ付名義變更相成度戸籍謄本相添此段請求候也

昭和 年 月 日

住所

舊姓木村事 山本 一郎 ㊤

日本製油株式會社 御中

(手数料 株券壹枚ニ付金拾錢)

### 第七 信託讓渡に因る株式名義書換

信託讓渡に因る株式の移轉は其目的が一定の制限を附せられると謂ふに過ぎないのであつて、普通讓渡の場合と其性質を異にするものではない。然しながら其對抗要件として信託法に特別の規定を設



けてゐるのであるから、普通譲渡の名義書換と項を分ちて説明する事にする。

信託法は第一條に於て「本法ニ於テ信託ト稱スルハ財産權ノ移轉其他ノ處分ヲ爲シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ從ヒ財産ノ管理又ハ處分ヲナサシムルヲ謂フ」と規定してゐる。

右規定に依れば、信託物件の所有權が受託者に移轉する事は謂ふ迄もなく、單に其處分の目的に一定の制限を附せられるに過ぎないのである。従つて受託者は株主として議決權の行使、並に配當金の受領等其他株主に關する一切の權利行使が出来るのである。信託に因る株式の譲渡は特に信託財産なる旨の表示を株主名簿並に株券に記載しなければ、其信託財産たる事を會社其他の第三者に對抗する事が出来ないのであるから(同法第三條)之を缺く場合は外部關係に於ては、普通譲渡と何等異なる所がない。然しながら信託財産の表示を爲すと、爲さないと全く當事者の自由であつて、之を強要する事が出来ない事は一般譲渡と異なる所がない。

信託譲渡に因る株式名義書換は普通の株式譲渡に因る名義書換の手續を爲し、信託表示を欲する場合には、更に受託者から次の書式に依つて信託財産表示の請求を爲すのであるが、其表示は必ずしも名義書換と同時に爲す事を要しない。必要に應じて何時でも之が請求が出来るのである。名義書換と信託財産表示を同時に爲す場合には、次の書式二の如き一つの書式で取運んでもよい。或は名義書換

と財産表示とは之を別々に取扱つてもよい。要するに何れの書式に依つてもよいのであるから。實際取扱ひ上の便利に従ふべきである。

信託譲渡の場合には株式の名義書換をなすの外信託財産表示なる特種の取扱ひがあるのであるから、其帳簿等も普通名義書換の日記帳と區別して別冊となし、之を取扱つた方が總へてに於て便利の事と信する。

次に信託財産表示請求書及び信託譲渡に付株式名義書換並に信託表示請求書の例を掲げると

書式 五ノ一 信託財産表示請求書

信託表示並ニ株主名簿記載請求書

一、日本製油株式会社株式五拾株

記	號	番	號	枚	數
は		自第一三五號至第一三九號		五	枚

右株式ニ對シ信託財産ナルコトノ表示並ニ其旨株主名簿ニ御記載相成度株券相添へ此段及請求候也



昭和貳年八月五日

日本製油株式会社 御中

右請求人受託者

氏

名

印

書式 五ノ二 信託讓渡ニ付株式名義書換並ニ信託表示請求書

信託讓渡ニ付株式名義書換並ニ信託表示請求書

一 日本製油株式会社株式五拾株

記 號	番 號	號	號	號	號	枚 數
		號	號	號	號	
		號	號	號	號	
		號	號	號	號	
		號	號	號	號	
		號	號	號	號	

右株式信託讓渡ノ儀御承認ノ上名義書換及ヒ信託財産ノ表示並ニ其旨

株主名簿ニ御記載相成度此段連署ヲ以テ請求候也

昭和貳年八月十日

住 所

信託者 氏

名 印

住 所

受託者 氏

名 印

日本製油株式会社 御中

第八 白紙委任狀及白紙委任狀付株券

株式の名義書換は白紙委任狀を使用し代理人によつてなす事が普通である。白紙委任狀は通常株券に添付せられ、株式賣買の際甲から乙、乙から丙へと市場を輾轉流通し、最後に名義書換を爲す際に使用せられるのである。

一 白紙委任狀

白紙委任狀付株券が恰も白地裏書手形の如く、自由に輾轉賣買せられ、永く株式を所有せんと欲す



る讓受人が初めて其白紙委任狀を補充し、書換を求める商慣習法の普く行はれてゐる事に對し、之が違法でないと言ふ事は、學說判例の均しく認める所である。白紙委任狀の交付が全然交付者の意思に基かない場合、又は白紙委任狀が偽造變造でない限り之を交付した者が後日其委任を撤回しても、又は其者が死亡するやうな事があつても其效力に何等影響がない。或は又當事者間に讓渡禁止の特約があつても其特約は善意の第三者に對抗が出来ないのである。斯くの如く一面白紙委任狀が便利に利用せられると共に他而又其危険も想像に難くない。

(一) 白紙委任狀補筆の程度 株式名義書換の實際を観るに株式賣買店などから、會社に之が書換請求するに當り、株式名義書換請求書には代理人の記名捺印あるに拘らず、それに添付せられてゐる白紙委任狀には代理人氏名の補充がなく、甚だしきに至つては、委任事項の記載なきは勿論、發行者の氏名の記載もなく、單に發行者の捺印のみ存する白紙委任狀が書換請求書と共に會社宛に送つてくる事が尠くない。斯かる場合、會社の取扱ひとしては代理人に對し、委任狀の完全なる記入を要求し、書類を完備せしめ、其上に改めて受理なすへきが正當であるけれども、一々補充せしめる爲めに、書類を送り返す事は、實際上非常な手数と、多大なる時間を空費し延いては執務上の支障を來す事になるのであるから實際取扱ひとしては或程度の補筆を會社の株式係に於てなすのが普通行はれる事である。

る。然しながら會社が本問の如き白紙委任狀を如何なる程度迄補筆なすべきかに付ては一考すべき問題である。少くとも發行者の記名若くは委任事項記入位は、請求者に於て夫々完備せしめるのが相當であつて、其他の事項は凡て適宜會社に於て記入する事は何等差支へない事と信ずる。

(二) 改印前の白紙委任狀により株式名義書換の請求ありたる場合の取扱 白紙委任狀により名義書換をなすには、其委任狀には請求當日の日附を記入すべきものであるから請求者の印鑑が正當なりや否やを決定するには、請求當日の株主の届出ある印鑑によつて調査すべきものである。従つて白紙委任狀に押捺せられたる印鑑が請求當日の印鑑と異つてゐる場合は、印鑑相違として其書換を拒むべきものである。然しながら白紙委任狀に改印前の日附が記入してあり、且夫に押捺せられたる印鑑が委任狀日附當時の該委任狀發行株主の印鑑と一致してゐる場合には、假令書換請求當時の印鑑と違つてゐる場合であつても、之を受理すべきものであらうかどうかは頗る問題である。

改印前に於て發行したる委任狀と雖も發行當時の日附を明記してある場合には其使用印鑑が現在届出印鑑に相違せりとするも、該委任狀記載日附當時の使用印鑑なることは疑ひのない事であるから、印鑑相違の故を以て名義書換を拒む事は何等理由のない事であつて、會社に於て絶對に之を拒絶する場合は、善意の讓受人を害するのみならず、惡意の讓渡人をして改印を以て株券の流通を阻止するの



手段を興へ、延いては取引の安全を害する事になるのであるから、斯かる場合に會社に於て、印鑑相違の故を以て書換を拒む事は違法であるとの論をなす者もあるが、然しながら該日附が確定日附にあらざる限り、私署委任狀の期日は、如何様にも記入し得るのであるから、委任狀の日附が果して發行當時正當の委任者によつて記入せられたものであるか、或は改印後に惡意の占有者によつて、爲されたものであるかの判別は、會社に於ける實際取扱ひとして極めて困難なる問題である。最も請求者に於て信ずるに足る立證方法を以て請求すれば格別、斯かる認定困難なる委任狀による名義書換を受理する事は寧ろ危険であると謂はなければならぬ。

假りに此種の書換を受理すべきものとすれば、一會社に對し一人の株主が數個の印鑑を有効に使用し得る事となる結果、會社に於ては印鑑査照並に印鑑整理の如き極めて複雑なる手数を要するので到底其煩に堪へないと謂ふ實際上の不便がある。多くの會社の取扱ひとしてもかゝる委任狀による書換は絶対に受理しない様である。

## 二 白紙委任狀付株券

白紙委任狀付株券が市場を輾轉流通するの慣習ある事は既に述べたところである。然しながら左の場合に於ては斯かる流通の慣行ない事は學說判例の均しく認める所である。

(一) 白紙委任狀付株券の正當なる所持人が盜難遺失其他の事由により、自己の意思に基かずして占有を失つた場合 右の場合に於ては假令善意に株券を取得した第三者であつても其權利を取得する事なく、亡失者は之等の占有者に向つて株券の返還請求が出来るのである。

判例 白紙委任狀付記名株式讓渡ニ關スル商慣習法(大審院大正十二年四月十六日判決)

記名株式ノ所有者カ任意ニ其株式ノ名義書換ニ必要ナル處分承諾書、白紙委任狀ヲ作成シ、之ヲ株券ニ添付シテ、他人ニ交付シタルトキハ、株式ノ所有者ハ爾後其株券及添付書類ヲ善意無過失ニテ取得シタル第三者ニ對シテハ當初株券及添付書類ヲ交付シタル理由ノ如何ニ拘ラス、其株券ニ付承諾書若クハ委任狀ニ記載補充セラレタル處分行爲ヲ爲シタルモノト看做サルルハ商慣習法トシテ是認スヘキモノトス。

第三者ノ取得以前ニ於テ正當ノ所持人カ盜難遺失其他ノ事由ニ依リ、自己ノ意思ニ基カスシテ株券及添付書類ノ占有ヲ失ヒタル場合ニ於テハ其第三者ハ株式ニ付權利ヲ取得スルコトナキハ處分承諾書白紙委任狀ヲ添付セル記名株式ノ流通スル商慣習法トシテ是認スヘキモノトス。

(二) 白紙委任狀付株式讓渡と無能力による取消の效力 白紙委任狀付株券が流通するの商慣習法は、無能力を理由となす讓渡取消の場合には其適用がない。



判例 白紙委任状付株式讓渡ト無能力ニ依ル取消ノ效力(大審院大正十三年十月二十三日判決)

記名株式ノ所有者カ任意ニ其株式ノ名義書換ニ必要ナル處分承諾書又ハ白紙委任状ヲ作成シ之ヲ株券ニ添付シテ他人ニ交付シタルトキハ、其交付シタル理由ノ如何ニ拘ラス爾後善意無過失ニテ右等ノ株券並附屬書類ヲ取得シタル者ハ其株式ニ付、權利ヲ取得スル旨ノ慣習アリト雖モ他ノ一面ニ於テ株券並附屬書類ノ交付カ無能力者ノ行爲ニ基クトキハ、之ヲ取消スコトヲ得ヘク其取消ノ效果ハ何人ニモ對抗シ得ヘキヲ以テ此場合ニ於テハ縱令第三者カ善意且無過失ニテ株券及附屬書類ノ交付ヲ受ケタリトスルモ其株式ニ付何等ノ權利ヲモ取得セサルモノトス。

甲カ乙ニ宛テ金額四千圓ノ手形ヲ振出し之ト同時ニ右債務ノ擔保トシテ自己名義ノ丙株式會社ノ株式百株ニ付白紙委任状ヲ添ヘ乙ニ交付シタルモ、當時甲ハ未成年者ナリシヲ以テ右行爲ヲナスニ付親族會ノ同意ヲ得サリシ場合、右甲ノ行爲ハ民法第八百八十六條第二號第三號ニ關スル行爲ニ該當スルヲ以テ親權者タル丁ハ民法第八百八十七條ニヨリ甲ノ右行爲ヲ取消スコトヲ得ヘク而モ其取消ノ結果ハ何人ニモ對抗シ得ルモノトス。

三 白紙委任状付株券の性質

(一) 白紙委任状付株券は動産ではない 白紙委任状付株券が取引市場を輾轉流通するの慣習ある事

は既に説明した所である。然しながら右の慣習に依つて白紙委任状付記名株券が動産と看做される事はない。従つて白紙委任状付株券が盜難に遭つた場合假令其竊取者から善意に右の株券を取得した第三者であつても民法第九十二條の規定の適用を受け直ちに右株式を取得する事は出来ない。従つて眞の名義人から之が返還の請求を受けた場合には、之に應じなければならぬ。又株券は動産ではないから民法第九十四條の適用も受けない事になるのである。例へば普通株式の賣買をなす店から、盜品である事を知らずに、相當な代金で買取つた第三者であつても、正當の權利者から返還の請求を受けた場合には、右の事實を主張して、其引渡を拒む事は出来ぬ。

(二) 白紙委任状付株券には商法第二百八十二條第四百四十一條の適用がない 商法第四百四十一條は何人と雖も惡意又は重大なる過失なくして手形を取得した者に對しては其手形の返還を請求する事が出来ない旨を規定してゐる。従つて手形の所有者が假令盜難又は遺失等全然自己の意思に基かずして、手形を失つた場合であつても、第三者が其竊取者又は拾得者から善意に手形を取得した場合には其者に向つて、手形が自己の意思に基かずして失つた事を理由として、其手形の返還を求める事は出来ない。右の規定は手形ばかりでなく、商法第二百八十二條に規定せられた有價證券にも適用せられるのであるから、或は株券にも右の規定が適用せられるのではなからうかとの疑を生ずるのであるが、



假令株券が有價證券であつても、手形其他の有價證券と異り、商法第二百八十二條同第四百四十一條の適用がない事は學說判例の一致する所である。

**判例** 白紙委任狀付株券ノ性質(東京控訴院大正十二年十二月十八日判例)

民法第九十二條ハ動産ノ占有ニ限り適用スヘキ規定ニシテ、同法第二百五條ニ依リ他ノ財産權ノ行使ヲ爲ス場合ニ準用スヘキモノニ非ラスト解スルヲ相當トス。

記名株式ハ白紙委任狀及處分承諾書ヲ添付スルモ、固ヨリ動産ト看做スコトヲ得サルカ故ニ、斯ル記名株式ニハ民法第九十二條ノ適用ナキモノトス。

株券ハ金錢其他ノ物又ハ有價證券ノ給付ヲ目的トスル有價證券ニ非サルカ故ニ商法第二百八十二條同第四百四十一條ノ適用ヲ受クヘキモノニ非サルモノトス。

民法第九十四條ハ同法第九十二條ト同シク動産ノ占有ニ關シ適用スヘキ規定ニシテ、同法第二百五條ニ依リ他ノ財産權ノ行使ヲ爲ス場合ニ適用スヘキモノニ非サルモノトス。

記名株式ハ白紙委任狀ヲ添付スルモ動産ト看做スコトヲ得サルハ勿論ナレハ、白紙委任狀付記名株式ノ權利者ハ盜難ニ罹リ其株券及添付書類ノ占有ヲ喪失スルモ、其權利ヲ喪失スヘキ理由ナキガ故ニ該權利ニ基キ其後ノ占有者ニ對シ之カ返還ヲ請求シ得ルモノトス(同趣旨、東京控訴院大正十年十一月九日、大審院大正五年五月十五日)

右に述べた如く、白紙委任狀付株券の所有者が其意思に基かずして其占有を失ひ、輾轉して善意の第三者が之を取得し其者が名義書換をなした後に、盜品又は遺失品なる事が判明した場合、眞の名義人は再び自己に名義書換の手續を取運んだ後でなければ、會社及び第三者に對し、自己が株主たる事を主張する事が出来ないであらうか。會社は名義書換のない間は、實體關係の如何に拘らず、株主名簿に記載せられた者を、株主と看做す事が出来るのである。従つて當事者に於て先づ其實關係を確定し之に基いて更に名義書換をなし、初めて會社其他の第三者に對抗し得べきものと考へられるのであるが、大審院判例は實體上無效の場合には名義書換を要せずして、當然會社及び第三者に對抗し得る旨を示してゐる。従つて理論としてはともかく實際問題としては判例に従ふべきである。

**判例** 會社ノ株主名簿ニ記載セラレ而モ眞ノ株主ニ非サル者ニ對シテ爲シタル株金拂込ノ催告又ハ失權通知ノ效力(大審院大正十四年四月九日判決)

商法第五十條ノ規定ハ記名株式ノ移轉アリタルモ、取得者ノ氏名住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其氏名ヲ株券ニ記載スルニ非サレハ、其移轉ヲ會社其他第三者ニ對抗シ得サルコトヲ定メタルモノニシテ株式ノ眞正ナル移轉アリタルコトヲ前提トシタルモノトス。即チ右ノ規定ハ株主名簿ニ於ケル記載ヲ以テ株式移轉ノ對抗要件ト爲シタルニ過キスシテ其記載ニ株主タルノ公信力ヲ附與シタルモノニ非サ



ルモノトス。

株式ノ讓渡行爲ナク、若クハ讓渡行爲無効ナルニ拘ラス、株式ノ讓受人トシテ株主名簿ニ記載セラレタルモノハ株主ニ非ス。從ツテ會社ニ對シ株主タルノ權利義務ヲ有セサルハ勿論會社ハ其者ヲ以テ株主ト認ムルコトヲ得サルモノトス。株式ヲ取得セサルニ拘ラス株主トシテ株主名簿ニ記載セラレタルモノヨリ株式ヲ讓受ケ株主名簿ニ記載セラレタル者モ亦株主ニ非サルヲ以テ會社ヨリ其者ニ對シ株金拂込ノ催告ヲナシ、又ハ失權手續ヲナスモ皆無効ニシテ從ツテ其株式ノ各讓渡人ハ株主カ株金ヲ拂込マサル場合ニ於テ、其滯納金額ヲ支拂フ義務ナク、株式カ競賣セラレタル結果不足額ヲ生シタル場合ニ於テモ之カ辨濟ヲナスノ義務ナキモノト謂ハサルヲ得サルモノトス。

#### 第九 株式名義書換と會社の眞偽調査權及び義務の範圍

株式の名義書換をなすに當り、會社は如何なる程度迄の調査權があり、又調査の責任があるかに付ては實際取扱者にとつて重大なる問題である。名義書換を爲すに當り、會社は普通形式的眞査權があるに止まり、進んで實質的眞査をなす必要もなければ其責任もない。從つて會社所定の手續を踐んで請求してゐるかどうかを調査し、形式上書類が完備してゐれば、それで充分であつて、それ以上實質的に立ち入り、讓渡行爲が有効に成立したりや否や等の調査をなす必要がない。然しながら名義書換

の請求ある株式に關し、實體上疑問があり、争ひのある場合、例へば同一の株式に付き二個の競賣が行はれ、何れが正當なる競落人であるか不明なる場合、或は名義書換の請求ある株式に對し盜難届出があつた場合等には、會社は進んで實體關係を明にする書類の提出を要求し審査する等は必要であらうが然らざる限り、常に形式的審査を以て充分である。

### 第十節 株主の權利義務

#### 第一 株主の權利

株主の權利の重なるものは左の通りである。

##### 一 株主の議決權

株主の議決權に關しては、株主總會の説明に於て詳述する事とし、茲には之を省略する事にする。(二六一、)。

##### 二 株主總會決議無効の宣告を求むる訴權

株主總會招集の手續、又は其決議の方法が法令又は定款に反するときは、株主は訴を以て其決議の無効を主張する事が出来る。之に關しては、第四章株主總會決議無効の訴の説明を参照せられたい。



## 三 會社設立無効の判決を求むる訴權

本項に關しては既に第二章第六節に於て詳細に説明した所であるから參照せられたい。

## 四 株主總會を臨時に招集する事を請求するの權利

即ち資本の十分の一以上に當る株主は、取締役に對して總會の招集を請求する事が出来る。株主の數には制限がないから、一人で資本の十分の一以上を有する者は、單獨に其請求が出来るのである。若し取締役が右の請求を受けてから、二週間内に招集の手續をなさなかつた場合には、裁判所の許可を得て自ら之を招集する事が出来るのである(一六)。

## 五 検査役の選任を請求するの權利

會社の業務並に計算検査の事に付ては、商法第六十條の二の規定に依り、總會は検査役の選任をなす事が出来るのであるが、株主にも更に監督の實を擧げしめんが爲めに、検査役の選任を裁判所に求める事を許したのである。即ち資本の十分の一以上に當る株主は、會社の業務及び會社の財産状態を検査せしめる爲に、裁判所に對し検査役の選任を請求する事が出来る(一九)。

## 六 訴訟提起を請求するの權利

株主總會に於て取締役又は監査役に對し、訴を提起する事を決議し、又は否決した場合には、資本

の十分の一以上に當る株主は、監査役又は取締役に對し、訴提起の請求をなす事が出来る。請求を受けた取締役又は監査役は、請求のあつた日から一ヶ月内に訴を提起しなければならぬ(一七八、一八)。

## 七 清算人の解任を請求する權利

重要な事由ある場合は、裁判所は資本の十分の一以上に當る株主の請求に依り、清算人を解任する事が出来る(二三)。

以上四乃至七は所謂少數株主權と稱するものであつて、假令定款の規定を以てしても、奪ふ事の出ない權利である。

## 八 利益又は利息の配當を請求する權利

本項に付ては第五章第三節の説明を參照せられたい(一九五、一九七)。

## 九 殘餘財産の分配を受くる權利

本項に付ては第十二章第三節の説明を參照せられたい(九二)。

## 十 株券に關する權利

(一) 株券交付請求權 會社が本店の所在地に於て登記を終了したときは、株主は株券の交付を請求する事が出来る(一四、七)。



(二) 株券の方式變更を請求する權利 株金の全額拂込を終つた後に於ては、株主は記名株券を無記名株券と爲し又は無記名株券を記名株券に変更する事を請求する事が出来る。然しながら、實際に於ては一般に定款を以て無記名式株券の發行を禁じてゐる事は屢々説明した所である(五一五)。

(三) 株式名義書換を請求するの權利(〇一五)

十一 役員に選任せられる權利

株主は取締役、監査役に選任せられる事が出来る(二六四、二八九)。

十二 書類閲覽の權利

株主は定款及び總會の決議録、並に株主名簿、社債原簿の閲覽及び財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書若くは準備金、利益利息の配當に關する議案を、定時株主總會の會日前營業時間内何時でも閲覽する事が出来る(二九二)。以上の書類は株主が權利として、其閲覽をなし得るのであるが、それ以外の帳簿書類は會社の承諾を得ればともかく、株主の當然の權利として其閲覽を強要する事はできぬ。又株主が當然に閲覽なし得る書類であつても、自己に利害關係のない事項並に他の株主の部に關する事項は、閲覽權の範圍を脱するものと謂はなければならぬ。何んとなれば株主に閲覽權を與へた事は、自己の持株又は其他の權利利益が正當に會社の帳簿並に書類等に記載せられてゐるかど

うかを確める爲の法の趣旨に基くからである。

閲覽權の中に謄寫權をも包含するや否やに關しては議論の存する所である。閲覽と謄寫とは字義に於て截然たる區別あるのみならず、裁判所の訴訟記録等に於ても、此二者は全く區別して居り、區裁判所等に於ては、登記簿の閲覽申請を以て鉛筆による謄寫を許してゐるが、右は因より默認してゐるに過ぎないものであるとなす説もあるけれども、然しながら書類を觀ただけでは、記憶が正確でない場合があるから閲覽の結果を確保する範圍に於て謄寫をなす事は、閲覽權の範圍に包含せられるものと解すべきである。尙裁判所の實際取扱ひとしては、寧ろ書類閲覽申請書を提出して、之に依つて書類の謄寫を許してゐるのが普通である。實際問題としても右の程度に之を許す事は何等弊害のない事である。

十三 優先權主權

普通一般の株主よりも、利益配當、殘餘財産の分配等に關し有利なる條件を有する株主の權利である

第二 株主の義務

株主の義務として擧ぐべきものは、株金拂込義務である。之に關しては既に本章第三節に於て詳述した所であるから省略する事にする。



次に株主としての諸届の書式を掲げる事にする。

書式 轉居 届

- 一、舊住所 東京市小石川区竹早町三十八番地
- 一、新住所 東京市本郷區眞砂町十五番地

昭和貳年七月五日

株主 佐藤 要 三 印

日本製油株式會社 御中

書式一、改印届 (紛失ノ場合)

- 一、印鑑 印

拙者儀從來使用ノ印章紛失ニ付今般右ノ通り改印致候間印鑑證明書相添へ此段及御届候也

昭和貳年七月五日

東京市本郷區眞砂町十五番地

株主 佐藤 要 三 印

日本製油株式會社 御中

書式二、改印届 (普通ノ場合)

- 一、舊印鑑 印
- 一、新印鑑 印

拙者從來使用ノ印章都合ニヨリ今般改印致候間此段及御届候也

昭和貳年七月五日

東京市本郷區眞砂町十五番地

株主 佐藤 要 三 印

日本製油株式會社 御中

書式 代理 届

昭和貳年七月五日以後拙者名義貴社株式ニ對スル每期利益配當金受領ノ權限並ニ株金拂込ニ關スル取扱ヲ水野豊へ委任致候ニ付同日以後右ニ關シ株主ニ對スル御通知可相成一切ノ書類ハ前記水野豊宛御發送相成度代理人印鑑相添連署ヲ以テ此段御届申上候也

昭和貳年七月五日

本郷區眞砂町十五番地



株主 佐藤要三 ㊦

本郷區眞砂町五番地

右代理人 水野 豐 ㊦

日本製油株式會社 御中

書式 親權者 届

東京市本郷區眞砂町十五番地

株主 佐藤要一

大正五年拾月五日生

右者未成年者ニ付爾今其行爲ニ對シテハ親權者タル拙者之ヲ代理可致候間戸籍謄本及印鑑票相添へ此段及御届候也

追而貴社ニ對シ同人單獨ニテ爲シタル從前ノ行爲ハ總テ之ヲ追認仕リ候也

昭和貳年七月五日

本郷區眞砂町十五番地

佐藤要一親權者父

佐藤要三 ㊦

日本製油株式會社 御中

書式 成年 届

東京市本郷區眞砂町十五番地

株主 佐藤要一郎

拙者儀今般成年ニ相達シ候ニ付戸籍謄本相添へ此段及御届候也

昭和貳年八月五日

右

佐藤要一郎 ㊦

日本製油株式會社 御中

書式 法人代表者變更届

舊代表者 取締役社長 木下乙三郎

新代表者 取締役社長 中正次

弊社所有貴社株式ニ關シ弊社代表者右ノ通り變更致候間商業登記簿抄本並ニ印鑑票貳葉相添へ此段及御届候也



昭和貳年八月五日

東京市麴町區有樂町三丁目一番地

竹田商事株式會社

取締役社長 中 村 正 次 ㊦

日本製油株式會社 御中

## 第十一節 株式の質入

### 第一 株式の質入方法

株式は定款に於て、其讓渡を禁止せられない場合の外、質權の目的となす事が出来る。株式の質入は無記名株式の場合は民法動産質に關する規定の適用があり(民八六)記名株式に關しては、民法第三百六十三條の適用がある。何れの場合でも質權の設定は單に株券の交付のみを以て、當事者間に其效力を生ずるばかりでなく、會社及び其他の第三者にも對抗が出来るのである。

然しながら、實際に於ては、株券に白紙委任狀並に處分承諾書を添付して、之を債權者に交付し、若し債務の辨済が出来ない場合には、該委任狀を利用して、自己の名義に書換を爲すなり、又は之を他に讓

渡するが如き所謂信託讓渡の方法によつてゐるのである。

### 第二 質權者と利益配當

利益配當金は株式の果實ではない。何んとなれば株主は、會社に對し其拂込んだ金額の返還請求權を有するものでないからである。故に利益配當金は、株金より生ずる法定果實ではないと解するのが通説である。

判例 利益配當金ハ果實ナリヤ(東京控訴院大正十  
四年九月十八日)

株主ノ利益配當金支拂請求權ハ其株主權ニ基キ之ヨリ流出スル權利ナリト雖モ、之ト全然別個獨立ノ存在ヲ有スル權利ニシテ固ヨリ株主權タル株式ノ内容ヲ成スモノニ非サルモノトス。

配當金ハ株式ノ果實ト解スヘカラサルハ勿論ニシテ、其他株式ノ質權者カ該株式ニ對スル配當金ヲ當然取得シテ其債權ノ辨論ニ充ツルコトヲ正當トスル法律上ノ根據ナキヲ以テ、質權設定契約當事者間特別ノ意思表示ナキ限り質權者ハ其利益配當金ヲ取得シ得サルモノトス。

### 第三 質權の消滅

株式の上に存する質權は左の事由に依つて消滅するものである。

#### 一 株主の失權



株主が失権された場合は、株式に関する権利も當然失ふのであるから、之を目的として設定した質権も亦當然消滅すべきものである。

## 二 株式の消却及び併合

株式の消却又は併合が行はれたときは、之を目的とする質権も亦消滅するのである。然しながら株式の併合の場合には従前の株式を目的とする質権は、株主が併合に依つて受くべき株式又は金銭の上に存在するものである。

## 第十二節 株式の消却

株式の消却とは会社が特定の株式を消滅せしめる事を謂ふのである。株式消却の方法に付ては

### 第一 資本減少の規定に従つて之を爲す場合

資本減少の規定に従つてなす株式消却の場合に資本の減少を來す事は當然である。然し次の場合即ち

### 第二 株主に配當すべき利益を以てなす場合

此場合の株式消却が資本の減少を來すかどうかにか付ては學者間に議論の存する所である。之に關し

ては第九章第二節を参照せられたい。



## 第四章 會社の機關

株式會社には其意思を決定する機關として株主總會があり、會社の事務の執行機關として取締役があり、其監督機關として監査役がある。尙臨時の監督機關として検査役がある。次に之等に關して順次述べる事にする。

### 第一節 株主總會

#### 等一 株主總會の意義

株主總會は會社の最高意思機關である。株主總會は會社の機關であるから、單なる株主の集會とは其趣を全然異にしてゐる。又總會は會社の機關であつて株主の機關ではない。會社は其目的成達の爲めに種々なる事項を決定し、それに基いて夫々活動をなすのであるが、其意思の決定は即ち總會の決議によらなければならぬ。株主總會は所謂意思決定をなす機關である。取締役及び監査役等は總會に於て決定せられた決議に基いて事務の執行をなすのであるから、寧ろ或點に於て主従の關係に立つものである。株主總會は株主の全員から組織せられ、株主の總意を發表する機關であるから、株主が會

社の事務に參與し、其總意を發表するには、必ず總會に依らなければならぬ。假令株主全員の同意があつても、總會の決議でない限り、株主總意の發表として其效力を認められるものではない。

#### 第二 株主總會の種類

株主總會は招集時期の如何に依つて定時株主總會と、臨時株主總會との二種に區別する事が出来る。

##### 一 定時株主總會

定時株主總會は法律又は定款の定めに従ひ、一定の時期に必ず取締役が招集する總會であつて、少くとも年一回以上一定の時期に招集せられる事を要するものである。年二回以上の利益配當を行ふ會社に於ては毎配當期に之が招集を要するのである。

##### 二 臨時株主總會

臨時株主總會は臨時必要ある毎に、取締役、監査役又は清算人、若くは資本の十分の一以上に當る株主が裁判所の許可を得て招集するものである。少數株主が臨時總會の招集をなすには、先づ商法第百六十條の規定に従ひ、會議の目的である事項及び招集の理由を書面に記載して、取締役に總會招集の請求をなすのであるが、取締役が其の請求を受けてから、二週間内に總會招集の手續をなさなかつた場合には、少數株主は本店所在地の地方裁判所に總會招集許可の申請をなす事が出来る。次に少數



株主總會招集請求書の一例を示すと

書式 株主總會招集請求書

一 總會ノ目的

本會社ノ定款第三條ヲ改正シ資本金參百萬圓ニ減少スルコトヲ決議スルコト

一 總會招集ノ理由

本會社ハ其資本金五百萬圓ナル處現ニ貳百萬圓ノ缺損ヲ生セリ今ニシテ資本ノ減少ヲナシ事業ノ縮少ヲ斷行シ堅實ナル營業方針ノ下ニ着々歩ヲ進ムルニアラサレバ到底本會社設立ノ目的ヲ達スルヲ得サルコトヲ虞ル

前記ノ理由ニヨリ總會招集ノ必要有之商法ノ規定ニヨリ請求致シ候間至急總會招集相成度此段請求候也

昭和貳年六月壹日

東京市小石川區久堅町五番地

日本製油株式會社株主

木 村 克 也 印

東京市小石川區武島町二十番地

同

菅 原 一 郎 印

(以下省略)

日本製油株式會社

取締役社長 渡邊信次郎殿

書式 株主總會招集許可申請 (少數株主ノナス)

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

日本製油株式會社株主

東京市小石川區久堅町五番地會社員

申請人 木 村 克 也

日本製油株式會社株主

東京市小石川區武島町二十番地械商

申請人 菅 原 一 郎



(以下省略)

申請ノ趣旨

申請人等ニ於テ株主總會ヲ招集スルノ許可相成度候

申請ノ原因タル事實

一 日本製油株式會社資本總額ハ定款第三條ニ依リ金五萬萬圓、其株式ノ金額五拾圓株式總數拾萬株ナル處事業不振ノ爲メ現ニ貳百萬圓ノ缺損ヲ生シダリ。

依ツテ此際資本ノ減少ヲ行フ必要アリト信スルヲ以テ、右定款第三條ヲ改正シ資本金ヲ參百萬圓トナスコトヲ決議センガ爲メニ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主タル申請人等ハ昭和貳年六月一日商法第六十條第一項ノ規定ニ依リ總會ノ目的、及ヒ其招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ同會社取締役社長渡邊信次郎氏ニ提出シ、總會招集ヲ請求シタルニ、爾後三週間以上ヲ經過スルモ同取締役ハ總會招集ノ手續ヲ爲サス。

二 然ル處右招集ヲナサルハ何等己ムヲ得サル事由ニ基クニアラスシテ全ク其責任ヲ怠ルモノニシテ、其事實明白ナルヲ以テ商法ノ規定ニヨリ本申請ヲ爲ス次第ナリ

證據書類

一 取締役ニ對シ總會招集ヲ請求シタル書面 一通

一 證人、何某

昭和貳年六月貳拾五日

右申請人

木 村 克 也 ㊦  
菅 原 一 郎 ㊦

(以下省略)

東京地方裁判所 御中

三 優先株主總會

株主總會は株主全體の總會たると、優先株主のみの總會たるとにより、所謂普通株主總會、優先株主總會とに區別する事が出来る。前者は全株主が出席する事が出来、後者は優先株主に限り出席する事が出来るのである。優先株主總會は定款の變更が優先株主に損害を及ぼす虞れがあり、一般株主總會の外に、優先株主總會の決議を必要とする場合に限り招集せられるものである。

第三 株主總會の招集



## 一 總會は會日より二週間前に招集通知をなす事を要する

株主總會は定時總會たると、臨時總會たるとを問はず、又取締役が招集する場合たると、監査役が招集する場合たるとに關せず、會日から二週間前に總會招集の通知をなすことを要する。二週間と謂ふのは既に説明した如く通知を發した翌日から起算して會日の前日迄に十四日の期間の存する事を謂ふのである。若し又無記名式株券を發行した會社では、會日から三週間前に株主總會を開くべき旨、及び其會議の目的たる事項を定款所定の手續により公告する事を要するのである。

判例 商法第五十六條ニ所謂二週間ノ期間ノ計算法(東京地方裁判所大正十年十一月四日判決)

商法第五十六條ニ會日ヨリ二週間前ニ通知ヲ發スルコトヲ要スアルハ、若シ八月八日ニ招集セシメハ會日タル八月八日ヲ餘キ遡リテ二週間、即チ十四日ノ期間ノ滿了セル七月二十五日ノ其前ニ發スルコトヲ要ストノ意義ニ外ナラス。即チ十四日目ニ該當スル二十五日ニ發送スルヲ以テ足レリトセズ遅クモ七月二十四日中ニ通知ヲ發セサルヘカラサルモノトス。

## 二 總會決議事項は豫め之を通知することを要する

株主に發する總會通知狀には、必ず會議の目的たる事項を記載する事を要する。何んとなれば總會に於ては豫め通知のない事項に關しては、決議をなす事か出來ないからである。此事に付ては既に第

一章第五節創立總會のところて説明したところであるから参照せられたい。

會社が株主に對する通知は株主名簿に記載せられたる株主の住所、又は株主が、會社に對して通知をなした、場所に當て、發送すればよいのである。

## 三 總會招集の場所

總會招集の場所は、本店所在地に於て行はれる事が普通であるが、會社及び大多數の株主の利益の爲めに本店所在地外の土地で總會を開く事は、敢て違法ではない。然しながら帝國領土外に於てする總會招集が無効である事はもとより、假令帝國領土内であつても極めて僻邊の地に開催し、事實上株主の議決權の行使を制限又は不能に終らしめたるときは無効であると解せられてゐる(東京地方裁判所大正十年十一月四日)。又單に取締役及び監査役等の便宜の爲めに本店所在地外に、總會の場所を定める事の違法である事は説明を俟つ迄もない事である。

判例 會社及株主ノ利益ノ爲メニスル株主總會招集場所變更(廣島地方裁判所大正十一年六月二日判決)

商法第二十條ハ定款ニ本店所在地ヲ記載スルコトヲ要スル旨ヲ規定シ、商法第七十一條ニハ定款、總會ノ決議録株主名簿、社債原簿ヲ必ス本店ニ備ヘ置クヘキコトヲ規定シ、以テ株主ノ員數、資本及營業ノ狀況等ヲ本店ニ於テ一目睹然タラシムルコトヨリ推考スレバ、株主總會招集ノ場所ニ付テ



ハ商法中特ニ規定スルコトナシト雖モ、之ガ爲メニ法律ハ其招集場所ヲ全然會社ノ業務執行機關タル取締役ニ一任シタルモノト謂フベカラスシテ、寧ロ特殊ノ事情ナキ限り、原則トシテ會社ノ本店所在地ニ之ヲ招集スヘキ法意ナリト解スヘキモノトス。

當初會社設立ノ際ハ資本ノ中心甲地ニ在リタルカ爲メ甲地ヲ本店所在地トナシタルモ、其後資本ノ中心地ニ移動ヲ生ジ株式並ニ株主ノ大多數カ乙地ニ集合シタル場合ニ在リテハ、會社及大多數ノ株主ノ利益ノ爲メニ本店所在地外ナル乙地ニ於テ株主總會ヲ招集スルモ必ス之ヲ以テ其招集手續ヲ違法ナリト謂フヲ得サルモノトス。

次に株主總會通知狀の一例を示すと

書式 株主總會通知書

拜啓陳者來ル六月貳拾七日（木曜日）午後一時東京市麴町區永樂町一丁目一番地工業俱樂部ニ於テ左記事項ニ付第五回定時株主總會開會可致候間御出席被成下度此段御通知申上候 敬具  
追而當日御差支ノ爲メ御出席難相成節ハ同封委任狀ニ記名御調印ノ上遅クモ總會前日即チ本月貳拾六日迄ニ到着致様御送附被成下度申添候

昭和貳年六月拾貳日

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

日本製油株式會社

取締役社長 渡邊信次郎

株主各位

會議ノ目的事項

- 一 昭和貳年四月參拾壹日現在財産目錄、貸借對照表、第五期營業報告書、損益計算書並利益金處分案（左記之通）承認ノ件
- 二 監査役 野村信行、西村藤也氏任期滿了ニ付改選ノ件

利益金處分案

一金參拾萬四千貳拾九圓七拾九錢	當期利益金
一金七萬參千參百五拾六圓參拾五錢	前期繰越金
合計 參拾七萬七千參百八拾六圓拾四錢	

内



金壹萬九千圓也  
 金貳拾五萬圓也(年壹割)  
 壹株ニ付金貳圓五拾錢  
 金貳萬五千圓也  
 金壹萬圓也  
 金七萬參千參百八拾六圓拾四錢

法定積立金  
 株主配當金  
 退職手當基金  
 役員賞與金  
 後期繰越金  
 以上

#### 第四 株主總會の決議

##### 一 通常決議と特別決議

株主總會の決議は出席株主の議決權の過半數を以て之をなす事が原則であるが、定款の變更、又は社債の募集、會社の合併、解散等の場合には、總株主の半數以上にして且つ資本の半額以上に當る株主が出席し、其過半數を以て決議する事を要するものである。前者は之を通常決議と稱し、後者は所謂之を特別決議と稱する。茲に過半數と謂ふのは行使した議決權の過半數を指すのであるか、或は又任意に若くは法律の規定に依つて議決權の行使が出來ない者、例へば其決議事項に關し利害關係のあ

る者の議決權をも算入すべきものであるかに付ては、議論の岐れる所であるが、總出席株主の有する議決權の總數を基礎となすべきであると謂ふのが通説である。

(一) 多數の會社の定款に「可同數なるときは議長の決する」所による旨の規定があるが斯かる規定が果して有効であるかは疑ひの存する所である。或は斯かる定款規定は無効であるから、可否同數の場合には、否決したものと解すべきであると論じ、或は又議長は對し、自己の有する議決權以外に、別に議長の資格に於て一箇の議決權を行使せしめる事は、我商法の解釋上之を是認する事は出來ぬものとなし消極に解するのが多數說である。然しながら、議長は其資格に於て別に一箇の議決權を行使するのではなく可否同數なる場合に於て、議長が之を採決し得る事は、慣習上有効であると解して差支へない事と信ずる。

##### 二 議決權の制限

議決權の制限には其個數の制限と、行使の制限とがある。議決權は原則として一株一個であるが、十一株以上の株式に付ては、之が制限をなし、十一株以上百株迄は五株毎に一個の議決權を與へるとが或は百株以上は十株毎に一個を與へると謂ふ様な定款の規定をなす事も出来る。此事に關しては第一章定款の説明を參照せられたい。



(一) 議決權行使の制限 總會の決議に特別の利害關係を有する株主は其決議事項に關しては、自己の議決權を行使する事は出來ぬ。例へば或株主が會社に對する責任の免除を認否する場合、又は或株主と會社が契約を締結する場合の決議に於て、其株主が議決權を行使する事が出來ない如き其一例である。

又商法第九十三條の計算書類の承認による取締役、監査役の責任解除の場合、又は取締役、監査役の行爲を検査する爲め、検査役を選任すべきかどうか、及び何人を選任すべきかに關する決議に付ては、取締役、監査役は議決權の行使が出來ない、と謂ふが如き學者の引用する例である。

斯くの如く、總會の決議に特別の利害關係を有する株主は、自己の議決權を自ら行使出來ないばかりでなく、之を他人に行使せしめる事も出來ない。然しながら自ら他人の代理人としても尙議決權を行使する事が出來ないものであるかどうかには議論の存するところである。東京地方裁判所の一判例は此場合他人の代理人として議決權を行使する事は何等差支へないものであると積極に解してゐる(東京地所大正十三年(方裁判九月十五日))

### 三 議決權行使の方法

株主は直接總會に出席して議決權を行つてもよければ、又代理人をして之を行はしめても差支へな

い。代理人により議決權を行はしめる場合は、其代理權を證する書面の提出を要する。代理權を證する書面と謂ふのは、普通委任狀であるが、或は戸籍謄本、若くは商業登記簿謄本等を指すのである。但し官吏が公法上の職務を行ふ場合には、其代理權を證する書面の必要がない。代理人を會社の株主に制限する事が有效であるかどうかについては、第一章第三節に於て述べたところであるから參照せられたい。

### 第五 株主總會の決議事項

我商法は總會の決議によるべき事項を規定してゐる。即ち左の通りである。之等以外の事項に付ては總會の決議によるなり、或は取締役に一任するなり、會社の自由である。

#### 一 通常決議事項

(一) 利益及利息の配當並に計算の承認に關する件(一九二) (二) 取締役監査役の選任並に解任に關する件(一六四、一六七、一八九) (三) 取締役に對する競業禁止の解除及び取締役が競業禁止に違反したる場合に於ける奪取權行使の件(五一七) (四) 新株募集手續調査の件(三二) (五) 清算承認の件(〇三)等である。

#### 二 特別決議事項

(一) 定款の變更(九〇) (二) 任意解散(三三二) (三) 會社の合併(三三) (四) 社債の募集(一九) 等である。



る。次に株主總會の實際の順序を述べる事にする。

### 第六 株主總會の實際

總會の開催に當つて會社のなすべき準備行為は種々あるのであるが、之等の事務を豫定しておく事は能率の上に大に影響するところである。次に事務豫定表の一例を示すと

日本製油株式会社第五回株主總會事務豫定表

#### 一 總會前日になすべき事務

- |                        |                  |        |
|------------------------|------------------|--------|
| (1) 總會ノ場所及期日           | 昭和二年五月二十九日於工業俱樂部 | 四月十一日  |
| (2) 株式名義書換停止公告         |                  | 自四月十八日 |
| (3) 總會通知用封筒記入          |                  | 自四月十八日 |
| (4) 決議通知書、營業報告書送付用封筒記入 |                  | 自四月十八日 |
| (5) 株主名簿締切             |                  | 四月三十日  |
| (6) 配當金支拂方依頼狀發送        |                  | 五月二日   |
| (7) 株主氏名原稿作成           |                  | 自五月七日  |
| (8) 株主氏名表印刷校正          |                  | 自五月八日  |

(9) 配當金表作成

(10) 配當金支拂表會計課へ回付

(11) 配當金支拂表並印鑑簿取扱銀行へ送付

(12) 配當金支拂方取扱銀行へ電報

(13) 營業報告書(株主氏名表付)總會決議通知配當金領收證一般株主へ發送

(14) 決算公告(一日)

(15) 原稿校正配當金支拂調書稅務署へ提出

二 會日當日に用意すべきもの

(1) 印鑑全部 (2) 議題揭示並出席株主數記入用紙 (3) 出席株主受付用紙同投票用紙 (4) 第四

回考課狀五〇、第三回考課狀一〇第二回考課狀一〇 (5) 鉛筆、毛筆、ナイフ、算盤、鈔、筆洗、

墨汁等

次に株式名義書換停止公告の例を示すと

書式 株式名義書換停止公告

當社定款第九條ニ依リ來ル五月一日ヨリ定時總會終了ノ日迄株式名義書換ヲ停止ス



昭和二年四月十一日

日本製油株式会社

三 株主氏名表原稿の作成

右豫定表の(1)から(6)迄は株式名義書換締切り前に片付ける事にし、名義書換締切りの翌日から株主氏名表原稿の作成をなす事にするのであるが、其の前に総株主数と、総株式数の計算をなし、株主名簿の記入に誤記なきや否やを確かめるのである。往々誤記ある爲め後になつて事務の進行上に多大な支障を來す事があるからである。右計算の結果は之を左表の如くに整理する。

書式 株主人員及株数一覽表

イロハ別	人員	株數
い	1,511	2,567
ろ	50	431
は	65	785
に	∴	∴
ほ	∴	∴
へ	∴	∴
と	∴	∴
ち	∴	∴
り	∴	∴
ぬ	∴	∴
る	∴	∴
を	∴	∴
わ	∴	∴
か	∴	∴
よ	∴	∴
た	∴	∴
れ	∴	∴
そ	∴	∴
∴	∴	∴
∴	∴	∴
計	1,755	10,000

右表によつて現在株主人員、並に株式數が正確であるか否やを確かめ、次に株主氏名表原稿(イロハ

別)の作成をなすのである(二通)株主氏名表原稿の一例を示すと

新株	舊株	合計	住所	氏名
100	10	110	大阪	井 定
300	30	330	静岡	井原時太郎
1100	110	1210	東京	井上 守
10	1150	1160	兵庫	井上 正義
10	100	110	北海道	井上市太郎
50	100	150	富山	井上徳之助
110	10	120	東京	井上治三郎
50	1150	1200	神奈川	井深 文次
5	310	315	京都	井手 孝一
300	30	330	長崎	井本 二郎
100	10	110	京都	伊井 浩
400	10	410	岡山	伊東 一チ
75	105	180	愛知	伊東 治郎
70	140	210	青森	伊東 文雄
80	130	210	秋田	伊藤 芳雄
115	15	130	山口	伊藤 義雄
110	10	120	東京	伊藤立太郎
10	10	20	東京	伊藤恒次郎
110	10	120	長野	伊丹 一郎
100	10	110	東京	伊佐 次郎
800	10	810	東京	伊佐 次郎

株主氏名表原稿

右株主氏名表の一通は、印刷に廻し一通は之に基いて、配當金支拂表を作成する。配當金支拂表は



支拂取扱所に區別し更に「イロハ別」に作成するのである。出来上つたならば、適當な時期に、株主印鑑簿と共に取扱銀行に送付して置いて、總會終了後配當金の支拂に差支へない様手配して置くのである。

總會が無事に終了したときは直ちに、配當金支拂依頼銀行に對し、配當金支拂の電報を發し、同時に兼ねて用意して置いた、營業報告書並に配當金領收證明紙を同封してある總會終了通知書を各株主へ發送するのである。次に配當金支拂表の一例を示すと

イノ部 東京銀行本店取扱

第五期株主配當金表

株主名	舊株		新株		配當金合計	支拂月日
	株數	配當金	株數	配當金		
井 定	10	2000	10	500	2500	
井 原 時 大 郎	30	6000	30	1500	7500	
井 上 守			10	1000	1000	
井 上 一 郎	50	10000	200	20000	20000	

右表は年八分の配當として計算したのである。

四 總會當日の順序

總會當日開會前の事に付ては第一章第五節創立總會の説明に述べたところと同一であるから参照せられたい。次に株主に配付すべき投票用紙の一例を示すと

議席番號		株主總會投票	株主氏名
本人權利數	委任者權利數		
權利數合計			

(一) 議長並に出席株主一同着席



(二) 出席株主及び権利箇數 總株主數一千七百五十五名總權利箇數十萬個の中出席株主九百八十二人此權利箇數七萬五千六百五十五個、此中本人出席百八十一人、此權利數六萬四千三百五十五個代理出席八百〇一人此權利數一萬一千三百個

(三) 諸報告

(1) 昭和二年第五期事業報告 議長取締役渡邊信次郎氏事業報告をなす。

本期の利益金は、曩に各位に御通知申上げて置きました、通り、總額金三十萬四千二十九圓七十九錢でありまして、第四期に比べますと、五萬四千六百七圓二十五錢の増加を示してゐる次第であります。今之を營業内容の内譯を大別して見ますと(中略)以上の如く當期營業の概況、其他大體の説明を了しましたから、之より直ちに議事に入る事に致します。

一番(河野一郎)議長只今議長から該博なる資料と適當なる統計とによりまして、詳細なる御説明がありまして、よく了承致しました。従つて第一號議案たる今期の營業報告書、財産目錄、貸借對照表、損益計算書、並に利益金處分案は朗讀を省略致しまして、直ちに監査役の御報告を御願ひ致します。

議長、それでは監査役の御報告を願ひます。

監査役野村信行氏 私より御報告を申し上げます。監査役一同は決算に係る第五回營業報告書、損益計算書並に利益金處分案其他關係書類を詳しく調査致しまして、何れも其正確なる事を認めました。此段御報告申し上げます。

議長 御異議がなければ、御承認を得た事と心得まして第二號案に移ります。

(2) 監査役野村信行、西村藤也氏任期満了に付改選の件

五番(西村太郎)議長之は原則として投票による譯であります、其繁雜を省略致しまして、之と同一效力のある議長に一任と謂ふ事に致し度いと思ひます。賛成々々。

議長 夫れでは監査役は野村信行、西村藤也の兩氏に御重任の事に御願ひ致します。異議なし、御異議がなければ左様心得まして之で閉會致します。時に二時三十分。

第七 株主總會決議無効の訴

一 總會決議無効の意義

株主總會の招集手續又は其決議の方法が法令若くは定款の規定に反するときは、株主、取締役又は監査役は訴を以て其無効を主張し得るのである。即ち總會の招集手續又は決議方法が違法であるからといつて當然無効となるのではない、訴を以てのみ其無効を主張し得るのである。此訴は總會決議の



日から一ヶ月内に本店所在地の地方裁判所に提起するのであるが、若し同時に數個の訴が、提起せられた場合には、之を併合して審理を進められる事となるのである。此訴があつた場合は、取締役は訴の提起あつた事、及び口頭辯論の期日を遅滞なく公告する事を要する。

決議無効の訴は、決議の内容自體が法定、又は定款に反したる爲め無効となる場合、即ち當然無効の場合とは異なるものである。例へば總會の特別決議を要する場合に商法第二〇九條所定の定足數に満たない出席株主の過半數を以て爲した特別決議(大審院大正十年七月二十七日)、又は樟腦製造を目的とする會社が、總會決議に於て阿片製造を決議した場合、或は全額拂込なきに拘らず資本増加の決議をなした場合の如き斯かる決議は訴を俟つ迄もなく當然無効である。従つて決議無効の訴の如く訴提起の期間の制限がなく、何時でも決議無効の確認訴訟を起す事が出来る。又當然無効の訴の當事者は必ずしも、株主、取締役又は監査役等に制限せらるべきものでない。

## 二 株主の決議無効訴の提起

株主が此訴を提起するには一定の条件を具備する事を要する即ち左の通りである。

(一) 其株主が總會に於て、決議に對して異議を述べたるとき 例へば斯かる決議は不當であるとの意思を積極的に申立てた場合等である。只單に不賛成であるとの反對投票をなしただけでは、異議の

申立ありと認める事が出来ないと解するのが通説である。

(二) 正當の理由なくして總會に出席する事を拒まれたとき 正當の理由があるとは、例へば代理人が代理權を證明する書面の提出なき場合、或は風俗壞亂の風體をしたり、又は泥酔してゐる場合等に出席を拒まれたる如きは正當理由ありとして學者が引用する例である。

(三) 自己に對する總會招集の手續が法令、又は定款に違反したとき 例へば總會招集の通知洩れの場合、或は總會招集の通知が二週間の法定期間がなかつた場合等である。

會議の目的である事項の通知なしに招集した株主總會の決議が本問の範圍に屬すべきものであるか、或は當然無効となるべきであるかに付ては議論の存するところであるが、東京地方裁判所大正十年七月二十二日の判決は左の理由に基いて當然無効と解してゐる。

「株主總會ニ於テハ會議ノ目的ニ關スル、通知事項以外ノ議案ニ付テハ會議ノ目的トシテ通知シタル事項ニ關シテ、修正決議ヲナスノ外議決スルヲ得サルモノナルコト勿論ニシテ、通知シタル目的事項ト全然異ナル別異ナル決議ヲ爲シタル場合ニハ、右決議ハ株主總會ニ於テ決議スヘキ事項ニ付キ株主ノ考慮ヲ促ス爲メ豫メ其事項ヲ通知シ、以テ其ノ事項ニ關シ正當ナル決議ヲ爲サシメントシタル商法ノ強行規定ニ反スルモノニシテ、斯クノ如キ決議ハ此點ニ於テ當然無効ナルモノト謂ハサル可ラス」



と該判決に對しては斯かる場合は總會招集手續に違背ありとして、所謂決議無効の訴を起す事が正當の見解であるとの反對説がある。

以上の條件を具備した場合でなければ株主は訴を提起する事が出来ないのみならず、又訴提起の當時現に株主たる事を要し、且訴終了する迄其資格を有する事が必要である。決議無効の訴の被告は會社であるが、通常取締役が之を代表するのである。若し取締役全員が訴を起す場合には監査役が會社を代表し、全取締役及び全監査役が訴を提起する場合には、會社は特別代理人を選任し之によつて代表せしめると謂ふのが通説である。

三 決議無効の訴は決議の日から一ヶ月内に提起する事を要する。

訴の提起期間を制限したる理由に付ては、既に株主の権限のところて述べた如く之を無制限に許すときは、一面會社の業務の滯滞を來すのみならず、他面取引の安全を害するからである。此訴の口頭辯論は一ヶ月の期間を経過しなければ開始出来ないものであるが、之は審理上の都合と、同一の裁判をなさしめる趣旨に出たものである。訴が提起されたときは、取締役は遅滞なく訴の提起あつた事、並に口頭辯論の期日を會社規定の公告方法によつて公告する事を要する。蓋し株主と取締役とが通謀して他の株主の知らない間に、決議無効の判決を受け、其結果決議が取消される事があるのを豫想し、其

訴の反對株主をして、之を知らしめて訴訟の準備をなさしめると謂ふ立法の趣旨に出たのである。

四 會社は訴提起の株主に相當の擔保を供する事を請求する事が出来る。

株主が訴を提起したときは、會社は相當の擔保の供與を請求する事が出来る。裁判所は會社から右の請求があつた場合には株主に必ず擔保を提供せしめなければならぬものであるかどうかは疑のある所であるが株主の訴に依つて會社の利益が害せられ、若くは害せられる恐れある場合、又は株主に惡意、重大なる過失ありと認められる場合に於て相當の擔保を命すべきものであると一般に解せられてゐる。

五 決議無効の訴の効果

(一) 決議無効の宣告は遡及效を生ずる 決議無効の訴に於て決議の無効なる事が確定したときは、遡及效を生ずるものなりや否やに付ては説の岐れるところであるが判例は之を積極に解してゐる。即ち決議無効の宣告によつて遡及して決議はなかつた事になるのであるから、其決議によつて取締役に選任せられた者は、當初から取締役でなかつた事になり、従つて其者が取締役として申請した商業登記も又不適法となるのである(大審院大正十年十月二十七日)。

(二) 無効宣告の効力は當事者以外の株主に對しても生ずる 決議無効の宣告の効力は單に訴訟の當



事者を拘束するばかりでなく、一般の株主にも效力を及ぼすのであるから、此決議によつて成立した株主對會社間の取引も無効である。

判例 株主總會決議無効ノ訴ノ效果(大審院大正十年七月十八日判決)

株主總會ノ決議ハ其招集ノ手續又ハ決議ノ方法カ法令又ハ定款ニ反スルトキハ、當然無効ナルヲ以テ、何人モ時ノ前後ヲ問ハス無條件ニテ其無効ヲ主張シ得ルハ理論上正當ナリト雖モ、理論ニ一任シ何時ニテモ其無効ヲ主張シ得ルモノトセハ其決議ヲ前提トセル會社取引ノ權利關係ハ意外ノ錯雜ヲ來タシ、當事者ノ利害ニ重大ナル影響ヲ及ホスコトアルヘク、斯クノ如キハ立法上考慮スヘキ事項ナルヲ以テ商法第六十三條以下ノ各規定ハ主トシテ斯クノ如キ結果ヲ緩和センカタメニ設ケタルモノトス。商法第六十三條以下ノ規定ハ、其決議ヲ以テ無効ノ判決アルマテハ有效ナリトシ判決ヲシテ決議カ將來ニ向テ無効ナルコトヲ宣言セシムル趣旨ニ非スシテ、決議カ當初ヨリ無効ナルコトヲ確定セシムルニアリ、若シ法定ノ期間内ニ於テ決議無効ノ訴ヲ提起スル者無クンハ決議ハ法律上有效ト爲ル結果ヲ生スルニ過キサル趣旨ノ規定ナリ。

決議無効ノ判決カ訴訟ノ當事者ト爲ラサル株主ニ對シテモ效力ヲ及ホスモノナルコトハ、商法第六十三條第三項ニ依テ準用セラル、同法第九十九條ノ四ノ規定ニ徴シテ明カナルヲ以テ、株主ハ總會決議無効ノ判決ニ依リ羈束セララル、モノト謂フヘク、其結果トシテ株主ハ決議ノ無効ヲ否定スルコトヲ得サルハ勿論、其決議ヲ前提トシテ會社對株主間ニ行ハレタル法律行爲ノ無効ヲモ否定スルコトヲ得サルモノトス。

決議事項を登記した場合に決議無効の判決が確定したときは本店所在地に於て決議無効の登記をなす事を要する。

左に總會決議無効宣告の訴の一例を示すと

書式 株主總會決議無効宣告請求ノ訴

東京市小石川區久堅町五番地會社員

日本製油株式會社株主

原告 木村克也

東京市小石川區武島町二十番地機械商

同 菅沼太郎

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

被告 日本製油株式會社



右法定代理人取締役 渡邊信次郎

請求ノ一定ノ目的

一定ノ申立記載ノ通りニ候

一定ノ申立

昭和貳年六月五日東京市麴町區八重洲町一丁目一番地工業俱樂部ニ於テナシタル被告日本製油株式會社第五回定時株主總會決議ハ無効ナリトノ宣告並訴訟費用ハ被告ノ負擔トス  
トノ御判決相成度

請求ノ原因

一、原告等ハ被告日本製油株式會社ノ株主ナル處、被告會社ノ取締役渡邊信次郎氏ハ、昭和貳年五月貳貳拾日前記工業俱樂部ニ於テ第五回定時株主總會ヲ召集スル旨ノ通知ヲ發シ、且右總會ノ日ニ於テ右總會通知事項ヲ原案通り可決シ之ヲ正當ナル決議トナセリ。  
二、然ル處右株主總會ノ通知書ハ昭和貳年六月拾參日ニ發送セラレタルモノニシテ、其會日タル昭和貳年六月五日日前ニ拾參日ノ期間存スルニ過キサレハ正當ナル株主總會召集ノ手續ヲトリタルモノトナレ難ク、右手續ハ商法第百五拾六條第一項ノ規定ニ反スルモノト認ムルヲ以テ原告等ハ、

商法第百六拾參條ニヨリ其決議ノ無効宣告ヲ求ムル爲メ本訴ニ及ヒタル次第ナリ。

證據方法及添付書類

一、總會招集通知書

壹通

一、登記簿抄本

壹通

一、其他ハ口頭辯論ノ際適宜提出可致候

昭和貳年六月貳拾五日

右

木村克也 菅沼太郎

東京地方裁判所 御中

書式 株主總會決議無効ノ訴提起及辯論期日ニ關スル公告

一、訴提起者

東京市小石川區久堅町五番地會社員

木村克也

同市同區武島町二十番地機械商

菅沼太郎



- 二、訴ノ趣旨 昭和貳年六月五日東京市麴町區永樂町一丁目一番地工業俱樂部ニ於テ爲シタル日本製油株式會社第五回定時株主總會ノ決議ヲ無効トスル宣告ノ請求
  - 三、訴提起ノ期日及受訴裁判所 昭和貳年六月貳拾五日東京地方裁判所ニ訴ヲ提起ス
  - 四、口頭辯論ノ期日 昭和貳年七月貳拾五日午前九時
- 右訴アリタルニ依リ公告ス

昭和貳年六月參拾日

日本製油株式會社  
取締役 渡邊 信次 郎

## 第二節 取 締 役

### 第一 取締役の意義

取締役は定款、又は株主總會に於て決定せられたる意思に基き、其業務を執行し、外部に對しては會社を代表する機關である。恰も總會と取締役とは自然人に於ける頭腦と手足の關係の様なものである。取締役は會社に必ずなくてはならぬ機關であつて、而も一時的のものではない即ち常設の機關である。普通社長、頭取と謂ふ様な言葉を使つてゐるが、夫れは商法上規定せられた用語ではなく、慣習上用

ひられてゐる熟語である。會社の取締役の上席を社長又は會長と稱し、銀行では頭取と呼んでゐる。常務取締役又は専務取締役なる用語も同様慣習上の熟語である。

### 第二 取締役の選任

取締役は必ず株主總會で選任すべきものである。之が選任を他の機關に任す事は出来ぬ、例へば監査役に一任したり、又は他の取締役が之を選任する事は無効である。取締役の期間満了した場合には改めて選任を要するのであるから、假令取締役が期間満了後其の事務を取つた事實があるとしても、適法の選任がない限り就職したものと謂ふ事は出来ぬ(大阪控訴院判決)。

#### 一 取締役豫選の效力

取締役任期満了の三四ヶ月前に、次の取締役を改選する事が有効かどうかは、取締役豫選の問題として議論の岐れるところである。商法第六十六條に於て取締役の任期を三ヶ年と定めた趣旨、並に同條が公益規定であるといふ點に鑑みれば、取締役の豫選は許されない様に解せられるのであるが、任期満了の三四ヶ月前に、次期の取締役を選任する事は、普通同條を回避する目的の爲になされたものとは考へられないのであるから、斯くの如き豫選は有効と解するのが通説である。

#### 二 補缺當選取締役の任期



取締役補缺當選者の任期に付ては、大抵の定款は前任者の任期の残期間である旨を規定してゐるが定款を以て斯かる定がない場合には、新取締役は新に會社と委任の關係に立つものであるから、其任期は新任の時から起算して定款所定の全期間の満了を以て終任するものと解すべきである。取締役が再選した場合に於ても又變更登記を要するものである。尙我商法は假取締役なるものを認めてゐないであるから、假令かゝる選任があつても何等の效力を生じない。

### 三 取締役選任の性質

總會に於ける取締役選任の效力は被選任者の承諾を俟つて生ずるものであるか、即ち其關係は委任契約に基くものであるか、或は、單に總會に於て選任せられたときは、被選任者の受諾を要せずして其決議のみに依つて效力を生ずる、所謂單獨行為に基くものであるかは、學者間に議論の岐れるところであるが、多數の學者は前説を採り、會社の代表者が會社の名義を以て被選任者に對し、委任契約の申込をなし、被選任者が之に對し承諾を與へたときに、兩者間に契約關係が成立するものであると解してゐる。

### 四 取締役は支配人を兼任し得るか。

取締役が支配人を兼任し得るか、どうかに付ては議論の岐れるところである。多數學説は之を積極

に解してゐる(註)。

(註) 取締役が支配人を兼任し得るや否やに付ては議論の存する所である。之を消極に解する論者は我商法第百八十四條に於て「監 役は取締役又は支配人を兼る事が出来ない旨を規定してゐるが、其趣旨から觀ると、取締役の場合には斯かる禁止の規定がないのであるから、寧ろ取締役は支配人の兼任を許す法の精神であると考へられるのであるが、然し監査役が取締役、又は支配人を兼る事が出来ない事は、監査役たる會社機關の性質上當然の結論である。商法第百八十四條前段が斯かる當然の事柄を規定したるは、同條後段の但書を設けんが爲に其前提として規定したに過ぎないのである。果して然らば同條を根據として本問を決せんとする事は妥當を缺くものである。尙又取締役は會社の機關として會社内部に於ては、業務を執行し、外部に對しては會社を代表する廣汎なる權限を有するものであり、支配人は主人に代つて、其營業に關する一切の裁判上、又は裁判外の行爲をなす、權限ある商業使用人である。故に前者は主人たる會社の手足であつて、後者は主人に隸屬する商業上の補助者である。主人の手足である取締役が之が補助者である支配人の資格を兼任するといふ事は、恰も主人が支配人を兼任し、支配人が番頭を兼任すると等しく不合理も甚だしいものである。又之を實際上から觀るも權限の廣い取締役が權限の狭い支配人を兼任する事は、何等の實益がないものであると論じ、之に對し反對説は本來監査役は監督機關であつて、取締役又は支配人は被監督者の地位に在るものであるから、監督機關が被監督者を兼任し得ざる事は明である。従つて之が兼任を禁止するに付ては敢て明文を設ける必要がないのであるが、素、監査役は取締役又は支配人と等しく、會社が自ら選任する所のものであつて、此意味に於て三者間に敢て異なる所がない。従つて特に禁止規定がなければ、或は會社は自由に監査役をして、取締役、又は支配人を兼任せしめるやうな事があり得るのであるから、明文を以て之が兼任を禁止したものと解すべきである。故に取締役の場合に之が禁止規定を設けてない事は、支配人の兼任を許す法の精神であると解すべきである。支配人は主人に隸屬するものであつて、主人のない所に支配人がある道理がなく、又主人が支配



人を兼任し得ない事も兩者の性質上當然の事であるが、之を會社の關係に付て謂ふときは、取締役は其本質上會社の代表機關であつて、其組成分子として人格を構成しない限り、會社に支配人あるときは、其主人は取締役でなく會社であると謂はなければならぬ。果して然らば、會社に支配人が有る場合に取締役が之を兼任する事は、主人と使用人とが合體するものでなく、又主が從を兼るものでもない。

又取締役と支配人とは、其本質上又は其責任の根據に於て、法律上の差異がある以上、假に取締役と支配人との職務、權限が全部一部の關係に在りとするも、尙理論上兼任を認める事に何等妨げないものである。何となれば取締役は會社の機關として一般的に商法第七十七條の責任を負擔し、支配人は被用人たる性質上民法第七百十五條を以て其責任を規律せられるのである。換言すれば取締役は、取締役の行爲として責任を負ひ、支配人は支配人の行爲として責任を負擔するものであつて、各別個の地位、各別個の責任關係を有するのであるから、單に其行爲の外形を見て、全部一部の關係に在るからと謂つて、本問を消極に解する理由がない。取締役が支配人を兼任する事は、實際上多くの實例がある點から觀るも、實際に合致する議論であつて本問を積極に解する間接根據をなすものであると論じてゐる。兩説とも一理ある事であるが多數學説は寧ろ之を積極に解してゐる。

### 第三 取締役の資格

取締役の資格に付ては制限がないのであるから、男女の區別、能力者、無能力者の差別なくなり得るのである。只無能力者が意思能力を要する事は言を俟つ迄もない。

#### 一 破産者は取締役にたり得るか

破産者は復権しない間は、取締役となる資格を有しないものである

#### 二 法人は取締役にたり得るか

法人が取締役にたり得ざる事は、多數學説の認める所である。學者の理由となすところ必ずしも同一ではない、取締役は場合に依り無限の責任を負ふものであるのに、法人が取締役にたり得るものとせば、無限の責任を負ふ結果となり、我商法が會社を以て無限責任社員たる事を禁止した法の精神に反するものであるとなし、或は會社は自然人の如き意思を有するものでない。従つて自然人をして會社の意思を補充する爲めに、取締役に關する規定を設けてあるのであるから法人を以て取締役に任ずる事は法の精神に悖るものであると謂ふ事が學者が之を消極に解する理由である。

#### 三 株券の供託は取締役の資格要件であるか

取締役が一定數の株券を監査役に供託すべき事は、我商法の規定するところであるが(商一)然し總會に於て選任せられた取締役が、株券の供託をなさないからと謂つて、別段其資格を缺くものでない。何となれば株券の供託は就任の要件でもなければ、職務を行ふ前提要件でもないからである(大審院大正十三年三月十三日)然しながら取締役に株券の供託を命ずる事は取締役個人の利害と會社の利害とを密接の關係にあき、取締役をして、會社の利益に反する様な行爲をなさしめないといふ趣旨に出でたものであるから、就任後遲滞なく供託せしめる様になすべきである。



株券の供託は何人に爲すべきであるかに付ては説の岐れる所である。或は株券の供託は監査役個人になすものでなく、會社の機關である監査役になすのであるから、結局會社に供託する事となるのである。従つて之が供託は會社になすべきものであるといふ説もあるが、通説は監査役に供託すべきものであると解してゐる。法の趣旨に鑑み通説を正當と信ずる。

尙資格株券數と供託株券數との關係に付ては第一章定款の説明を参照せられたい。

#### 第四 取締役の職務

會社の業務執行は定款に何等の規定がない場合には、取締役の過半數の決議による事が原則である。然しながら實際に於ては定款を以て、或は株主總會に於て、會社の事務を分擔して行ふのが普通である。即ち常務取締役と稱して日常の社務を行はしめ、常務取締役が數人の場合には、夫々特定事務を分擔してゐる事は實際に於て多くの實例のある事である。取締役が行ふ職務として我商法が規定してゐる所謂法定職務は左の通りであるが、其他個々の場合に於てなすべき職務が多種多様である事は言ふ迄もない。

#### 一 書類備付の義務

取締役は定款及び總會の決議録を本店及び支店に備へ置き、且株主名簿及び社債原簿を本店に備へ

付けて 營業時間内何時でも株主、又は會社債権者に閲覽せしめなければならぬ。之を忘るときは過料の制裁がある(三、二六二―三)株主の書類閲覽權は之を行使すると否とは其自由であるが、單に株主一個の利益の爲ではないから、豫め之を抛棄したり、又は之を奪ふ事は違法である。

實際問題として起るのは、會社設立後數年又は十數年後に支店を設置した場合に、遡及して最初からの決議録を支店に備付けなければならぬのであらうかの問題である。商法が取締役をして右の書類の備付義務を負はしめた趣旨に徴すれば、遡及して備付けをなす事が理論上正當であると信ずる。然し實際に於ては、支店設置當時からの決議録を備付けてゐる様である。十數年に遡つて之を作成する事は、實際上困難の事であり、實行不能の事であるからである。尙支店に備付ける、決議録が原本たる事を要するかに付ても議論の岐れる所であるが、謄本でも差支へないと解すべきである。原本を要求する事は餘り無理を強いる事になるからである。

#### 二 資本半減の場合の報告義務

會社が資本の半額を失つたときは、取締役は遅滞なく株主總會を招集し、之を報告する事を要する。若し取締役が報告を怠つたときは、過料の制裁を受けなければならぬ(二七四、二六六)。

資本の半を失ふと謂ふのは、會社の現存財産が資本額の半分以下に減じたことを指すのである。



### 三 破産宣告の請求

會社の財産を以て其債務を完済する事が出来なかつた場合には、取締役は裁判所に破産の申立をなさなければならぬ。商法第七十四條二項に所謂「債務を完済する事能はざるに至りたる」と謂ふのは、事實支拂不能の状態に陥つたことを謂ふのではなく、計算上の積極財産即ち正味財産が會社の債務を完済出来ない状態になつた事を指すのである。

其他に取締役の職務として、總會招集及び總會に提出すべき書類の作成若くは諸登記をなす等の事がある。

次に破産宣告申立の書式を示すと

#### 書式 株式會社破産宣告ノ申立

東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

日本製油株式會社

右法定代理人取締役

渡邊信次郎

#### 一定ノ申立

日本製油株式會社ニ對シ破産宣告相成度候

#### 申立ノ原因

右日本製油株式會社ハ大正十三年下半年期ヨリ漸次事業ノ不振ヲ來シ殊ニ最近精選外國輸入品ノ激增ニ依リ、俄然大ノ缺損ヲ爲シ、昭和二年五月末日ノ調査ニ依レバ、別紙貸借對照表ノ示スカ如ク、到底會社財産ヲ以テ、會社ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル状態ニ有之候ニ付商法第七十四條及ヒ破産法第二百二十七條ニ依リ此段破産宣告ノ及申立候也

#### 附屬書類

- 一、貸借對照表 壹通
- 一、債債者及債務者一覽表 壹通
- 一、商業登記簿謄本 壹通

昭和貳年六月拾五日

右日本製油株式會社

法定代理人取締役 渡邊信次郎 印

東京區裁判所 御中



## 第五 取締役行爲の制限

取締役の行爲は會社に重大なる關係を有するのであるから、我商法は其行爲に付いて次の二つの制限を附してゐる。

## 一 競業の禁止

(一) 取締役は會社の認許なしに自己又は第三者の爲に、會社と同種類の營業行爲をなす事が出来な  
いばかりでなく又は同種類の營業を目的とする他の會社の無限責任社員と爲る事も出来ぬ。若し取締  
役が之に違反して自己、又は第三者の爲に同種の營業行爲をなした場合には、株主總會は之を會社の  
爲になした行爲として、其行爲から生ずる一切の利益を收得する事が出来る。所謂學者の稱する介入  
權の行使と謂ふのが之である。介入權は監査役が其行爲を知つた時から、二ヶ月内に、又其行爲の得  
時から、一ヶ年内に行はなかつたときは消滅するものである。實際に於ては、取締役が會社の認許を  
て同種の營業行爲をなす例は尠くない(五七)。

(二) 取締役は會社の認許なしに會社と同種の營業を營む他の會社の無限責任社員と爲る事が出来  
ぬ。

取締役が無斷で會社と同種の營業を營む他の會社の、無限責任社員となる事は法の禁ずるところで

ある(五七)。然しながら同種類の營業を營む他の會社の取締役となり得るや否やに付ては議論の存す  
る所である。即ち

(1) 商法第七十五條の無限責任社員中に、取締役を包含するや否やの問題に付ては之を積極に解  
する説もあるが、商法第七十五條が、會社と密接の關係を有する取締役の行爲に制限を加へ、其利  
害衝突を防ぐ爲に規定せられた趣旨、並に商法第六十九條の規定に鑑み、無限責任社員と同様、  
會社の認許なくして、同種營業を營む他の會社の取締役となる事が出来ぬと解する消極説に賛成した  
る(註)。

(註) 商法第七十五條の同種會社の無限責任社員中に取締役を含むや否やに付ては、本文に述べたる如く議論の岐れる所であ  
る。積極論者は曰く商法第七十五條一項は取締役は、株主總會の認許がなければ、自己又は第三者の爲に會社の營業部類に屬す  
る、商行爲をなし、又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員となる事を得ずと定めてゐるが、然し直接に同種の營業  
を目的とする他の會社の取締役たる事は、禁止してゐないのである。而して同種の營業を目的とする他の會社の代表權限ある取締  
役となる事は、其結果必然的に他の會社の爲に會社の營業部類に屬する商行爲をなす場合を生ずるのであるから、株主總會の認許  
がなければ他の會社の代表取締役となる事は出来ない。然しながら他の會社の代表權限なき取締役となる事は、それが爲に會社の  
營業の部類に屬する商行爲をなす虞れがないのであるから、斯かる場合には、假令株主總會の認許がなくとも、他の會社の代表權  
なき取締役となる事は、差支へないものと論じてゐる。之に反し他の一説は商法第七十五條の取締役の競業禁止に付ては  
絕對的に株主總會の認許を要するものと解すべきである。或は商法第七十五條は單に代表取締役に付てのみ適用があるのであつ



て、俗に所謂平取締役の場合に付ては、取へて差支へないと謂ふ論をなす者もあるが、元來取締役は原則として各自會社を代表し唯定款又は總社員の同意（合名會社）又は株主總會の決議ある場合に限り、代表取締役を定め得るのである。然しながら會社の代表機關としての取締役は外部に對する關係であつて、之を以て會社内部に於ける任務の權限を定める標準となすべきものではない。纏つて商法第七十五條を觀るに、會社の營業の部類に屬する商行為をなし云々とあるのは、所謂營業禁止の規定である事は、一點疑ひのないところである。之れ即ち會社の内部關係を律せる規定である。果して然りとせば、取締役は其内部關係に於ては、各自に平等に會社に對し、其職責を有するもので、代表權限の有無に依つて其責任に決して輕重の區別がない（九六）。従つて營業禁止の規定の適用に關しては代表取締役たると、平取締役とに拘らず、一律に株主總會の認許を要するものであると解すべきであると。

## 二 取締役會社間の取引

商法第七十六條は「取締役ハ監査役ノ承認ヲ得タルトキニ限り自己又ハ第三者ノ爲ニ會社ト取引ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ民法第八條ノ規定ヲ適用セス」と規定し取締役と會社との取引に付ては、監査役が承諾を與へなければ、其取引は無効である旨を定めてゐる。蓋し取締役の行為が會社の利害に重大なる關係を有するが故である。茲に所謂取締役、會社間の取引と謂ふ事は如何なる事を意味するのであるかを次に述べて見たい。

(一) 取引の意義 大審院判例は商法第七十六條は株式會社の取締役が監査役の承認なくして、自

己又は第三者の爲に之等の者と會社との間に於て、新なる權利の發生、變更、消滅の効果を來すべき行為をなし得ない事を規定し、以て取締役が、擅に其會社に對する利害の關係を改變すべからざる旨を示したのであつて、同條に所謂取引と稱するのは一般に以上の如き効果を生すべき行為を謂ふのであると判旨してゐる（大審院大正十五年一月三十日）即ち同條に所謂取引といふのは、取締役が會社を代表して會社と個人たる自己又は第三者と法律行為を爲す場合、若くは他の取締役が會社を代表し自己と法律行為をなす場合を謂ふのである。

例へば會社名義の株式を取締役個人に讓渡する場合、又は反對に取締役個人名義の株式を會社に讓渡する場合、或は會社、取締役間又は第三者間に會社所有若くは取締役、第三者所有の不動産の賣買をなす場合、或は取締役が會社の第三者に對する債權の免除をなす行為等は總べて同條の適用を受けるのである。又本條は取締役が會社の利益の爲になす行為、或は無償行為の場合にも適用がある。又他の取締役が會社を代表する場合にも適用がある。

(1) 手形の振出、引受行為は同條の取締に該當するなすか 手形の振出行爲又は引受行為が商法第七十六條の取引に該當するかどうかに付ては議論の岐れる所であるが、判例は之を積極に解してゐる。



**判例** 手形振出、引受行爲と商法第七十六條ノ取引(大審院大正十二年七月十一日判決)

株式會社ノ取締役カ會社ヲ代表シテ他ノ取締役ニ宛テ手形ヲ振出シタル場合ニ於テハ、商法第七十六條ノ規定ニ依リ、監査役ノ承認ヲ得ルコトヲ要シ其承認ヲ得サルトキハ振出ハ無効ナルヲ以テ、手形交付行爲ノミナラス、手形債務負擔行爲モ亦無効ナリト謂ハサル可ラサルモノトス。

商法第七十六條ノ趣旨ハ一株式會社ノ取締役カ監査役ノ承認ヲ得スシテ、其會社ト取引ヲ爲スハ會社ノ不利益ヲ生スルノ虞アリト爲シ、其取引ヲ無効ト爲スニ在ルヲ以テ、株式會社カ其取締役ニ對シテ、手形ノ振出シニ依リ、手形債務ヲ負擔スル行爲モ亦同條ノ取引ニ包含スルモノト解スルヲ正當トス。

株式會社ノ取締役ガ會社ヲ代表シテ、他ノ取締役ノ求メニ依リ、手形ノ引受ヲナシタルトキハ、其引受ハ商法第七十六條ニ所謂取締役カ會社ト爲シタル取引ニ該當スルヲ以テ、監査役ノ承認ヲ得サルトキハ、其引受ハ無効ナルコト論ヲ俟タス。

手形ノ振出カ商法第七十六條ニ違背シテ爲サレタル爲メ、無効ナル以上ハ、監査役ノ事後承認ニ依リ有效ト爲リタル場合ニ非サル限り、其手形ノ所持人カ受取人ナルト、被裏書人ナルトヲ問ハス、又被裏書人カ善意ナルト、惡意ナルトヲ問ハス、之ニ對シ其無効ヲ主張スルヲ得ヘク、手形ノ引受カ

無効ナル場合ニ於テモ、亦之ト論結ヲ異ニスヘキ理由ナキモノトス(同趣旨判例大審院大正十五年一月三十日)

(2) 債權の譲受人たる取締役が會社を代表して爲す債權讓渡の通知は同條の取引に該當するか 債權讓渡の通知を譲受人たる取締役が會社を代表してなすには、監査役の承認を必要としない。何んとなれば債權の讓渡通知は讓渡人と債務者との關係であつて、讓渡人、譲受人間の取引でないからである(東京控訴院大正二年十二月十二日同趣旨判例大審院大正九年二月二十二日)

(3) 市町村長が同時に取締役なる場合に同人が市町村長を代表してなす取引にも同條の適用があるか 商法第七十六條に所謂第三者の爲にする場合中には、取締役が私法上の代理人として、會社と取引をなす場合のみならず、公法上の市町村長として、市町村を代表して會社と取引をなす場合も包含するものである(大審院大正四年十月二十八日)。

(4) 取締役が會社に對して有する債權に付き、債權者の交替に因る更改の場合にも適用があるか 商法第七十六條の取引と謂ふのは、會社の財産を減少し、若くは會社をして新に義務を負擔せしめる行爲は總べて之を包含するものである。故に債權者の交替に因る更改(取締役が債權者であつたものを他人に更替する場合)の場合にも、亦監査役の承認を必要とするものである(東京地方裁判所大正二年十月二十一日同趣旨判例)。



(二) 監査役の承認

(1) 監査役の概括的承認は無効である。

監査役が商法第七十六條の承認をなすには、必ず具體的の行為に付いて一々なさなければならぬ。概括的になされた承認は無効である。例へば取締役が自己(取締役個人)の爲になす取引の全部を承認すと謂ふ様な如き其一例である。

(2) 監査役の承認は監査役中の一人が之を與ふれば有効である。商法第七十六條の承認は、監査役が數人ある場合であつても、其一人に於て之をなせばよいのである。必ずしも監査役全員の承認を要するものではない(大審院大正五年十月二十五日)。

(3) 監査役の承認は、監査役自身がなす事を要する。監査役の承認は必ず監査役自身が之をなす事を要し、他人が監査役に代つてなす事は違法である(大審院大正四年十月二十一日)。

(4) 會社も又監査役同様承認を爲し得るか。商法第七十六條の承認は、常に監査役に限り之を爲す事が出来るばかりでなく、會社自身も亦之を爲す事が出来ること謂ふ説もあるけれども、若し此説を是認するとせば結局取締役が承認を與へる結果となり、被監督者自身が監督権を行使する奇觀を呈する事となるのである。斯くの如きは法典が會社の監督機關たる監査役に其權限を附與した趣旨を全然

没却するものである。故に承認は監査役がなすべき事であつて、會社がなす事は許されない事であると解する説に左坦した。

(三) 承認の時期 監査役の承認は事前に於てなす事が普通であるが、必ずしも事前になさなければならぬ事はない。事後の承認も又有効である。

(四) 承認なき行為の效力 監査役の承認なき行為の效力に付ては、學者間議論の岐れる所である。或は絶対無効であるとなし、或は相對無効であるとなし、或は又取消し得べき行為であると論じてゐる。判例は之を次の如く解してゐる。

判例 商法第七十六條監査役承認ノ時期並承認ナキ取締役取引行為ノ效力(大審院大正九年七月十日判決)

商法第七十六條ニ規定セル、監査役ノ承認ハ事前ニ在リテハ、勿論事後ニ在リテモ之ヲ爲ス事ヲ得ヘク、又事前ノ承認ナキ取締役ノ取引行為ハ無効ナルモ確定的ニ無効ナルニ非スシテ、事後ノ承認若クハ其拒絶アル迄ハ浮動ノ状態ニ在リテ之ヲ無權代理ノ場合ニ準スヘキモノト解スルヲ相當トス。

如上ノ場合ニ於テ、監査役ノ承認ヲ得シテ自己ノ爲ニ會社ト取引ヲ爲シタル、取締役ハ民法第一百四條ノ規定ニ則リ、相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ承認ヲナスヤ否ヤヲ確答スベキ旨ヲ監査役ニ催告シ、若シ監査役カ其期間内ニ確答ヲ爲ササルトキハ承認ヲ拒絶シタルモノト看做スコトヲ得ルモノトス。



商法第七十六條ニ則リテ爲ス監査役ノ事後承認ハ、事前ニ監査役ノ承認ヲ得ルコトナクシテ、自己又ハ第三者ノ爲ニ會社ト爲シタル取締役ノ、取引行爲ノ效力ヲ會社ノ爲ニ生セシムル一方的意思表示ニシテ、之ヲ受クル者カ其當時取締役ノ資格ヲ保有スルコトヲ要スルノ趣旨ニ非ズ。

### 第六 取締役の會社代表

#### 一 各自代表

取締役は各自會社を代表することが本則である。之れ商法第七十條の明定する所である。故に定款又は株主總會に於て、會社を代表すべき取締役を定めなかつた場合には、取締役は各自獨立して會社を代表する権限を有するものである。

#### 二 特定代表

前述の如く定款、又は株主總會に於て、會社を代表すべき所謂特定代表取締役を選定する事は實際に於て大多數の會社がとつてゐる方法である。定款を以て代表取締役を定めるに付ては、必ず代表取締役其人を特定する事を要するものである。例へば會社を代表すべき取締役伊藤四郎と定めるが如き其一例である。従つて單に社長及び専務取締役は會社を代表すべき旨を規定した定款の定めは無効である。

然しながら代表取締役の氏名を定款に一々記載する事は、代表取締役の變更ある毎に定款の變更を要する事となり非常に面倒であるから、次の如き規定をなすのが實際に便利であり、且多くの會社の定款規定に觀るところである。「株主總會ニ於テ取締役中會社ヲ代表スヘキモノ若干名ヲ選任シ各自會社ヲ代表セシム」斯様に定めておけば代表取締役の變更があつても、定款變更の手續を要しないからである。但し右の場合には、定款變更の必要はないが代表取締役變更登記をなす事を要する(註)。

**判例** 定款ヲ以テ代表取締役ヲ定ムル方法(東京控訴院大正十三年三月十四日判決)

會社定款ニ「社長ハ當會社ヲ代表シ業務ヲ統理ス、専務取締役ハ社長ヲ補佐シ又ハ社長ヲ代理シテ業務ヲ執行ス」ト規定シアル場合ニ於テハ後段ノ規定ハ則チ専務取締役ニモ、亦會社代表ノ權限アルコトヲ定メタルモノト解スルヲ相當トスルノミナラス、右ノ如キ定款ノ規定ハ會社ノ代表者其人ヲ特定シタルモノト謂フヲ得サルカ故ニ各取締役ノ會社代表權ヲ制限スル效力ナキモノト謂ハサルヘカラス。

#### 三 共同代表

以上述べた外に定款又は株主總會の規定を以て、數人の取締役が共同に、又は取締役と支配人とが共同して會社を代表せしめる方法もある(一七)。



(一) 共同代表の形式 茲に所謂共同代表と稱するのは、外部に對する意思表示に關する事であるが内部關係に於ける同意の問題とは別個である。即ち共同代表ありと看做されるには、表面上共同代表者の全員が表はれてゐなければならぬ。例へば手形振出の場合に、共同者全員の署名を要するが如き其一例である。

(二) 共同代表者の受働的能力 共同代表取締役又は支配人の共同代表を要する事は、外部に對する意思表示に關する場合であつて、外部から會社に對してなす意思表示の受領に關しては、共同代表者の全員の共同を必要としない。従つて其一人に對して爲したる意思表示は會社に對して效力を生ずるものである。

**判例** 取締役ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ(大審院大正三年十月十七日判決)  
銀行ノ取締役ナル者カ其取締役名義ヲ用ヒテ小切手ヲ偽造シ、他銀行ヨリ金圓ヲ騙取シタル場合、其銀行ハ取締役ナル一機關トシテ自己ヲ代表セシメ以テ被害各銀行ト取引ヲ爲シ居タル關係上、銀行ト被害各銀行トノ外部關係ニ於テハ、商法第六十二條ノ規定ニ因リ、其取締役ハ銀行ノ爲メ小切手ヲ振出ス一般權限アルモノト認メサルヲ得サルモノトス。

(註) 商法第七十條は代表取締役の選定方法に付ては何等規定する所がないから、之を特定し得る限度に於て表示すれば充分

である。且商法第四百四十一條第一項第八號は會社を代表すべき取締役を定めたる時は其氏名を登記すべき事を定め、之を以て登記事項と爲すのであるから、假令定款に於て其人を特定しなくとも、登記に依つて代表取締役が何人であるかを明瞭にする事が出来るのであるから、何等の弊害が無い。従つて定款に「社長又ハ専務取締役ハ會社ヲ代表ス」と謂ふ様な定め方は有效であるとの論者もゐるが、之に對しては次の批難がある。商法第七十條は改正法に依りて、商法第六十一條に倣ひ追補せられたものであつて、此規定は其趣旨よりして會社を代表すべき社員と謂ふのは、特定の代表社員其者を謂ふものと爲さなければならぬ。果して然らば商法第七十條第一項に依り代表取締役を定める方法も、亦同一に解すべきものである。何んとなれば等しく會社代表者の選定方法に付き、差別を設ける事は法典の趣旨に悖るからである。又定款又は株主總會に於て代表取締役を定めたるが故に、之が登記を必要とするものであつて、法典が其登記事項として代表取締役其人の氏名を要求してゐる點に鑑み、所謂代表取締役を選定する方法は、當に取締役役其人を定める事が法の精神であると解すべきである。多數學說及び判例は後説に解してゐる。

**判例** 取締役若クハ支配人ニ非サル株式會社銀行支店長ノ權限(大審院大正十三年三月十日判決)

株式會社タル銀行支店長ハ其取締役、若クハ、支配人ニ非サル者ト雖モ、該支店ノ一切ノ行爲ヲ處理シ、特別ノ事情ナキ限り其營業ニ關スル行爲、殊ニ手形取引ニ關シテハ銀行ヲ代理スル權限ヲ附與セラレ、之ヲ爲スモノナルコト、銀行營業ニ關スル實驗法則上疑ヒヲ容レサルモノトス。

### 第七 取締役の權利

取締役は報酬を受ける權利があるが、其額に付ては定款を以て之を定めるか、或は株主總會で定め



なければならぬ。實際取扱ひとしては、定款で其額を定めるよりも、總會の決議で定める方が、便宜である事は既に定款の説明で述べた通りである。

#### 第八 取締役の責任

取締役は定款又は株主總會の決議の範圍内に於て、會社の業務を執行するものであるから、其任務を怠つた爲に、會社に對して損害を蒙らしめた場合、又は權限外の行爲を爲した爲に、第三者に對して損害を與へたときには、相當な責を負はなければならぬ。

##### 一 會社に對する責任

取締役が業務を執行するに當り、善良なる管理者の注意を怠つたが爲に、會社に損害を蒙らしめた場合には、其取締役は連帶して會社に對し損害賠償の責に任すべきものである(七一七)。取締役の責任は株主總會に於て取締役が提出した書類の承認に依つて解除せらるるものである(三一九)。然しながら、責任の解除は取締役に不正行爲のない事を前提とし、之を承認した場合に限られるのであつて、取締役に不正の行爲があつた場合には、假令書類の承認があつた場合に於ても、之は單なる書類の承認に留まり、取締役の責任解除とはならぬ(大審院大正十三年三月十一日判決)。

##### 二 第三者に對する責任

取締役が法令又は定款に反する行爲を爲した場合には、假令其行爲が株主總會の決議に依つた場合であつても、其取締役は連帶して第三者に對し、損害賠償の責任を負はなければならぬ(八二七七)。以上の外取締役は場合により、刑罰又は過料に處せられる事がある。尙貯蓄銀行に於ては、取締役在任中に生じたる會社の義務に付ては無限の責任があり、且其責任は退任後二ヶ年間存続するものである。

#### 第九 取締役の辭任解任退任

##### 一 辭任

取締役は會社と主従の關係に立つものであるから、其事由の如何に拘らず、何時でも辭任する事が出来る。辭任の意思表示は通常上席取締役に對して爲すのであるが、其表示の方式に付ては別段制限がない口頭でも書面でも差支へない。然し實際に於ては辭任届を出すのが普通である。

(一) 全部の取締役が辭任を爲す場合には何人に對して其意思表示をなすべきか 若し何等かの都合で全部の取締役が辭任する場合には、何人に對して辭任の意思表示を爲すべきものであるかに付ては議論の岐れる所である。監査役は取締役一部欠缺の際にも、之に代つて其職務を行ひ、又は取締役が會社に對して訴を起す場合にも、會社を代表する等の點から觀れば、本問の場合の意思表示は、監査役に對して爲すべきものであるとの説もあるが、會社には取締役、監査役を選任し、又は解任し、其